平成２５年１１月１３日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２０年(ワ)第１０７７７号　損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日　平成２５年８月２日

判　　　　　決

東京都千代田区神田多町２丁目５番地

原　　　　　告　株式会社クリスチャントゥデイ

同代表者代表取締役　矢　田　喬　大

東京都江東区亀戸３－２１－１４　晴光レジデンス２０１号

原　　　　　告　矢　田　喬　大

兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目６番１１号

原　　　　　告　高　柳　　　泉

上記３名訴訟代理人弁護士　小　林　雄　介

同　辰　野　嘉　則

同　飯　田　耕　一　郎

同　金　山　貴　昭

同　北　山　　　昇

横浜市南区井土ヶ谷下町２８－３３　救世軍横浜小隊

被　　　　　告　山　谷　　　真

同訴訟代理人弁護士　紀　藤　正　樹

同　山　口　貴　士

主　　　　　文

１　被告は，原告株式会社クリスチャントゥデイに対し，５５万円及びこれに対する平成２０年４月２９日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　被告は，原告高柳泉に対し，２５万円及びこれに対する同日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

3　被告は，原告矢田喬大に対し，１５万円及びこれに対する同日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

4　被告は，インターネット上で被告が管理するウェブサイト「MAJOR MAK'S DIARY」並びにアカウント名「ct-cult,newcollegiate」及び「dqa」に記載された文言のうち，別紙主張整理表の「番号」欄６，８～１０，１４，１７～１９，２１，２３～２７，３１，３２，３４，３５，３７，３９，４０，４３，４５，４６，４９，５１，５５～５７，５９～６２，６６，６８，７０～７５，７８，８０～８２番の各「該当箇所」欄掲記のブログにおける各「表現内容」欄に引用された文言（ただし，２１番の㋑及び３２番の㋐，㋑を除く。）を削除せよ。

5　原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

6　訴訟費用は，これを２分し，その１を被告の負担し，その余を原告らの負担とする。

7　この判決は，第１項，第２項及び第３項に限り，仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

1　被告は，原告株式会社クリスチャントゥデイに対し，１３０万円及びこれに対する平成２０年４月２９日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

2　被告は，原告高柳泉に対し，５０万円及びこれに対する同日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

3　被告は，原告矢田喬大に対し，３０万円及びこれに対する同日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

4　被告は，原告らに対し，インターネット上で被告が管理するウェブサイト「MAJOR MAK'S DIARY」並びにアカウント名「ct-cult,newcollegiate」及び

「dqa」に記載された文言のうち，別紙主張整理表の各「該当箇所」欄掲記のブログ（以下，これらを併せて「本件ブログ」という。）における各「表現内容」欄に引用された文言を削除せよ。

5　被告は，原告らに対し，前記４項記載のサイト上に，別紙謝罪文記載の謝罪文を掲載せよ。

第２　事案の概要

1　本件は，原告らが，インターネット上で被告が管理する本件ブログにおける被告の書き込みによって名誉を毀損されたと主張し，被告に対し，①不法行為に基づく損害賠償請求として，原告株式会社クリスチャントゥデイ（以下「原告会社」という。）については１３０万円，原告高柳泉（以下「原告高柳」という。）については５０万円，原告矢田喬大（以下「原告矢田」という。）については３０万円並びにこれらに対する被告への訴状送達の日の翌日である平成２０年４月２９日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を，②不法行為に基づく名誉回復請求として，本件ブログ上の名誉毀損表現の削除及び当該ブログ上に謝罪文を掲載することをそれぞれ求めた事案である。

2　前提事実（争いのない事実，並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨による認定事実）

(1)　当事者

ア　原告会社は，主としてインターネット上のウェブサイトにおいてキリスト教に関する情報を提供することを業とする株式会社である。

原告高柳は，原告会社の設立時から平成２３年７月まで，原告会社の代表取締役社長であった。原告矢田は，平成１７年に原告会社に入社し，平成２３年７月２９日付けで代表取締役に就任した。

（甲２４，２７）

イ　被告は，キリスト教会「救世軍」のメンバーであり，牧師，通訳，翻訳，

神学校教師等を仕事としている。救世軍は，日本におけるキリスト教福音派の組織である日本福音同盟（ＪＥＡ）に加入しているキリスト教会である。

(2) 本件ブログへの投稿

被告は，平成１８年２月１６日，本件ブログ上において，原告会社についての書き込みを始め，別紙主張整理表の番号１から８４までの「表現内容」欄記載の各表現を投稿した（以下，同各表現を併せて「本件各表現」という。）。

(3) 原告会社と被告との交渉経緯

原告矢田は，平成１８年１０月３日から４日にかけて，計３回，被告に対して，電話で本件ブログの削除を求めた。その際，原告矢田は，被告に対し，「ブログを削除しなければ裁判に訴える」などと伝えた。

原告高柳は，被告に対して，「納得のいく回答が得られない場合は，…法的な処置をも検討します」と通告した。

原告会社は，被告に対し，電話で，本件ブログ上への原告会社に関する書き込みの削除を要求し，さらに，平成１８年１２月１３日，救世軍本営を訪問し，被告及び被告の上司である太田晴久と面談し，本件ブログの削除を要求した。

原告高柳は，平成１９年１月２５日，太田晴久及び被告と会談し，本件ブログ上での原告会社に対する書き込みの削除を要求した（以下「高柳山谷会談」という。）。

(4) 通知書の発送

原告会社は，平成１９年３月２０日，被告に対し，同日付け内容証明郵便を送付し，誹謗中傷表現を削除すること，原告会社に対する謝罪と今後一切名誉毀損の言動をしないことを成約する書面の提出を求めた（甲２）。

被告は，削除に応じず，上記書面を提出しなかった上，上記内容証明郵便

を本件ブログ上で公開した（甲３）。

(5) 調停の申立て

原告会社は，平成１９年４月９日，東京簡易裁判所に対し，本件ブログ上の原告会社を誹謗中傷する記述の削除及び損害賠償を求める調停を申し立てた（甲４）。

被告は，調停期日に欠席し，上記調停は，平成１９年６月２０日，不調に終わった（甲５）。

３　争点

(1) 本件各表現の名誉毀損の成否

(2) 損害及び謝罪広告の要否

(3) 削除請求の可否

４　争点に対する当事者の主張

(1) 原告の主張

ア　被告は，平成１８年２月１６日頃から本件ブログ上において原告会社に関する書き込みを開始し，その後，原告会社が統一教会と関係のあるカルトで反社会的行為をする集団であることをほのめかし，また原告会社のメディアとしての適性を疑わせるような記載を繰り返し行った。

また，被告は，本件ブログ上に，原告高柳及び原告矢田が，統一教会の元幹部であったダビデ張牧師のマインドコントロールを受けており，「パラノイド傾向と虚言性向」がある等と記載した。

これらの本件ブログへの記載における本件各表現は，原告らの社会的評価を低下させることが明らかである。

本件各表現についての原告らの具体的主張内容は，別紙主張整理表の「表現内容」欄及び「社会的評価を低下させる理由」欄記載のとおりである（なお，別紙主張整理表においては，原告会社のことを「ＣＴ」ないし「クリスチャントゥデイ」ということがある。）。

イ　原告に生じた損害及び謝罪広告の必要性

(ア)　被告が，本件各表現を不特定多数の者が閲覧できる本件ブログ上に掲載した結果，原告会社の社会的信用は著しく低下した。原告会社は，キリスト教関連の情報提供を主要な業務としており，その主な情報受領者はキリスト教の関係者であるところ，キリスト教界において統一教会は異端であり，問題のある団体であるという共通認識があり，本件各表現によって，原告会社の社会的名誉が毀損されたことは明らかである。原告会社が被った無形的損害は計り知れず，その損害額は，少なくとも１００万円を下らない。また，原告会社は，本件訴訟を提起するにあたり，弁護士費用として３０万円の支出を余儀なくされたことから，これも被告による名誉毀損と相当因果関係のある損害である。

また，原告高柳は，極めて悪質な本件各表現により，精神的損害を被り，その損害額は，少なくとも５０万円を下らない。

同様に，原告矢田は，本件各表現により，精神的損害を被り，その損害額は，少なくとも３０万円を下らない。

(イ)　本件各表現によって原告らが被った社会的評価の低下を回復するには，被告に別紙謝罪文記載の文言及び方法で謝罪広告を行わせることが必要である。

ウ　削除請求

本件各表現は，極めて悪質な名誉毀損表現であり，削除されるまで表現がインターネット上に残存するというブログの特質から，本件各表現が削除されない限り，原告らに損害が生じ続けることは明らかである。

したがって，原告らの被った損害を補てんするためには本件各表現を本件ブログから削除することが必要である。

(2)　被告の主張

ア　本件各表現には，原告らの社会的評価を低下させないものがある。また，

仮に本件各表現が原告らの社会的評価を低下させるとしても，その表現内容は全て真実性，あるいは相当性が認められる。また，論評といえる表現内容については，論評としての相当性の範囲内であり，被告は名誉毀損の責任を負わない。

原告の主張に対する被告の反論は，別紙主張整理表の「被告の反論／抗弁」欄記載のとおりである。

イ　損害の有無及び謝罪広告の必要性

争う。

ウ　削除請求

争う。

第３　当裁判所の判断

１　認定事実

前記前提事実に加え，掲記の証拠及び弁論の全趣旨からすると，次の事実が認められる。

(1)　「張在亨が来臨（再臨）のキリストである」との教義は，キリスト教においては異端的な教義である（弁論の全趣旨）。

(2)　張在亨の疑惑調査

ア　韓国基督教総連合会（以下「ＣＣＫ」という。）は，同会の会員である大韓イエス教長老会合同福音総会長の張在亨（同人は，「ダビデ張」，「張在洞」などと称される人物である。以下，同人物については「張在亨」という。）について，統一教会に関係している疑惑があるとして，異端対策委員会を設置し，調査した。

上記調査が開始されたことは，韓国のオンライン新聞である「Ｎｅｗｓ　Ｎ　Ｊｏｙ」に掲載され，キリスト教界に知れ渡たることとなった。

日本におけるキリスト教福音派の組織である日本福音同盟（ＪＥＡ）は，平成１６年６月１７日，その加盟団体に対し，原告会社についての調

査結果として，韓国新聞社「韓国基督公報」による次の報告があった旨を通知し，原告会社による取材を一切受けないことを決定した。

「韓国クリスチャン新聞の常任理事，張在洞牧師は，統一教会の核心メンバーであることが判明。このことについての記事が韓国のオンライン新聞であるＮｅｗｓ　Ｎ　Ｊｏｙ（http://www.newsnjoy.co.kr）に出ている。基督公報の取材によれば，海外ネットワークとして日本と中国に力を入れているらしい。張在洞牧師は現在，合同福音教団の総会長ですが，韓国基督教総連合会から異端として調査中である。（クリスチャン新聞提供）」

これを受けて，救世軍は，同月１８日，被告を含めた救世軍関係者に対して，「『クリスチャントゥデイ』新聞の件」と題するファックスを送信し，上記日本福音同盟による調査結果を配布した。

（乙１，８４）

イ　張在亨は，ＣＣＫの異端対策委員会に対し，統一教会関連団体で働いていたことがあり，これを深く悔い改めて懺悔する旨記載した「悔い改めの自筆覚書」を提出し，上記異端対策委員会は，８月１２日に全体会議を開き，上記覚書の内容を公開した。

ＣＣＫの異端対策委員会は，平成１７年９月６日，調査の結果，「張在亨が１９９７年以降統一教会と関係をもった形跡はない」旨の声明を発表し，これは日本福音協会のホームページにも掲載された。

（甲６，７，乙８４）

(3)　ＣＣＫの異端対策委員会は，平成２１年及び平成２２年に，張在亨が自らを再臨主（世界の終末の日にキリストとして再びこの世に現れる者のこと。）とする疑惑について，調査及び再調査を行ったところ，「嫌疑なし」の結果となった。ＣＣＫは，平成２３年，張在亨の統一教会疑惑及び再臨主疑惑について，無嫌疑であり，問題は終結したことを公表した（甲

８，１７）。

正統派キリスト教徒の最大組織である世界福音同盟（ＷＥＡ）は，同年，その加盟団体である日本福音同盟に対して，張在亨の疑惑は解消された旨を通知した（甲１６，２４）。

なお，ＣＣＫから分裂した韓国教会連合（ＣＣＩＫ）は，張在亨の疑惑の追及を継続している（乙１４６，１６１）。

⑷　張在亨の経歴

ア　張在亨は，昭和２４年１０月３０日，大韓民国で出生し，昭和４７年から昭和５２年１月まで，統一教会の学生組織である原理研究会の新村学舎の責任者として活動し，昭和５０年２月８日には統一教会の合同結婚式に参加していた。

張在亨は，昭和５７年３月，統一教会の学生組織である国際基督教学生連合会の事務局長に就任した。

統一教会は，昭和６０年頃，成和神学校を設立し，同校を母体として鮮文大学を設立することを計画し，同大学の設立準備委員会を組成したところ，張在亨は同委員会に参加した。

張在亨は，昭和６１年９月，成和神学校企画室学生担当に就任し，翌年３月，成和神学校企画室長に就任した。昭和６３年９月１日，統一教会の神学校である統一神学校と成和神学校が合併し，平成元年，張在亨は成和神学校学生部長兼教務課長に就任し，同校で神学の教授を担当するようになった。

平成３年３月４日，成和神学校が成和大学に改編されたところ，張在亨は，神学教授として同大学に勤務し，平成５年１２月２９日，同大学が鮮文大学に改称した後も，平成１０年１月まで同大学に勤務していた。

（乙１０，９７，原告高柳ｐ３４，３８～４０）

イ　張在亨は，大韓イエス教長老会国際合同総会の総務，大韓イエス教長老

会合同福音の総会長，豪州サザンクロス神学校教授などを経て，イエス青年会，アポストロス・キャンパス・ミニストリー（ＡＣＭ。以下「ＡＣＭ」という。）を設立し，世界福音同盟（ＷＥＡ）の北米支部理事を務めている（甲２４，乙７９，８７，１０６）。

ウ　張在亨は，アメリカのカルフォルニア州サンフランシスコ市のオリヴェット大学を創立し，その学長に就任していた（乙８６）。

(5)　各種団体及び人物の関係

ア　大韓イエス教長老会合同福音は，張在亨が韓国において設立した教団であり，張在亨が指導者として総会長を務めている（乙６３，８７，１０６，原告高柳ｐ５５）。

イ　ＥＡＰＣは，平成４年，若者への宣教運動を目的として，ＡＣＭの後援によって創立された団体であり，アメリカ等に多数の教会を設立している（乙８９）。

ウ　東京ソフィア教会は，平成１０年１月頃，大韓イエス教長老会合同福音の宣教師である安マルダこと安宣一（以下「安マルダ」という。）が設立し，平成１７年1月頃まで存続した教会である（原告高柳ｐ２１，原告矢田ｐ４４，４６，乙２２～４０，８０）。

東京ソフィア教会は，後に，日本キリスト教長老教会に所属することを明示するようになった（乙５５～６０）。

日本キリスト教長老教会は，大韓イエス教長老会合同福音により派遣された宣教師が組成した複数の教会の集まり（教団）であり，平成１５年７月頃に日本キリスト教長老教会と称するようになった（乙２０～６０，原告矢田ｐ４５，４６）。

安マルダは，平成１５年４月又は５月頃，原告高柳を，大韓イエス教長老会合同福音の日本における代表者として日本代表使役者の地位に任命した（原告高柳ｐ２０～２２）。

エ　日本キリスト教長老教会のホームページには，「青年宣教」として，ＡＣＭのホームページへのリンクが添付されているところ，同ホームページの画面の下には，「Ｃｏｐｙｒｉｇｈｔ」として，ＥＡＰＣの名称が記載されている（乙９１，１０９，１１０）。

オ　東京ソフィア教会の所在地は，平成１５年３月末までは①東京都文京区本郷２丁目２６番８号ワカナビル３階であり，同年４月以降は，②東京都新宿区山吹町３５２番２２グローサ・ユウ新宿ビル３階であった。上記①は，原告会社の設立当時の原告高柳の住所，株式会社ベレコム（以下「ベレコム」という。）の所在地と同一であり（乙１９，２２～４０，６４），上記②は，原告会社設立当時の本店所在地と同一であり，原告高柳が同ビルの３，４階の賃貸借契約を締結した（乙１９，４１～６０，原告高柳ｐ１，２）。

原告会社は，設立時（平成１５年５月１５日），上記②のビルの４階を本店所在地としていた（原告高柳ｐ１）が，同年１２月頃，東京都渋谷区神泉町１８－８ＳＨＯＴＯビル２０４号に移転し，その後は，東京ソフィア教会が上記②のビルの３，４階を使用していた（乙２１，原告高柳ｐ３）。

平成１９年（２００７年）４月１０日，韓国クリスチャントゥデイの住所は，原告会社の住所（東京都千代田区西神田２丁目７－６川合ビル３階３３号）と同一であった（乙９９～１０１）。

高柳山谷会談の直前，原告高柳の名刺には，原告会社の住所地として韓国クリスチャントゥデイの日本における連絡先が記載されていた（乙１０１，原告高柳ｐ４）。

カ　東京ソフィア教会の電話番号（０３－６８０１－９６１８）の登録者は，安マルダであり，その後の東京ソフィア教会の電話番号（０３－５２０６－６７４３）の登録者は，原告高柳である。

また，ＡＣＭ，東京ソフィア教会，原告高柳の電話番号として使用されていた電話番号（０３－５２６１－８３７９）の登録者は原告高柳である。

キ　原告会社は，設立時に，韓国クリスチャントゥデイ及びクリスチャンポストから資金援助を受けた。また，活動資金がひっ迫した際に，韓国クリスチャントゥデイ及びベレコムから資金援助を受けた。

（原告高柳ｐ４，３０，３１）

ク　張在亨は，平成１２年，オリヴェット神学校（Olivet Theological College & Seminary。以下「ＯＴＣＳ」という。）を設立し，同校は，平成１６年２月，オリヴェット大学（Olivet University。以下「ＯＵ」という。）に改編された。張在亨は，平成１８年７月頃まで，同大学の理事長であり，それ以降は総長の地位にある（乙８６）。

ＯＵは，そのホームページにおいて，宗派がＥＡＰＣである旨記載している（乙９２）。

ケ　原告高柳は，ＵＣＬＡ在学中にＡＣＭの伝道を受け，ＯＵの前身であるＯＴＣＳに入学し，平成１５年３月２３日に卒業して日本に帰国し，同年４月頃，大韓イエス教長老会合同福音の宣教師である安マルダから日本代表使役者に任命され，東京ソフィア教会の伝道師として活動していた（乙３５～４３，８６，６３・ｐ３，７，原告高柳ｐ２４）。

原告高柳は，同年５月１７日，大韓イエス教長老会合同福音において，張在亨から牧師の按手を受け，同年秋頃まで東京ソフィア教会の牧師としての活動に従事していた（乙４３～４６，原告高柳ｐ２０～２４）。

原告高柳は，同月１５日，原告会社を設立し，代表取締役に就任した。

原告矢田は，株式会社ベレコムの取締役であり，東京ソフィア教会の第５回賛美礼拝における賛美リーダーであった者で，ＡＣＭ千葉センター代表者，イエス青年会の会長でもあった。

原告会社の設立当初の住所地は，東京都新宿区山吹町３５２番２２グローサ・ユウ新宿であり，ＡＣＭの本部も同所に所在した。

原告会社の記者である井手北斗（以下「井手」という。）は，東京ソフィア教会の信者であった。

(6) クリスチャントゥデイは，キリスト教メディアの世界的ネットワークとして，アメリカ，イギリス，日本，韓国等の世界各国の主要土地に記者を有し，新聞を発行している。原告会社は，上記ネットワークの一部として，日本において「クリスチャントゥデイ」という新聞を発行する組織である。

（乙１０７，原告高柳ｐ４４，４５）

(7) 聖書講義ノート

ア　北村宗範は，東京ソフィア教会の信徒であった平成１４年頃，教会での講義内容を記載したノートを作成した。

上記ノートには，「イエスキリストではなく，来臨のキリスト」（乙１１４の６）などと記載されており，この記載は，「イエスキリスト」が再臨することを教義とするキリスト教とは異なり，異端的な教義に基づく記載である。被告は，北村宗範の両親が北村宗範のアパートで発見したノートの一部として，上記ノートを受領した（以下「本件ノート」という。）。

（乙１１３～１１５の２，１６０，乙１４４，１５３，原告高柳，被告）

イ　北村宗範は，原告会社の記者であり，編集長であった。

ウ　この点，原告らは，本件ノートが北村宗範によって作成されたか不明であり，形式的証拠力がない旨主張するが，原告会社が発行したインターネット新聞「クリスチャントゥデイ」において，北村宗範が本件ノートを作成したと名乗り出た旨の記載があること（乙１５３，１６０）に加え，原告会社の記者である井手が作成した匿名のブログ「Ｓｏｌａ　Ｇｒａｔｉａ」（以下「匿名ブログ」という。）において，被告が問題としているノ

ートは所有者が北村宗範であることを前提とした記載があること（乙１４４），原告高柳は，北村宗範と連絡が取れるにもかかわらず，全く本件ノートの作成経緯やその内容について北村宗範に確認していないなどと供述していることにも照らせば，本件ノートそれ自体は，北村宗範の所有物であり，同人が作成したものであると認めることができる。

２　本件各表現の名誉毀損の成否

(1)　本件各表現につき名誉毀損として不法行為が成立するためには，原告らの一般社会における社会的評価を低下させるものといえなければならない。すなわち，名誉とは，人の品性，徳行，名声，信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価であると解され，名誉毀損とは，この客観的な社会的評価を低下させる行為であると解される（最高裁昭和６１年６月１１日大法廷判決・民集４０巻４号８７２頁）ところ，インターネット上のウェブサイトに掲載された表現の内容が人の社会的評価を低下させるか否かは，一般の読者の普通の注意と読み方を基準に判断すべきものである（最高裁昭和３１年７月２０日第二小法廷判決・民集１０巻８号１０５９頁，最高裁平成２４年３月２３日第二小法廷判決・裁判集民事２４０号１４９頁参照）。

(2)　また，事実を摘示して他人の名誉を棄損する場合であっても，その行為が公共の利害に関する事実に係り，かつ，その目的が専ら公益を図ることにあった場合において，摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときは，その行為には違法性がなく，仮に上記証明がなくても，行為者において上記事実の重要な部分が真実であると信じたことについて相当の理由があれば，その故意又は過失が否定され，不法行為が成立しないと解される（最高裁昭和４１年６月２３日第一小法廷判決・民集２０巻５号１１１８頁，最高裁昭和５８年１０月２０日第一小法廷判決・裁判集民事１４０号１７７頁参照）。

そして，ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損においては，その行為が公共の利害に関する事実に係り，かつ，その目的が専ら公益を図ることにあった場合に，その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには，人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り，その行為は違法性を欠くと解される（最高裁昭和６２年４月２４日第二小法廷判決・民集４１巻３号４９０頁，最高裁平成元年１２月２１日第一小法廷判決・民集４３巻１２号２２５２頁参照）。

なお，名誉毀損が問題となっている表現における事実の摘示と意見ないし論評の表明との区別については，同表現が，意見ないし論評の表明にあたるかのような語を用いている場合にも，一般の読者の普通の注意と読み方とを基準に，前後の文脈や同表現の公表当時に読者が有していた知識ないし経験等を考慮すると，証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張するものと解されるときは，その表現は，その事項についての事実の摘示を含むものというべきである（最高裁平成９年９月９日第三小法廷判決・民集５１巻８号３８０４頁参照）。

(3)　この点，本件各表現は，原告の主張を踏まえて類型化すると，次のとおりに分類することができる（各本文は原告の主張の要旨であり，括弧内の数字は，別紙主張整理表の「番号」欄の数字であり，その番号に対応する「表現内容」欄記載の表現を指し示すものである。なお，表現によっては複数の類型にまたがるものもあるため，重複する数字がある。）。

（原告会社に対する表現）

①　原告会社が，張在亨が「来臨（再臨）のキリスト」であるという「異端的教義」を信奉し，かかる異端的教義を説いているとの表現（２２，２９，３１，３７，４３，４９，５１。以下，これらを併せて「表現①」という。）

② 原告会社は，統一協会の核心メンバーないし幹部である張在亨の設立した企業である，又は統一教会の派生カルト団体ないしダミー団体の疑いがあるとの表現（７，２３，２９，３４，３５，４０，４３，５４，６１，６２，６４，６６，６８，８０。以下，これらを併せて「表現②」という。）

③ 原告会社が，原告高柳や従業員に対しマインドコントロールを行い，無償労働や消費者金融からの借金を強い，アポなし訪問や電話攻勢などをかけるようなカルト団体であるとの表現（８～１１，１７～２０，２４，２６，２７，２９，３２の㋐，㋑，３３，３６，３８，４１，４６～５０，５２，５５，５６，５９，６０，６２。以下，これらを併せて「表現③」という。）

④ 原告会社が，損害賠償請求裁判を提訴するとの威嚇，告訴の威嚇を行ったとの表現（２８，３０，４２，４４，５３，６７。以下，これらを併せて「表現④」という。）

⑤ 原告会社が，不審者・不審車両の配置，サーバーアタック，インターネット上の誹謗中傷といった被告に対する攻撃を行っているとの表現（１～６，１２～１６，２１，２５，２８，３２（㋐，㋑を除く。），３９，４５，５７，５８，６３。以下，これらを併せて「表現⑤」という。）

（原告高柳に対する表現）

⑥ 原告高柳が，「ブログの記事を削除しなさい。さもなければ，大変なことになる」と述べた直後に，不審車両，不審者，サーバー攻撃などの事態が生じたとの表現（６９，７２。以下，これらを併せて「表現⑥」という。）

⑦ 原告高柳が，パラノイド，虚言性向，尋常でない様子が見られたとの表現（７０，７１，７３～７５。以下，これらを併せて「表現⑦」

という。）

⑧　原告高柳が，自己を「来臨のキリスト」とする張在亨と関わりがあることを示唆する表現（７６，７８，８０。以下，これらを併せて「表現⑧」という。）

⑨　原告高柳が経歴を詐称したとの表現（６５，７７。以下「表現⑨」という。）

⑩　原告高柳が匿名ブログで被告の誹謗中傷を行っているとの表現（７９。以下「表現⑩」という。）

（原告矢田に対する表現）

⑪　原告矢田がマインドコントロールを受けているとの表現（８１。以下「表現⑪」という。）

⑫　原告矢田がパラノイド傾向，虚言性向が見られるとの表現（８２。以下「表現⑫」という。）

⑬　原告矢田が被告を告訴すると威嚇したとの表現（８３。以下「表現⑬」という。）

⑭　「摂理脱会手記」が原告矢田の自己の体験ではないかとの表現（３６，８４。以下「表現⑭」という。）

⑷　各表現についての不法行為の成否

ア　表現①及び⑧（異端的教義に関する表現。２２，２９，３１，３７，４３，４９，５１，７６，７８，８０）について

(ｱ)　社会的評価の低下

表現①及び⑧は，原告会社及び原告高柳が，張在亨が「来臨（再臨）のキリスト」であるという「異端的教義」を信奉し，かかる異端的教義が原告の社内で教え込まれているとの事実（表現①：２２，２９，３１，３７，４３，４９，５１。表現⑧：７８，８０），原告高柳が張在亨から牧師按手を受けたとの事実（表現⑧：７６）を摘示する表現である。

証拠（甲１３）によれば，「異端」とは，「正統からはずれていること。また，その時代において正統とは認められていない思想・信仰・学説」を意味するところ，キリスト教に関する本件ブログの全体の構成や内容からすると，「異端的教義」とはキリスト教から外れた教義を意味していると解される。そして，一般人が表現①を閲覧すれば，原告会社がキリスト教の教義から外れた信仰をしているとの印象を抱かせ，キリスト教に関する情報の提供を業とする報道活動を行う原告会社にとって，原告会社が提供する情報の正確性や客観性に疑義を抱かせるおそれがあることから，原告会社の社会的評価を低下させるものと認められる。

また，表現⑧は，表現行為時に原告会社の代表取締役であった原告高柳が，異端的教義を説いている張在亨と関わりがあることを示唆し，原告高柳が異端的教義を信奉しているとの印象を与えるとともに，そのような人物を代表取締役とする原告会社についても同様の教義を信奉しているとの印象を与える表現であるといえ，原告会社及び原告高柳の社会的評価を低下させるものである。

(イ)　違法性阻却について

被告は，原告会社においては，張在亨が来臨（再臨）のキリストであるとの教義が教え込まれており，原告高柳はかかる異端的教義を確信していることから，表現①及び⑧は，事実の公共性及び目的の公益性が認められ，被告の表現行為の重要部分について真実性があると主張し，それに沿う証拠を提出する（乙１，４，７３，７７，１１３の１～１１５の２，１６０，被告本人）。

a　まず，本件各表現は，キリスト教界に一定の影響力を有する報道機関である原告会社及びその役員の異端疑惑や統一教会疑惑に関するものであり，正統派のキリスト教団体が関係各所に通達を出していること

と（乙１）からしても，公共の利害に関する事実であり，専ら公益を図る目的でなされたものであるといえる。

b　そして，北村が，東京ソフィア教会において，張在亨が来臨のキリストであると教え込まれていた証拠として，北村のアパートから発見されたとする本件ノート（乙１１３～１１５）や，張在亨が創設したＡＣＭの生活状況，教義内容等が記載されているとされる書面（乙７３，７７）を証拠として提出するので，以下検討する。

前記認定事実(7)のとおり，本件ノートは，北村宗範の所有物であり，同人の自宅から両親が持ち出して被告に交付したこと，本件ノートには，日時場所として「２００２年」「東京ソフィア教会」の記載，「キリストの来臨」について「イエスキリストではなく，来臨のキリスト」などの記載があり，これは正統派のキリスト教の教義から外れる内容であること，北村宗範は，平成１４年当時，東京ソフィア教会の信者であったことが認められ，これらの事実を踏まえると，正統派ではない「キリストの来臨」に関する講義が平成１４年当時，東京ソフィア教会において行われていた可能性がある。

しかし，張在亨が来臨のキリストであることが明示的に記載された部分はなく，本件ノートが東京ソフィア教会の信者であった北村によって記載されたものであったとしても，直ちに，張在亨が来臨のキリストである旨の教義が東京ソフィア教会，ひいては原告会社において教え込まれていたとは認められず，他にこれを裏付ける客観的な証拠はない。

また，ＡＣＭ脱会者とのメールのやり取りが記載されているとされる書面（乙７２～７７）の中には，再臨主が張在亨であるとの教えがあった旨の記載があるが，その体裁からすると，脱会者と名乗る人物が特定できず，被告が聴取した人物がＡＣＭの脱会者であるとは直ち

に認められない。このほかに，ＡＣＭにおいて，張在亨が再臨主であるとの教えがあったことを裏付ける客観的な証拠もない。

そして，前記認定事実(2)及び(3)のとおり，張在亨が自らを再臨主であるとの異端的教義を伝道している疑惑が広まったが，張在亨の再臨疑惑については，韓国キリスト教総連合会の異端対策委員会（ＣＣＫ）が「証拠がなく事実でなく，異端性が全くない」との判断を示し，世界福音同盟においても同趣旨の通知が公表されたことにも照らせば，原告会社において張在亨が再臨主であるとの異端的教義が信奉され，教え込まれていることを認めるには足りない。

ｃ　他方，表現⑧のうち７６番については，証拠（原告高柳ｐ２０～２４）によれば，原告高柳は張在亨から牧師按手を受けたことが認められ，重要な部分について真実であるから，違法性が阻却される。

ｄ　以上のとおり，原告会社及び原告高柳が「張在亨は来臨のキリストである」という異端的教義を信奉し，原告会社内で教え込まれていることの真実性は認められず，表現①及び⑧のうち７６番以外の表現については，被告の上記主張は採用することができない。

(ウ)　相当性

次に，被告は，原告会社及び原告高柳が異端的教義を信奉し，原告会社内で教え込まれていることが真実であると信じるにつき相当性がある旨主張することから検討する。

この点，表現①及び⑧のうち２２，２９番を除く表現については，原告会社が異端的教義を信奉し，社内で教え込んでいることを断定的に示唆する内容となっている。

このような断定的な内容の表現をするには，それ相応の合理的な根拠を要するというべきであるところ，本件ノート（乙１１３～１１５の２）や脱会者らのメールと称する書面（乙７２～７７）のみでは，客観

的な資料に基づいて慎重な分析が行われたとはいい難く，他に合理的な根拠といえる資料は認められないから，真実と信じるについて相当な理由があったとは認められない。

他方，２２，２９番については，前記認定事実(2)及び(3)のとおり，日本における正統派キリスト教の団体である日本福音同盟から，張在亨について，キリスト教界にとって異端的立場である統一教会との関係があるとの疑惑が存在し，それに伴い原告会社からの取材を拒否することを決定した旨の通知が被告の所属する救世軍に送られていること，本件各表現の後，張在亨については統一教会疑惑だけでなく再臨主疑惑もかけられており，ＣＣＫの異端対策委員会において複数回の調査が実施されたことに照らせば，張在亨について異端の疑惑が存在し，原告会社もそれに関与している疑惑が存在していたといえるから，張在亨の異端疑惑の存在及び原告会社の関与を示唆する表現をするのに相応の合理的な根拠があったというべきである。

したがって，表現①のうち２２，２９番については，真実であると信じるにつき相当な理由があったと認めることができる。

(エ) よって，表現①及び⑧のうち３１，３７，４３，４９，５１，７８，８０番については，原告会社又は原告高柳に対する名誉毀損となる。

イ　表現②（統一教会に関する表現。７，２３，２９，３４，３５，４０，４３，５４，６１，６２，６４，６６，６８，８０）

(ア) 社会的評価の低下

表現②は，張在亨は，統一教会の信者，核心メンバーないし幹部であり，原告会社は，その張在亨が創立し，支配する企業であり，張在亨を再臨主として崇める共同体に属し，統一協会から派生したカルト・ダミー団体の疑惑があるとの事実を摘示する表現である。

しかるに，一般人が，原告会社は統一教会の核心メンバーないし幹部

等とされる張在亨によって設立され，支配されていること，統一教会から派生し，ないしダミー団体である（疑惑がある）との表現を閲覧すれば，原告会社が統一教会と同様の反社会的団体であるとの印象を抱くものといえる。

したがって，表現②は，原告らの社会的評価を低下させるものと認められる。

この点，被告は，この「クリスチャントゥデイ」は，原告会社ではなく，韓国のクリスチャントゥデイのことを指しており，原告会社の社会的評価は低下しないと主張する。しかし，本件各表現が書き込まれた本件ブログの全体の構成及び内容からすると，本件ブログは原告会社を含めた張在亨を中心とした共同体の統一教会疑惑及び異端疑惑を追及することが主題となっていると認められるから，一般人が，韓国のクリスチャントゥデイの記事であるとの印象を持ったとしても，韓国のクリスチャントゥデイと原告会社は，同系列の団体と認識するのが通常であり，前者の常任理事に統一教会の核心メンバーがいるとの表現は，原告会社の社会的評価も低下させるといえる。

したがって，被告の上記主張は採用することができない。

(イ) 違法性阻却について

a　まず，本件各表現は，キリスト教界に一定の影響力を有する報道機関である原告会社及びその役員の統一教会疑惑に関するものであり，正統派のキリスト教団体が関係各所に通達を出していること（乙１）からしても，公共の利害に関する事実であり，専ら公益を図る目的でなされたものであるといえる。

b　被告は，張在亨が統一教会の核心メンバーないし幹部信者であることは真実である旨主張する。

前記認定事実(2)及び(4)のとおり，張在亨は，統一教会が関係する学

校ないし大学に勤務し，神学を教授していた経歴が認められるものの，ＣＣＫは，平成１６年に統一教会疑惑についての調査を開始し，平成９年以降の嫌疑を立証できなかったこと，張在亨の疑惑についての問題は終結したことを公表したことが認められる。

そうすると，張在亨が統一教会の幹部信者であったとの表現は重要な部分について一応真実性があるものの，このことから，直ちに本件各表現がインターネット上で開始された平成１８年の時点においても，張在亨が統一教会の核心メンバーであるとか幹部であるなどと表現することについては，これを客観的に裏付ける証拠はなく，真実性を認めることはできない。

したがって，同時点で張在亨が統一教会の核心メンバーないし幹部信者であることを前提とする表現②については，違法性が阻却されず，被告の上記主張は採用することができない。

もっとも，２９番は「統一教会…核心メンバーであった張在亨」との表現であり，過去の時点で，張在亨が統一教会の関係者（単なる信徒ではなく，関係大学の教授）であることからすると，重要な部分について真実性が認められ，２９番については違法性が阻却される。

c　前記認定事実(2)のとおり，日本福音同盟は，平成１６年６月１７日，救世軍を含む加盟団体に対して，原告会社についての調査結果として，「韓国クリスチャン新聞の常任理事，張在洞牧師は，統一教会の核心メンバーであることが判明」との記載がある報告文書を通知し，原告会社の取材を一切受けない旨を決定したことが認められるから，表現②の７番は，上記日本福音同盟による通知の内容と同趣旨の表現を繰り返したものにすぎず，重要な部分について真実性が認められる。

また，５４番は「ダビデ張在亨の統一教会前歴や…異端カルト疑惑

を伝え，その中で，クリスチャントゥデイが小生に対して起こした『１０００万円損害賠償請求申立事件』についても報じている」とする表現であり，張在亨が統一教会の核心メンバーないし幹部信者であることを断定的に伝える表現ではないし，前記認定事実(4)のとおり，張在亨には統一教会が関係する学校ないし大学で勤務し，神学を教授していた経歴が認められる以上，５４番の上記表現の重要な部分について真実性が認められる。

さらに，前記認定事実(4)のとおり，原告高柳が張在亨から牧師按手を受けたことが認められるから，表現②のうち６４番については重要な部分について真実性が認められる。

したがって，表現②のうち７，２９，５４，６４番については，違法性が阻却される。

(ウ) 相当性の有無について

上記のとおり，表現②のうち７，２９，５４，６４番を除く表現については，真実性が認められないところ，被告は，真実と信じるにつき相当の理由がある旨主張する。

この点，前記認定事実(2)及び(3)のとおり，キリスト教界において，張在亨が統一教会との関係を有している旨の疑惑が存在していたものの，張在亨の統一教会疑惑は立証できず，その後，張在亨自身を再臨主とする異端疑惑の調査が開始されたことが認められる（本件ブログ上に本件各表現が記載された記事を投稿し始めた平成１８年当時には，既に統一教会疑惑は，正統派キリスト教界において広まっていなかったことがうかがわれる。）。上記張在亨の経歴の存在に加えて，張在亨が表現②の書き込み時点においても統一教会の核心メンバーないし幹部であることを合理的に推認できる資料及び事情の存在は認められず，被告が張在亨の統一教会疑惑の存在について真実と信じたことについては合理的な根

拠があるとはいえない。

そうすると，表現②（7，29，54，64番を除く。）の前提となる，張在亨が統一教会の核心メンバーないし幹部信者であることが真実であると信じたことについて相当性があるとはいえないから，被告の上記主張は採用することができない。

(エ) 以上により，表現②のうち7，29，54，64番以外の表現については，名誉毀損が成立する。

ウ 表現③，⑦，⑪及び⑫（異常な団体，カルト団体である等の表現。8～11，17～20，24，26，27，29，32，33，38，41，46～50，52，55，56，59，60，62，70，71，73～75，81，82。なお，36番については後記クのとおり。）

(ア) 表現③，⑦，⑪及び⑫は，原告会社が，代表者の原告高柳や，原告矢田を含めた従業員に対しマインドコントロールを行い，代表者や従業員らはパラノイド傾向と虚言性向があるとの事実を摘示し，原告会社は現実との乖離が進むとオウム的犯罪なども成立し得る旨評価を加える表現，さらに，従業員に無償労働や消費者金融からの借金を強い，他社に対してアポなし訪問や電話攻勢などをかけるような団体であるという事実を摘示し，原告会社がカルト団体である旨評価を加える表現，原告会社は悪賢いとする表現，原告会社の主張は「妄想」であるとする表現にまとめることができる。以下，個別に検討する。

a マインドコントロール，パラノイド傾向，虚言性向，オウム的な犯罪に言及する表現（9，17～19，55，56，59，60，70，71，73～75，81，82）について

原告会社がその代表者や従業員をマインドコントロールすることで，同人らがパラノイド傾向，虚言性向の精神状態であるという事実を摘示し，極点に達する時にはオウム的犯罪も成立し得る旨の評

価を加えた表現は，一般通常人が読めば，原告会社によって，人格を操られた精神状態の代表者や従業員が在籍し，いわゆるオウム真理教のような反社会的行動に及びかねない危険な集団であるとの印象を抱かせるから，原告らの社会的評価を低下させる。

この点，被告は，原告会社がマインドコントロールをしているとは明示していないことから，原告会社の社会的評価を低下させない旨主張するが，原告代表者や従業員らの異常行動について表現することにより，一般通常人が読めば，その文脈からマインドコントロールを行っている主体が原告会社であるとの印象を抱くといえ，原告会社の社会的評価が低下することが認められるから，被告の上記主張は採用することができない。

b　原告会社は従業員に不眠不休の無償労働，借金の強要をしている，家賃を滞納している，会社法違反の状態であるとの表現（２９，４１，６０）について

２９，４１，６０番は，原告会社が従業員を不眠不休，無償で働かせたり，消費者金融からの多額の借金をさせて上納させ，家賃を滞納したり，決算公告をしない会社法違反の状態の会社であるとの事実を摘示するものであり，特に６０番については原告会社がカルト団体である旨の評価を明示的に加え論評する表現であるといえる。カルト団体という表現は，一般的には，狂信的な（理性を失うほど信じ込むような）崇拝をする団体として，異常行動をとる集団を彷彿させるものといえるから，上記２９，４１，６０番は，一般通常人をして，原告会社が従業員を搾取し，社会的に不当な活動をしたり，狂信的な崇拝をする集団であるとの印象を抱かせ，原告会社の社会的評価を低下させるというべきである。

c　訪問攻勢，アポなし訪問，押しかけ等（３２の㋐，㋑，３３，３

8）について

原告会社が訪問攻勢，電話攻勢をしかけて威圧したり，アポなし訪問をして居座り続けたりしたとの表現は，一般人に対し，原告会社が迷惑を顧みない行動をする集団であるとの印象を抱かせ得るともいえなくはないが，同時に，表現内容全体からみれば，被告が，原告会社と対立関係にあるＣＣＫ－Ｊ側からの伝聞情報を鵜呑みにして書き込んだ，具体的裏付けのない信用性の低い表現であるとの印象をも抱かせるものであって，結局，この表現によって，直ちに名誉毀損として違法性が認められる程度に原告会社の社会的評価が低下するとはいえない。したがって，３２の㋐，㋑，３３，３８番については，名誉毀損は成立しない。

d　原告会社は悪賢いとする表現，原告会社の主張は「妄想」であるとする表現，原告会社は暴論を主張しているとの表現（２０，４７，４８，５０，５２）について

２０番は，原告会社が，韓国のクリスチャントゥデイとつながりがあることを前提に，悪賢い働きを展開している旨の表現であるが，具体的事実を摘示して原告会社の社会的評価を低下させるものとはいい難い。したがって，２０番については，名誉毀損は成立しない。

また，４７，４８，５２番は，平成１９年１１月２９日付けで本件ブログに書き込まれた記事であるところ，これらの記事は，前記前提事実(3)のとおり，原告ら側と被告との間で，本件ブログの記事削除に関する交渉が行われた後に書き込まれたものであり，既に原告らと被告は対立関係にあったといえる状況の下で，各記事の内容からしても，被告による原告らの主張への反論ないし抗議として掲載されたものである。そうすると，一般人が上記発言を読んだとしても，被告が原告らと既に対立関係にあって，被告側の立場から原告らの主張への

反論ないし抗議をしていることを主に認識するものといえるから，原告会社の社会的評価を客観的に低下させるものとは認められない。したがって，４７，４８，５２番については，名誉毀損は成立しない。

さらに，５０番は，「再建主義論争における山谷の意図は，旧約律法に根拠して現代に公開処刑制度を復活させ，かつ，公的福祉を全廃せよ等々」の暴論を論駁する」との表現により，原告会社が論駁の対象となる暴論を主張していることを摘示しているところ，一般通常人の普通の注意と読み方からしても，上記暴論の内容を具体的に理解することは困難であるから，上記摘示をしたことによって直ちに原告会社の社会的評価が低下するとは認められない。したがって，５０番については，名誉毀損は成立しない。

e　カルト団体（８，１０，１１，２４，２６，２７，４６，４９，６０，６２）について

原告会社が「カルト疑惑がある」，「通常のキリスト教メディアではなく，カルトである」といった，原告会社が通常のキリスト教メディアではなく狂信的な崇拝をしている異常な団体である旨論評するものであり，一般人に同様の印象を抱かせるから，原告会社の社会的評価を低下させるものといえる。

もっとも，１１番は，「クリスチャントゥデイに疑惑が寄せられている以上，キリスト教言論機関を自認するクリスチャントゥデイは，その紙上で教界に対する説明責任を果たすべき。」というものであるところ，上記疑惑の内容を具体的に示しておらず，また，前記認定事実(2)のとおり，原告会社自身にも統一教会疑惑や異端疑惑があったことからすると，上記表現は，原告会社に説明責任を果たすべきとして上記疑惑に対する姿勢を糾弾しているにすぎないといえるから，真実性を欠く具体的事実を摘示して原告会社の社会的評価を低下させるも

のとは認められない。

(イ) 違法性阻却について

a まず，上記各表現は，キリスト教に関する報道機関である原告会社のカルト疑惑に関するものであり，前記前提事実(2)のとおり，原告会社は日本福音同盟の調査により，張在亨の統一教会疑惑に関与していることが疑われ，取材を拒否されていた立場であるから，原告会社の実態に関する本件各表現は，公共の利害に関する事実であり，専ら公益を図る目的でなされたものであるといえる。

b 真実性の有無

この点，被告は，原告会社を含む「宣教の共同体」において，信者の自己決定権を侵害する教え込みを通じて植え込まれた熱狂的な信仰が共有されており，教団の教えと同様の思考をするようなマインドコントロールが行われていることは真実である旨主張し，それに沿う証拠（乙３，４，６６～７９）を提出する。

しかし，証拠（甲１９，２０）によれば，原告会社は，キリスト教に関する情報の提供を業とする株式会社であり，ユーザー数１万４０００，閲覧数１５万件を超えるインターネット新聞を発行し，定期刊行物として「週刊クリスチャントゥデイ」を発行するなどしていることが認められるところ，これらの活動以外に，その従業員や信者を教化するような活動をしていることを裏付ける証拠はないため，被告作成にかかる聴取書（乙３）及び面談記録（乙４）を採用することはできない。

また，ＡＣＭの脱会者なる人物とのメールのやりとりを記載したとされる書面（乙６６～７９）は，送信者や情報提供者を特定することができず，また，その記載を裏付ける客観的な証拠はない以上，採用することができない。

したがって，原告会社が従業員らに対してマインドコントロールをしていることの真実性を認めるに足りる証拠はなく，被告の上記主張は採用することができない。

また，被告は，原告会社が若者を不眠不休で無償労働させたり，借金を強要したり，家賃を滞納したり，設立以来決算をしたことがないことは真実である旨主張するところ，たしかに，証拠（原告高柳，原告矢田）によれば，原告会社は原告高柳や従業員らに借入があること，従業員らに対して正式な給与は支払っていないこと，原告会社の事務所賃料を滞納したり，決算書類を作成していないことが認められるため，２９番の「無償労働をさせている」との表現や４１番「家賃の滞納のために，１年程度で次々に事務所を移転」「設立以来，決算が官報またはインターネット上で公告されたことが一度もなく，会社法違反の状態」などとする表現については，重要な部分について真実性が認められ，違法性が阻却される。

もっとも，原告会社が従業員らに対して，借金を強要したことや従業員を不眠不休で働かせていることを裏付ける客観的な証拠はなく，この点に関する真実性は認められない。

c　論評としての相当性

カルト団体である旨の論評（８～１０，２４，２６，２７，４６，４９，６０，６２）については，キリスト教に関する情報提供を目的とする団体にとって，カルト団体である旨の評価がされることは，その活動の信用性を著しく損なうおそれがあるから，意見ないし論評としての域を逸脱したものとして違法性が認められる。

(ウ)　以上によれば，表現③，⑦，⑪及び⑫のうち８～１０，１７～１９，２４，２６，２７，４６，４９，５５，５６，５９，６０，６２，７０，７１，７３～７５，８１，８２番は，原告らに対する名誉毀損とな

る。

エ　表現④及び⑬（原告ら及び原告会社の記者が被告を威嚇したとの表現。２８，３０，４２，４４，５３，６７，８３）

(ア)　表現④及び⑬は，原告高柳，原告矢田及び原告会社の記者が，被告に対して法的措置を取る等と申し向けた事実を摘示し，それを「威嚇」である旨の被告の意見論評を加えた表現行為であると認められる。

そして，前記前提事実(3)のとおり，被告が原告会社に関する疑惑追及を目的として本件ブログでの本件各表現を投稿し始め，その削除を原告会社から求められていたことからすると，原告らと被告は，本件ブログの記載に関する一定の対立関係にあったものと認められる。そして，本件ブログの削除を求める原告会社が，被告に対して，法的措置を取る旨の発言をしたことをもって，被告が「威嚇」である旨評価したとしても，一般通常人であれば，原告会社と被告との対立関係が激化しているとの印象を受けるにすぎず，原告らが主張するような原告会社が権利行使を盾に反社会的な行為を行う団体であるとの印象までは抱かないというべきであるから，表現④及び⑬は，原告会社の社会的評価を低下させるものとは認められない。

(イ)　よって，表現④及び⑬は，原告らに対する名誉毀損とはならない。

オ　表現⑤及び⑥（不審者，不審車両，サーバーアタック，誹謗中傷等。１～６，１２～１６，２１，２５，２８，３２（㋐，㋑を除く。），３９，４５，５７，５８，６３，６９，７２）

(ア)　この点，原告の主張からすると，表現⑤及び⑥のうち１～５，１２，１３，１５，１６，２８，５８，６３，６９番は，原告会社が，被告に対して不審者・不審車両を差し向けたり，救世軍に対するサーバーアタックをしたりしていること，被告や救世軍に対するインターネット上の誹謗中傷を行っていること，原告高柳が，「ブログの記事を削除しなさ

い。さもなければ，大変なことになる」と述べた直後に，不審車両，不審者，サーバー攻撃などの事態が生じたことを摘示した表現であるとされる。

しかし，上記各表現には，この不審者・不審車両を差し向けたのが原告会社であるとは明言されておらず，ただ不審者・不審車両が存在したとの事実を記載しているにすぎないし，「科学的証拠は一切存在しない」，「サーバーアタックの仕掛人が，いったいだれであるのか，皆目見当がつかない」などと自ら根拠がないことを認める表現もある。そうすると，これらはその表現態様からして，対象とする主体が不明であったり，被告の主観的で，かつ証拠がないことを認めた上での憶測を述べているだけの表現であるといえ，このような表現は，通常一般人の読み方からして，原告会社が不審者や不審車両を配置したり，サーバーアタックを行ったりしたとの明確な印象を直ちに抱くとはいい難い。

したがって，表現⑤及び⑥のうち，上記表現態様である１～５，１２，１３，１５，１６，２８，５８，６３，６９番については，原告会社の社会的評価を低下させるとまではいえない。

他方，６，１４，２１，２５，３２（㋐，㋑を除く。），３９，４５，５７，７２番については，原告会社がインターネット上で誹謗中傷をしたり，個人情報を晒したりしている旨摘示する表現であるところ，組織的にインターネット上で他人を誹謗中傷したり，個人情報を晒すことは，不当ないし違法な活動を行う反社会的団体であるとの印象を与えるから，社会的評価が低下するところ，上記誹謗中傷や他人の個人情報を晒している主体について，「クリスチャントゥデイ工作員」「クリスチャントゥデイ側の意を汲むとおぼしき人物」「クリスチャントゥデイ側」「クリスチャントゥデイ社長の高柳泉が匿名で開設したブログ」などと記載されており，このような記載を一般人が読めば，原告会社が不当ないし

違法な活動を行う反社会的団体であるとの印象を抱くものといえる。

したがって，６，１４，２１，２５，３２（㋐，㋑を除く。），３９，４５，５７，７２番については，原告らの社会的評価を低下させる。

(イ) この点，被告は，表現⑤（２１番㋑を除く。）及び⑥について，真実性ないし相当性が認められ，違法性が阻却される旨主張するが，原告会社が，不審者・不審車両を差し向けたこと，サーバー攻撃をしたこと，インターネット上で誹謗中傷をしたことを認めるに足りる証拠はなく，また，真実と信じるについて合理的な根拠も認められないから，被告の上記主張は採用することができない。

もっとも，２１番の㋑については，証拠（原告高柳ｐ４７）によれば，匿名ブログである「Ｓｏｌａ　Ｇｒａｔｉａ」を管理しているのは原告会社の記者である井手であることが認められるから，同表現のうち「クリスチャントゥデイの記者たちは，Ｓｏｌａ　Ｇｒａｔｉａ…といった匿名ブログを立ち上げて，『２３』の個人情報を…ネット上で流す対抗手段を取るに至った。」との表現は，重要な部分について真実性が認められる。

(ウ) 以上により，表現⑤及び⑥のうち６，１４，２１（㋑を除く。），２５，３２（㋐，㋑を除く。），３９，４５，５７，７２番については，原告らに対する名誉毀損が成立する。

カ　表現⑨（原告高柳が経歴を詐称したとの表現。６５，７７）

(ア) ６５，７７番は，一般人通常人がこれを読めば，原告高柳が被告に対して経歴について虚偽を述べたとの事実を摘示するものであり，原告高柳が経歴を詐称する人物であるとの印象を与えることから，原告会社及び原告高柳の社会的評価を一応低下させる表現といえる。

(イ) もっとも，前記認定事実(5)ケに加えて，証拠（乙３５）によれば，東京ソフィア教会の週報において，原告高柳は「ロサンゼルス・ピルグリ

ム教会の高柳泉幹事」として紹介されていること，原告高柳は，日本代表使役者の立場であり，韓国で牧師按手を受けて後，東京ソフィア教会において牧師の立場で活動していたことが認められ，自分の立場について組織的背景はないとして，東京ソフィア教会への所属を否定する説明をしたことについて虚偽であると評価されてもやむを得ない事情があったといえる。そうすると，６５，７７番は，摘示された事実の重要な部分について真実性が認められ，違法性が阻却される。

(ウ) よって，６５，７７番については，原告会社及び原告高柳に対する名誉毀損は成立しない。

キ 表現⑩（原告高柳が匿名ブログで被告の誹謗中傷を行っているとの表現。７９）

(ア) 表現⑩は，一般人が読めば，原告会社ないし原告高柳が不当ないし違法な活動をする反社会的団体とその役員であるとの印象を抱かせるから，原告会社及び原告高柳の社会的評価を低下させる。

(イ) 被告は，原告高柳が匿名ブログを管理し記事を投稿しているから，真実性ないし相当性が認められると主張する。

この点，証拠（原告高柳ｐ４７）及び弁論の全趣旨によれば，匿名ブログは，原告会社の記者である井手が管理していたこと，同ブログに被告の批判記事が投稿された当時の原告会社の代表者である原告高柳は，高柳山谷会談の反訳を作成し，それを匿名ブログの管理者である井手に提供していたこと，高柳山谷会談の内容については，匿名ブログにおいて注釈付きで掲載されたことが認められる。

そうすると，原告高柳自身が匿名ブログを管理し記事を書いたとする客観的な証拠はないものの，匿名ブログを閲覧した被告が，匿名ブログで批判記事を投稿している管理者を原告高柳であると信じたことについて合理的な根拠があるというべきであり，真実と信じることについての

相当性が認められる。

(ウ) よって，表現⑩は，原告会社及び原告高柳に対する名誉毀損とはならない。

ク 表現③の３６番及び⑭の８４番（「摂理脱会手記」が原告矢田の自己の体験ではないかとの表現）

(ア) ３６，８４番は，原告会社が発行するインターネット新聞「クリスチャントゥデイ」に原告矢田が書いた「摂理脱会手記」が，原告矢田の千葉信望教会での体験を綴ったものではないかとの記載しているところ，これは，特に根拠を示さずに被告自身の推論を示しているだけであり，その表現態様からして，一般人がこの表現を閲覧しても，直ちに原告矢田が反社会的団体とされる摂理の信者であったとの印象を抱くとはいえず，原告会社及び原告矢田の社会的評価が低下するものとはいえない。

(イ) よって，３６，８４番は，名誉毀損とはならない。

(5) 小括

以上により，本件各表現のうち別紙主張整理表の「表現行為」欄の６，８～１０，１４，１７～１９，２１（㋑を除く。），２３～２７，３１，３２（㋐，㋑を除く。），３４，３５，３７，３９，４０，４３，４５，４６，４９，５１，５５～５７，５９～６２，６６，６８，７０～７５，７８，８０～８２番について名誉毀損が成立する（以下「本件各名誉毀損表現」という。）。

3 損害について

(1) 本件各名誉毀損表現の内容，本件記事が掲載された被告の管理する本件ブログが，原告会社関係者からの削除要請にもかかわらず，現在に至るまで掲載されていること，前記認定事実(4)及び(5)のとおり，張在亨が過去に統一教会と関係していた事実があり，同人が設立し代表者となって深く関与する諸団体と原告会社とは密接な関係が認められること，その他弁論の全趣旨や証

拠調べの結果によって認められる一切の事情を斟酌すれば，原告会社が被った損害額は５０万円，原告高柳が被った損害額は２５万円，原告矢田が被った損害額は１５万円と認めるのが相当である。また，弁護士費用については，原告会社の上記損害額の１割である５万円を損害として認めるのが相当であるから，原告会社の損害額合計は５５万円となる。

したがって，被告は，原告会社に対し，５５万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成２０年４月２９日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

また，被告は，原告高柳に対し，２５万円及びこれに対する同日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

さらに，被告は，原告矢田に対し，１５万円及びこれに対する同日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

(2)　謝罪文掲載措置の要否

上記のとおり，本件各名誉毀損表現が原告らについて摘示する事実の内容等に鑑みると，原告らの被った不利益の程度は小さいものといえないものの，本判決によって被告による名誉毀損が認定され，上記(1)の金額の損害賠償が支払われることによって，原告らの社会的評価や精神的苦痛は相当程度回復されると考えられること，前記認定事実(6)のとおり，原告会社は世界的なネットワークを有するマスメディアであり，自ら名誉回復措置を取ることが可能であることなど一切の事情を考慮すれば，上記(1)の金銭賠償に加えて，謝罪文を被告が管理するサイト上で掲載することが必要とまでいえる事情は認められないから，原告らの謝罪広告の掲載を求める請求は，理由がない。

4　削除請求について

本件各名誉毀損表現については名誉毀損が成立し，これを不特定多数人が閲覧することが可能なインターネット上で放置すれば，原告らに将来的にも損

害が生ずるものと認めるのが相当であるから，現に行われている侵害行為を排除し，又は将来生ずべき侵害を予防するために，名誉毀損成立部分である本件各名誉毀損表現について削除請求を認めるものとする。

第４　結論

よって，原告らの請求のうち損害賠償請求は前記３(1)の限度で，削除請求は前記４の限度で理由があり，その余は理由がないからこれらを棄却することとして，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第１７部

裁判長裁判官　戸　田　　久

裁判官　今　井　和桂子

裁判官　中　野　雄　壱

主張整理表

番号	該当箇所	表現内容	社会的評価を低下させる理由	被告の反論／抗弁	証拠／準備書面参照箇所
1	http://majormak.blogspot.com/2006/10/blog-post_31.html【訴状別紙発言目録1(1)】	「不審車両についてご報告　今週の日曜深夜に、不審車両を警察に通報してくださった救世軍本営・人事企画部長の太田晴久少佐が本日夕刻来てくださり、そのときの様子をしばし伺いました。その内容を、ご心配いただいているみなさまに、ご報告申し上げます。」「通報から数分後、警官二名が自転車で到着し、乗っていた20代の男性二人に職務質問を行い、かつ、車を任意で開けさせて、車内をくまなく調べたとのことです。結果、工具やナイフなど、おかしなものは発見されませんでしたが、警官は男性二人の身元を免許証で確認し、退去を命じたので、車は去って行ったとのことです。」	「不審車両」という表現は、犯罪に関連する人物が乗車した車両をイメージさせ、「職務質問」の対象となったことを示すことで、「不信」事由が客観的にあったことを伺わせ、車内にこそ不審物は発見されなかったとはいえ、「警官」から「退去を命じ」られ、「車は去って行った」という表現は、警官の職務質問は正当であったことを伺わせる表現である。また、名誉毀損性の判断は、当該表現全体やその表現方法も含めて判断されるべきものであり、被告ブログ全体の構成・性格（原告会社に対して被告のいうところの異端カルト疑惑を追求するものであること）からすれば、一般通常人がこれらの毀損表現を読めば、ＣＴの行為を述べるものとの印象を抱くことは当然である。かかる表現は、被告とＣＴ間の紛争を中心命題とされている被告ＨＰにおいて、あたかもＣＴが被告に係る情報を違法に収集していることを読者に印象付ける点でＣＴの社会的評価を低下ならしめる。	原告会社の社会的な評価を低下させる表現ではない。本表現は、いずれも原告自身が聞いた事実について既述したものであり、真実性、相当性が認められる。	被告準備書面（６）ｐ１「第１の１」
2	http://majormak.blogspot.com/2006/11/blog-post.html【訴状別紙発言目録1(2)】	「サーバーが現在アタックを受けている」	「サーバーアタック」という表現は、違法な行為を推知せしめる表現である。名誉毀損性の判断は、当該表現全体やその表現方法も含めて判断されるべきものであり、主語が明示されていなくても、本件表現が被告とＣＴ間の争いを中心的命題とする被告のＨＰに掲載されているということから、違法行為の主語はＣＴであることは容易にわかる。このようにＣＴは論敵に対しては手段を選ばず違法な行為をするという評価は、ＣＴの社会的評価を低下ならしめる。	原告会社の社会的な評価を低下させる表現ではない。本表現は、いずれも原告自身が聞いた事実について既述したものであり、真実性、相当性が認められる。	被告準備書面（６）ｐ１「第１の２」
3	http://majormak.blogspot.com/2006/11/blog-post_116238144010298306.html【訴状別紙発言目録1(3)】	「不審情報のおしらせ　サーバーに外部から侵入者があり、不正なプログラムを起動した痕跡が、確認されました。」	「サーバーに外部から侵入者があり、不正なプログラムを起動」という表現は、犯罪行為を行ったことを推知せしめ、「痕跡」という表現により右の犯罪行為が客観的に存在したことを推知せしめ、「不審情報」という見出しと相まって、外部侵入者は犯罪行為をしていると評価できる。そして、名誉毀損性の判断は、当該表現全体やその表現方法も含めて判断されるべきものであり、その主体は、明示こそされていないがＣＴ被告間の争いを中心的命題とする被告のＨＰにアップされることにより、本件犯罪行為を行った主体がＣＴであることは容易にわかる。ＣＴが犯罪行為を行うという印象を与える表現はＣＴの社会的評価を低下ならしめる。	原告会社の社会的な評価を低下させる表現ではない。本表現は、いずれも原告自身が聞いた事実について既述したものであり、真実性、相当性が認められる。	被告準備書面（６）ｐ２「第１の５」
4	http://majormak.blogspot.com/2006/11/blog-post_08.html【訴状別紙発言目録1(4)】	「不審情報　昨日、教会スタッフの自転車のタイヤに穴をあけられました。数日前には家人の自転車のタイヤも穴をあけられています。昨日はまた、例の黒スーツの20代の若者が近隣で目撃されました。岡本大尉の話によれば、倉庫内で作業していたところ、黒スーツの20代の若者二人組が敷地に入って中を覗き込んで行ったとのことです。不審情報としてお知らせ申し上げます。」	自転車のタイヤに穴をあける行為は、器物損壊罪、了解もなく他人の敷地に入れば建造物侵入罪というれずれも犯罪行為である。そして「黒スーツの２０代の若者」の前に「例の」という修飾語を付けることで、以前、職務質問を受け、警官から退去を命じられて去って行った不審車両に乗車していた若者であるとの結びつきを生ぜしめ、更に「黒スーツの２０代の若者二人組」との表現により、先の不審車両に乗車していた若者二人組という印象が強化される。そして、名誉毀損性の判断は、当該表現全体やその表現方法も含めて判断されるべきものであり、本件表現がＣＴと被告間の争いを中心的命題とする被告のＨＰにアップされることにより、かかる犯罪行為をなさしめているのはＣＴであるという理解が容易に成立する。かかる犯罪行為をＣＴが行う旨の表現がＣＴの社会的評価を低下ならしめるのは明らかである。	原告会社の社会的な評価を低下させる表現ではない。本表現は、いずれも原告自身が聞いた事実について既述したものであり、真実性、相当性が認められる。	被告準備書面（６）ｐ２「第１の６」
5	http://majormak.blogspot.com/2006/11/blog-post_10.html【訴状別紙発言目録1(5)】	「不審情報　救世軍本営のサーバーに対する何者かによる攻撃が、本日再開された」	「サーバー攻撃」とは、一つのサーバーに同時に複数のアクセスを集中させ、能力以上の負荷をかけることによってサーバーをパンク状態にさせ、第三者から当該サーバーへのアクセスを不可能ならしめる違法行為であり、場合によっては業務妨害罪をも構成しかねない行為である。また、「再開」という表現により、以前のサーバー攻撃者と同一人物であることを臭わせる。名誉毀損性の判断は、当該表現全体やその表現方法も含めて判断されるべきものであり、「何者かによる」と主体はぼかしているものの、ＣＴと被告の争いを中心的命題とする被告のＨＰにアップすることにより、サーバー攻撃を仕掛けたのはＣＴであることが判読できる表現である。そして、かかる違法行為を行うＣＴという表現がＣＴの社会的評価を低下ならしめる。	原告会社の社会的な評価を低下させる表現ではない。本表現は、いずれも原告自身が聞いた事実について既述したものであり、真実性、相当性が認められる。	準備書面（６）
6	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog-post_07.html【訴状別紙発言目録1(6)①】	「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ疑惑を中途総括する ２ちゃんねるでは、株式会社ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨの意を汲んだと思われる者複数が匿名で、救世軍士官や救世軍職員による過去の不祥事を、インターネットを使って世界中から調べ上げ、２ちゃんねる上で晒す戦術に出ている。この「状況」を収拾するべく、対立する双方の間で『停戦協定』が一時結ばれはしたものの、それを無視するかたちで、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ側の意を汲むとおぼしき人物複数による執拗な救世軍攻撃が継続され、さらに、停戦協定の内容にかかわらず、これからも救世軍攻撃を行うとの宣言が出されるに至っている。」	第１文について；人の「過去の不祥事」は通常知られたくない事柄であり、かかる人の嫌がることを無責任な「２チャンネル」に「晒す」行為は、なおさら人を晒し物にするひどい行為である。かかるひどい行為をするのがＣＴであるとの表現は、ＣＴの社会的評価を低下させる。第２文について；当事者間で結ばれた「停戦協定」を一方的に破り、執拗な攻撃を継続するとの表現はＣＴが約束を守らない者であるに留まらず、徹底的に相手方を攻撃する集団であるとの印象を与えるものでＣＴの社会的評価を低下ならしめるものである。 「意を汲む」と多少表現をぼかした表現についても、ＣＴの社会的評価が低下することは当然である。	「意を汲む」とは、他人の考えを親身になって察することを意味し、原告会社に好意的な立場から行動することを意味するが、原告会社による指示等を前提とする表現ではなく、原告会社の社会的な評価を低下させるものではない。被告準備書面（５）第２の１１ないし１３において記載したとおりの事実の経過があったにもかかわらず、明らかに原告会社に好意的な立場から２ちゃんねるにおいて救世軍関係者の不祥事に関する記述を繰り返すという出来事があり（乙２）、それだけではなく、これからも救世軍攻撃を行うとの書き込みが２ちゃんねる上においてなされるに至っているという事実があり、これを記載したものであるから、本表現については真実性・相当性が認められる。	準備書面（５）、準備書面（６）、乙２

7	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog_post_07.html【訴状別紙発言目録1(6)②】	「5．加盟団体と教団本部からの指導 そうこうしているうちに、救世軍本営から一通のファックスが送られて来たのである。読めば、『韓国において、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ常任理事の張在亨氏が統一教会の核心メンバーであることが明らかになった』との日本福音同盟からの通知の回覧である。」	統一教会が反社会的な団体であることは、当事者間に争いがない（第５回口頭弁論調書「弁論の要領（続）」）。 統一教会は、キリスト教内部で異端派と位置付けられている。キリスト教に関係のない者にとっても、統一教会はまがい物の壺商法等、悪徳集団と位置付けられる。常任理事という肩書は、当該集団の中で幹部たる地位にあることを示す。したがって、「クリスチャントゥデイ常任理事の張在亨が統一教会の核心メンバー」という表現は、ＣＴの幹部が反社会集団の幹部であったという印象を読者に与え、かつ「日本福音同盟からの通知」を付することで少なからず権威のある団体の認識でもあると付加することで、より一層真実らしさを醸し出し、ＣＴの社会的評価を低下ならしめている。 また、「韓国クリスチャントゥデイ」ではなく、単に「クリスチャントゥデイ」としか記載がなく、被告ブログの他の記事でも原告会社を単に「クリスチャントゥデイ」と表記していること、被告ブログ全体の構成・性格（原告会社に対して被告のいうところの異端カルト疑惑を追及するものであること）からすれば、一般通常人がこれらの毀損表現を読めば、「クリスチャントゥデイ」とは原告会社を指すものと理解する。 さらに、一般通常人は、原告会社に「常任理事」の役職が有るかどうかなど、株式会社の構成に正確に立ち返って判断することなど考えられないから、「常任理事」の記載があっても、原告会社を意味しないなどと解されはしない。	「韓国において」と明記されており、また、日本の株式会社である原告会社に「常任理事」という役職はなく、かつ、ダビデ張が原告会社の役員として登記されている事実がないことから、原告会社に関する表現ではないことは明らかであり、通常人がこれを見た場合に原告会社に関する表現であると解することは有りえないから、そもそも原告会社の社会的な評価を低下させる表現とは言えない。 　また、ダビデ張が統一協会の幹部信者であったことは真実であり（被告準備書面（７）参照）、２００４年６月１７日に救世軍本営から「韓国クリスチャントゥディ新聞の常任理事張在亨牧師は、統一協会の核心メンバーであることが判明。」という内容のファックスが送られてきたという事実があり（乙１）、これを記載したものであるから、本表現については真実性・相当性が認められる。	乙１、準備書面（６）、準備書面（７）
8	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog_post_07.html【訴状別紙発言目録1(6)③】	「１２．聖書講義ノートと脱会者証言 矢田記者との面談を直前に控えていたこのとき。あることがきっかけとなって、ACM脱会者のAさんと連絡が取れるようになったのである。そこで、2006年10月7日（土）午後3時に、新宿駅西口地下広場の喫茶店でAさんと面談し、ACMやｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨについての貴重な証言を得ることができたのだ。その内容は、すべてタイプして、脱カルト協会の数名の会員の方々にお送りしたが、ACMとｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨのカルト疑惑を深める内容のものであった。」	Ａさんを「脱会者」と表現することでＡＣＭという団体が容易に退会を認めない団体であるかのような印象を与え、かつ、「貴重な証言」という表現により、ＡＣＭが閉鎖的な団体であるかのような印象をさらに強め、その上で、「ＡＣＭとクリスチャントゥデイのカルト疑惑を深める」と表現することにより、あたかも両団体がカルト集団である印象を与えており、ＣＴの社会的評価を低下ならしめている。 なお、一般通常人が「カルト」の文言を見たとき、通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であると認識することは、当事者間に争いがない（被告準備書面（９）１頁）。	準備書面（７）ｐ３第２の２、同準備書面ｐ２１第６において詳述したとおり、原告会社もＡＣＭも、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかである。原告高柳自身が、統一協会は「異端カルト」であると認めている以上（乙６３・８頁）、ひいては、乙１の存在により、原告会社が異端カルトであるという疑惑が客観的に存在していたということは明らかである。原告会社について、「カルト疑惑」という表現を用いることは何ら問題なく、真実性、相当性、あるいは、論評としての相当性が認められる。	乙１、同６３、準備書面（７）、準備書面（９）
9	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog_post_07.html【訴状別紙発言目録1(6)④】	「１３．矢田記者と井手記者との面談 この三つの質問に対する矢田氏と井手氏の返答が、小生が手にしている資料や脱会者証言と一致しないのは、明らかであった。なぜ彼らは嘘をつくのか？しかし、矢田氏も井手氏も、小生の眼をまっすぐみつめながら、しかも、その眼をきらきらと輝かせながら、『まったく一致しないこと』を言ってのけたのである。資料と脱会者証言が正しいと仮定し、矢田氏と井手氏が嘘をついていると考えた場合、そこから導き出される推論は、小生にはひとつしかなかった。二人は何らかのマインドコントロールを受けて、平気で嘘を言えるよう、人工的な人格を被せられてしまっている、ということである。」	論評；「何らかのマインドコントロールを受けて」という表現は、矢田氏と井手氏の両氏が第三者による支配下にあることを伺わせ、かつ、その支配内容は「平気で嘘を言える」という人としての誠実さを持たず、更に「人工的な人格を被せられてしまっている」という表現によりまるで両氏をロボットのように支配している印象を与え、その第三者とは、ＣＴと被告間の争いを中心的命題としている被告のＨＰでは、矢田氏と井手氏がクリスチャントゥデイの社員であることから、強い支配力を及ぼしているのはＣＴであることが容易にわかる。すなわちＣＴは、非人道的な支配によりその社員の人格を抹殺して思うがままに操っているという印象を読み手に与える点でＣＴの社会的評価を低下ならしめている。	原告会社の名称は使用しておらず、通常人がこの表現を読んだ場合に、原告会社がマインドコントロールをしていると認識することはあり得ないから、原告会社の社会的な評価を低下させるものではない。 　また、仮に社会的な評価が低下したとしても、被告準備書面（５）第２の３に記載したとおり、原告矢田と井手北斗に対し、脱会者から聞いていた情報に基づき、「あなたがたは現役の大学生ではありませんか？」、「あなたがたは東京ソフィア教会にいたことがありませんか？」、「原告会社はベレコムと関係があるのではないですか」と問いただしたところ、「大学生ではなく社会人です」「東京ソフィア教会にいたことはありません」「当社とベレコムの関係はありません」との返事があり、それが明らかに虚偽の回答であったという事実があった（乙８）。さらに、原告矢田、井手北斗は、準備書面（７）ｐ１５「２」、同ｐ２１第５において詳述したとおり、両名共にダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の信者である。そして、準備書面（９）において詳述したとおり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、教団の教えと同様の思考をするようなマインドコントロールが行われていることは真実であり、その事実を踏まえた上で、「資料と脱会者証言が正しいと仮定し、矢田氏と井手氏が嘘をついていると考えた場合、」と仮定的な議論を展開した上で論評しているに過ぎないから、ことを明示した上での論評行為に過ぎず、論評の前提となる事実は真実性・相当性を有し、かつ、論評としての相当性の範囲を逸脱するものではない。	乙８、準備書面（５）、準備書面（６）、準備書面（７）、準備書面（９）
10	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog_post_07.html【訴状別紙発言目録1(6)⑤】	「矢田氏と井手氏の返答から、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨのカルト疑惑を概ね確信した」	論評；「カルト疑惑」とは、世の人々を惑わす違法な集団である疑いを指し、その疑惑を「概ね確信した」という表現は、「カルト疑惑」にとどまらず「カルトである」と同義であり、ＣＴがカルト集団であったという印象を読み手に与えるものである。よって、ＣＴの社会的評価を低下ならしめている。	被告準備書面（５）第２の３に記載した経緯のとおり（乙８）、原告矢田と井手北斗が何ら後めたさもなく、平然と嘘を付いており、さらに、原告矢田、井手北斗は、準備書面（７）ｐ１５「２」、同ｐ２１第５において詳述したとおり、両名共にダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の信者であり、準備書面（９）において詳述したとおり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであるから、論評の前提となっている事実についての真実性、相当性は認められ、しかも、原告会社を「カルト」とは断定しておらず、「カルト疑惑」を「概ね確信した」という主観的かつ留保的な表現をしているだけであるから、論評としての相当性の範囲を逸脱するものではない。	乙８、準備書面（５）、準備書面（６）、準備書面（７）、準備書面（９）
11	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog_post_07.html【訴状別紙発言目録1(6)⑥】	「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨに疑惑が寄せられている以上、キリスト教言論機関を自認するｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨは、その紙上で教界に対する説明責任を果たすべき」	カルトとは「狂信的な崇拝」を意味する。そして、左記の表現行為は、ＣＴにカルト疑惑が生じていないにも関わらず、ＣＴに対してカルト教団である旨の疑惑が生じており、かつ、ＣＴがその疑惑を認識しながら説明責任を果たさずにいるかのような印象を与えるものであり、CTの社会的評価を低下ならしめるものである（論評）。 なお、一般通常人が「カルト」の文言を見たとき、通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であると認識することは、当事者間に争いがない（被告準備書面（９）１頁）。	原告高柳自身が、統一協会は「異端カルト」であると認めている以上（乙６３・８頁）、ひいては、乙１の存在により、原告会社が異端カルトであるという疑惑が客観的に存在していたということは明らかである。準備書面（９）において詳述したとおり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、教団の教えと同様の思考をするようなマインドコントロールが行われていることは真実であり、その事実を踏まえた上で、原告会社が、「日本キリスト教界における言論の自由と情報行為」の重要性を訴える社説を掲載していたにもかかわらず（乙９）、本表現がなされた時点において、原告会社は自らにかけられた異端疑惑について何ら説明責任を果たしていなかったため、その矛盾する態度を批判する論評行為を行っただけであり、論評の前提となっている事実についての真実性、相当性は認められ、論評としての相当性の範囲を逸脱するものではない。	乙１、同８、同９、同６３、準備書面（５）、準備書面（６）、準備書面（７）、準備書面（９）
12	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog_post_07.html【訴状別紙発言目録1(6)⑦、第3準備書面8～9、37～38頁】	「この二つの記事をブログに掲載したら、クリスチャントゥデイ代表の高柳泉氏から電話がかかって来た。２００６年１０月２８日（土）午後１時頃のことである。内容は、「ブログの記事を削除しなさい。さもなければ、大変なことになる」というものであった。」「その翌日。10月29日（日）午後11時頃に、西日本方面での伝道キャンペーンから帰宅した太田晴久少佐が、小隊（教会）の前を通りかかると、窓のすべてに目張りをした自動車が、小隊側に横付けして、しかも、反対車線側に駐車しているのを発見した。いずれ移動するであろうと見張っていたが、一向に動く気配がない。そこで太田少佐が「不審車両」を警察に通報すると、10分弱で警官二名が到着し、車に乗っていた若者二名に職務質問を行い、任意で車の中をすべて改めた。車内から「問題性」のあるものは発見されなかったので、警官らは若者二名の身元を免許証で確認すると共に、ただちに退去せよ、と促し、「不審車両」は去って行ったのである。それから数日後の11月１日（水）未明より、中国の複数のサーバーを踏み台にして、大量のスパムメールが救世軍本営のサーバーに送りつけられ、この「サーバーアタック」によって、サーバーが機能停止に近い状態に追い込まれた。これに加え、小隊（教会）スタッフが言うところによれば、この何日か、小隊（教会）の近辺で黒いスーツを来た不審な若者らを頻繁に目撃し、さらに、自転車がパンクする出来事が起きている」	これらの記載は、読む者をして、原告会社の代表取締役である高柳が、ブログの削除要求に従わない被告に対し、不審車両を送りつけ、サーバーアタックをし、黒スーツの若者を派遣し、自転車をパンクさせるという圧力行為に及んでいるとの印象を与えるものであって、原告会社の社会的評価を低下させる（第３準備書面９、３８頁）。 名誉毀損性の判断は、当該表現全体やその表現方法も含めて判断されるべきものであり、被告ブログ全体の構成・性格（原告会社に対して被告のいうところの異端カルト疑惑を追求するものであること）からすれば、一般通常人がこれらの毀損表現を読めば、原告会社の行為を述べるものとの印象を抱くことは当然である。 また、原告高柳が「ブログの記事を削除しなさい。さもなければ、大変なことになる」と述べたとの記載の直後に、「その翌日」の出来事として不審車両や不審者の表現がなされており、一般通常人がこれを読めば、「科学的証拠は一切存在しない」との表現があっても、不審車両や不審者が原告会社によるものという印象を抱くことは明らかである。	被告準備書面（５）第２の４ないし同９において記載したとおり、摘示されている事実はいずれも被告の見聞した事実であり、これを前提とした上で、被告は、当該表現の中において、「それらをクリスチャントゥディやACMと結び付ける『科学的証拠』は一切存在しない。」と明言し（甲１の６・５枚目）、自らの感想を述べているに過ぎないから、通常人がこの表現を読んだ場合に、原告会社が主体となって問題となっている行動を行っていると認識することはあり得ず、原告会社の社会的な評価を低下させるものではない。また、仮に、原告会社の社会的な評価を低下させるとしても、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、若しくは、論評としての相当性の範囲内であるから、被告は名誉毀損の責任を負わない。	準備書面（５）、準備書面（６）

番号	URL	表現	原告の主張	被告の主張	証拠
13	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog-post_07.html【訴状別紙発言目録1(6)⑧】	「救世軍本営のサーバーに対する二度目の攻撃が開始され、再びサーバーは機能停止に近い状態に追い込まれた」	前提として読者にはＣＴの件であるとわかる状態である。サーバーアタックとは、サービスの提供を不能な状態に陥らせる、違法ないしは不当な行為である。被告の記事は、読む者をして、ＣＴが、サーバー攻撃を行い、その結果救世軍のサーバーを機能停止に近い状態に陥らせたとの印象を与えるものであるから、ＣＴの社会的評価を低下ならしめるものといえる（第３準備書面９頁）。 名誉毀損性の判断は、当該表現全体やその表現方法も含めて判断されるべきものであり、被告ブログ全体の構成・性格（原告会社に対して被告のいうところの異端カルト疑惑を追求するものであること）からすれば、一般通常人がこれらの毀損表現を読めば、原告会社の行為を述べるものとの印象を抱くことは当然である。	被告は、原告が問題としている表現に先立ち、「この電話のやりとりとのつながりを示す『科学的証拠』は全く存在しない」ことを明記しているから（甲１の６・６枚目）、原告会社の社会的な評価を低下させる表現とは言えない。また、仮に社会的な評価を低下させるとしても、本表現については、真実性、相当性が認められる。	準備書面（６）
14	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog-post_09.html【訴状別紙発言目録1(7)①】	「太田少佐が『２ちゃんねるのログが開示された場合でも、本当にｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ側がやったのではないと言えますか？』と問うと、『絶対にやっていません』と高柳氏は答えたとのことである。」 「『絶対にやっていません』という言葉とは裏腹に、彼らは、救世軍を攻撃し続けることを決して諦めるつもりはないのであろう。その目的は明白であって、救世軍を攻撃し続けることによって、救世軍士官たる小生に有形無形の圧力をかけ、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨのカルト疑惑を追求している小生の口を、永久に塞ごうとすることにある。」	当該表現は、読む者をして、ＣＴが、自らがカルト集団であることを秘し、被告の口を封じようとの目的のもと、現に救世軍に対し仕掛け、かつ、今後も攻撃を続けるとの印象を与え、さらに、ＣＴがカルト教団であることを推知させるものであって、ＣＴの社会的評価を低下ならしめるものである。 「クリスチャントゥデイ側」と多少表現をぼかした表現についても、原告会社の社会的評価が低下することは当然である。	１４番と１５番とは一体の表現として理解されるべきものである。これらの表現とともに、「昨年12月22日（土）を境に、ハンドルネーム「２３」と「情報省」は、２ちゃんねるから姿を消している。これに対して、救世軍の過去の不祥事を攻撃する書き込みは、12月22日（土）以降も引き続き行われ、年末に向って、救世軍攻撃の掲示板が２ちゃんねる内外に次々に「新設」されるなど、むしろ事態は激化して行った。」という表現が存在している（甲１の９・１頁）。 この点、１（６）①において既述したとおり、被告準備書面（５）第２の１１ないし１３において記載したとおりの事実の経過があったにもかかわらず、明らかに原告会社に好意的な立場から２ちゃんねるにおいて救世軍関係者の不祥事に関する記述を繰り返すという出来事があり、それだけではなく、これからも救世軍攻撃を行うとの書き込みが２ちゃんねる上においてなされるに至っているという事実があり（乙２）、これを記載したものであるから、本表現については真実性・相当性が認められ、被告はこの事実を前提として、事実に対する自らの解釈、感想を述べているに過ぎず、論評としての相当性の範囲を逸脱するものではない。	乙２、準備書面（６）
15	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog-post_09.html【訴状別紙発言目録1(7)②】	「匿名掲示板における救世軍攻撃の書き込みであるから、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ側は、自分たちは『絶対にやっていません』と言ってのけることが、いくらでも出来よう。小生は、出来ることなら、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ側がそうしたことを全然やっていない、ということを、信じたいものである。信じたいことは、まだ、他にもある。『サーバー攻撃をやっていない』と信じたい。『不審車両を配置していない』と信じたい。『不審者を送り込んでいない』と信じたい。しかし、昨年10月以来、どうにも『信じられない』ような出来事が連続している。小生の信仰が足りないとしか、言いようがない。」	サーバーアタックを行ったり、不審車両を配置したり、不審者を送り込んだりすることは、違法ないしは不当な行為である。そして、左記の表現行為は、読む者をして、ＣＴが当該違法行為を行っているとの印象を与えるものであって、ＣＴの社会的評価を低下ならしめるものである。 名誉毀損性の判断は、当該表現全体やその表現方法も含めて判断されるべきものであり、被告ブログ全体の構成・性格（原告会社に対して被告のいうところの異端カルト疑惑を追求するものであること）からすれば、一般通常人がこれらの毀損表現を読めば、原告会社の行為を述べるものとの印象を抱くことは当然である。 また、原告の行為ではないと「信じたいが、どうにも『信じられない』ような出来事が連続している」といった表現がなされており、一般通常人がこれを読めば、「科学的証拠は一切存在しない」との表現があっても、不審車両や不審者が原告会社によるものという印象を抱くことは明らかである。		
16	http://majormak.blogspot.com/2007/02/blog-post_5790.html【訴状別紙発言目録1(8)】	「サーバー攻撃の渦中ではあるが，『高柳山谷会談評価と分析』の公開に踏み切った。」「心配なのは，小生が資料や音声ファイルの保存先として利用しているSALVOS.COMのサーバーである。中小企業規模のこのサーバーが，果たしてどれぐらい持ちこたえ得るか，祈りつつ見守りたい」	前提として、読者にはＣＴの件であるとわかる状態である。そして、あたかもＣＴが社会的に見て非難されるべき行為であるサーバー攻撃を行っているとの印象を読者に与えるものであるから、ＣＴの社会的評価を低下ならしめる。 名誉毀損性の判断は、当該表現全体やその表現方法も含めて判断されるべきものであり、被告ブログ全体の構成・性格（原告会社に対して被告のいうところの異端カルト疑惑を追求するものであること）からすれば、「サーバーアタックの仕掛け人が、いったいだれであるのか…皆目見当がつかない」との記載があったとしても、一般通常人がこれらの毀損表現を読めば、原告会社の行為を述べるものとの印象を抱くことは当然である。	甲１の８において、被告は「もちろん、小生にとって、サーバーアタックの仕掛人が、いったいだれであるのか、また、小生がブログに書く内容と、いかなる因果関係があるのかないのか、皆目見当がつかない。」と明記しており、そもそも原告会社の社会的な評価を低下させる表現とは言えない。 また、２００７年１月２６日（木）夜より、救世軍本営のサーバーに対するスパムメールの大量送付による攻撃がなされたという事実があり、これを記載したものであるから、本表現については真実性・相当性が認められる。	準備書面（６）
17	http://majormak.blogspot.com/2007/02/blog-post_9962.html【訴状別紙発言目録1(9)①】	「高柳氏は当初救世軍側から御茶ノ水OCCビルでの会談の提案がなされていたのだが、不明の理由によって病的なほどにそこを避けた。彼の過剰防衛の姿勢の現れの一つであるが、完全にパラノイドの心理状態にあると判断される。」	パラノイドとは、体系だった妄想を抱く精神病のことを意味する。左記の表現行為は、読む者をして、企業の顔たる代表取締役である人物が、パラノイド、すなわち体系だった妄想を抱く人物であるとの印象を与えるから、CTの社会的評価を低下ならしめる。 また、一般通常人が読めば、文脈から、「マインドコントロール」を行っている主体や、原告代表者らの人格を抑圧して「パラノイド」の状態にしている主体が原告会社であるとの印象を抱くことは明らかである。さらに、これらの表現が原告会社を誹謗中傷する一連のブログの中で掲載されていることからも、原告会社の社会的評価の低下はより一層明らかである。	１７番ないし１９番は一体として評価されるべきである。この点、同表現は原告高柳について言及する表現に過ぎない以上、これらの表現が原告会社の社会的な評価を低下させることはない。 　仮に、原告会社の社会的な評価を低下させるとしても、被告は、２００６年１０月２２日に原告高柳と黛藤夫との間で行われた会談において、原告高柳が東京ソフィア教会を開拓したと述べているが（乙６３、７頁、１０頁、１４頁）、東京ソフィア教会週報である乙３５、乙３９を見れば、原告高柳が虚偽を黛に述べていることは明らかであることを踏まえて、２００７年１月２５日に行われた「高柳山谷会談」に同席していた精神病理学の専門家であり、医学博士号を有する訴外唐沢治の言葉を信用してそのまま転載したものであり（乙１２ないし同１３）、表現内容については真実性あるいは相当性が認められ、あるいは、論評としての相当性を逸脱するものでもない。	乙１２、同１３、同３５、同３９、同６３、準備書面（６）
18	http://majormak.blogspot.com/2007/02/blog-post_9962.html【訴状別紙発言目録1(9)②】	「この虚言性向は彼らが現実と乖離したある種の仮想空間に生きていることのひとつの兆候である。先に書いたとおり、彼らの認知と行動はわれわれの世界から乖離したプロトコルによってなされているわけ。これがために社会と常に齟齬や摩擦を起し、その外部の反応を自分たちに対する故なき批判や攻撃と捉え、（１）のパラノイド傾向をさらに強めていく。かくして現実との乖離とカプセル化（孤立化）が極点に達する時に、オウム的犯罪なども成立し得る。」	論評；現実と乖離して仮想空間に生き、社会の反応を批判や攻撃と受け止めてパラノイド傾向を強める人物であると評価された場合、当該評価は、当該人物の社会的評価を低下させる。また、オウム的な犯罪とは、いわゆるサリン事件に代表されるような、重大な犯罪行為であり、オウム的な犯罪を行う集団ないしは人物と評された場合、社会的評価は低下する。左記の表現行為は、ＣＴ会社に所属する社員が、現実と乖離し、社会の反応を批判や攻撃と受け止め、パラノイド傾向にあり、ひいてはＣＴがオウム的な犯罪を行わしめるような印象を与えるものであって、ＣＴの社会的評価を低下ならしめる。 また、一般通常人が読めば、文脈から、「マインドコントロール」を行っている主体や、原告代表者らの人格を抑圧して「パラノイド」の状態にしている主体が原告会社であるとの印象を抱くことは明らかである。さらに、これらの表現が原告会社を誹謗中傷する一連のブログの中で掲載されていることからも、原告会社の社会的評価の低下はより一層明らかである。		
19	http://majormak.blogspot.com/2007/02/blog-post_9962.html【訴状別紙発言目録1(9)③】	「パラノイド傾向と虚言性向は実はひとつの病理＝現実との乖離・遊＝によって生じるものであり、すでに会談に参加した3人についてはこの兆候が見られている。」	会談に参加した3人のうち2人が高柳氏及び矢田氏であったことは，本ブログ内に記載がある。 高柳氏は会社の顔である代表取締役であり、矢田氏はＣＴの次長という要職にあるが、そのようなポストの２人にパラノイド傾向と虚言性向があるとの事実は、ＣＴの社会的評価を低下ならしめる。 また、一般通常人が読めば、文脈から、「マインドコントロール」を行っている主体や、原告代表者らの人格を抑圧して「パラノイド」の状態にしている主体が原告会社であるとの印象を抱くことは明らかである。さらに、これらの表現が原告会社を誹謗中傷する一連のブログの中で掲載されていることからも、原告会社の社会的評価の低下はより一層明らかである。		
20	http://majormak.blogspot.com/2007/02/blog-post_22.html【訴状別紙発言目録1(10)】	「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ問題をめぐる動き　2.在日韓国基督教総連合会（CCKJ） (2) 韓国内より国外において悪賢い働きを展開しているｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨに対して、五人構成対策委員会を設置して、あらゆる情報の収集と見張りの役を果たす。」	論評；悪賢いとは、奸知に長け、狡猾であるという意味である。そして、韓国ＣＴと日本のＣＴにつながりがあるとの前提のもと、左記表現は、読む者をして、日本のＣＴも悪賢い働きをする会社である、との印象を読者に与えるもので社会的評価を低下ならしめる。	甲１の１０において、「（１）日本の教会と信徒と日本人を韓国のカルト集団から守るこ とを大原則とする」、「（２）韓国内より国外において悪賢い働きを展開している」と明記していることからも明らかなように、ここで論評とされているのは、原告会社ではなく、韓国クリスチャントゥディのことであることは明らかであるから、原告会社の社会的な評価を低下させる表現とは言えない。 また、仮に原告会社に関する表現として解釈しうるとしても、被告準備書面（４）、準備書面（７）ｐ２１第６において詳述したとおり、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかであるにもかかわらず、その事実を否定し、あるいは、隠ぺいした上で、報道機関として活動しているのであるから、「悪賢い働きを展開している」と表現したとしても、それは、論評としての相当性の範囲内であるから、被告は名誉毀損の責任を負わない。	準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（９）

21	http://majormak.blogspot.com/2007/03/blog-post_11.html 【訴状別紙発言目録1(11)⑤・⑦】	㋐「ブログ界第二戦線の有志『OMystery of This Age』にして、２ちゃんねる第三戦線の闘志『２３』の個人情報が、今回ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ側の策動により、実名・住所・勤務先・研修先・所属サークル・日記・趣味・私生活に至るまで、詳細に渡って匿名ブログ上で公表されるに至った。」 ㋑「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨの記者たちは、Sola GratiaやMystery of 23といった匿名ブログを立ち上げて、『２３』の個人情報を微に入り細に入るまでネット上で流す対抗手段を取るに至った。」	個人の氏名，住所，勤務先等を，一旦公表されれば当該情報を削除することが難しいwebサイトにて公表する行為は，プライバシー侵害の程度においても，また，侵害が無限に広がりうることからも，きわめて違法性の高い行為である。したがって，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらが，きわめて違法性の高い行為を行う規範意識のない，害悪な存在であると認識させるものであり，ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させる。 「クリスチャントゥデイ側」と多少表現をぼかした表現についても、原告会社の社会的評価が低下することは当然である。	被告は「クリスチャントゥディ」と断定せずに、「クリスチャントゥディ側」という表現を敢えて用いている。広辞苑第５版には、「側」の意味として、「相対する２つの一方」、「当事者以外の、近くにいただけの人。はた。まわり。」が掲載されており、この表現を通常人が読んだ場合には、原告会社ではなく、原告会社の味方をする者、その周辺にいる者が表現内容のとおりの行為を行ったものと認識するから、そもそも、原告会社の社会的な評価を低下させるものではない。また、仮に、原告会社の社会的な評価を低下させるとしても、２００７年３月１１日、Mystery of 23（削除され現在は存在しない、http://mysteryof23.blogspot.com ）という匿名ブログにおいて、「２３」の個人情報が公開されたことは明らかであり、かつ、同ブログのＵＲＬが２ちゃんねる上のChristianTodayと救世軍山谷真少佐のガチンコ対決24と題するスレッド（過去ログ化される前のＵＲＬ http://life8.2ch.net/test/read.cgi/psy/1172821034/・乙１５）の稿番号854に張り付けられており（乙１５）、同スレッドにおいては被告の味方をする者と原告会社を擁護する者の論争が延々と続いており、「２３」というハンドルネームで書き込みをしている者は、被告に賛同する立場の者であり、その個人情報を嫌がらせ的に晒すという挙に出る者は原告会社側の立場であると言えるから、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、また、論評としての相当性の範囲内であるから、被告は名誉毀損の責任を負わない。被告は「クリスチャントゥディ」とは書かずに、「クリスチャントゥディの記者達は」という表現を敢えて用いており、原告会社の社会的な評価を低下させるものではない。仮に原告会社の社会的な評価を低下させるとしても、匿名ブログであるSola Gratiaは原告高柳泉が立ち上げたことになっているブログであるが（乙１０２・２頁）、実際には、原告会社の記者達が原告会社の意思決定者であるダビデ張の言葉を翻訳したものである（乙６９）。Mystery of 23は、という匿名ブログにおいて、「２３」の個人情報が公開されたことは明らかであり、かつ、同ブログのＵＲＬが２ちゃんねる上のChristianTodayと救世軍山谷真少佐のガチンコ対決24と題するスレッド（過去ログ化される前のＵＲＬhttp://life8.2ch.net/test/read.cgi/psy/1172821034/・乙１５）の投稿番号854に張り付けられており（乙１５）、同スレッドにおいては被告の味方をする者と原告会社を擁護する者の論争が延々と続いており、「２３」というハンドルネームで書き込みをしている者は、被告の主張に賛同する立場の者であり、その個人情報を嫌がらせ的に晒すという挙に出る者は原告会社側の立場であると言えるから、「クリスチャントゥディの記者達」という表現内容はその主要部分において、真実性、あるいは、相当性を有し、また、論評としての相当性の範囲内であるから， 被告は名誉毀損の責任を負わない。	乙１５、同６９、同１０２、準備書面（６）
22	http://majormak.blogspot.com/2007/03/blog-post_11.html 【訴状別紙発言目録1(11)⑥】	「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨは、自らを『言論の公器』と称しているのだけれども、昨年来自らにつきつけられて来たカルト異端嫌疑について、オンライン新聞の紙面で何一つ反論することをしない。」	「異端」とは、「正統からはずれていること。また、その時代において正統とは認められない思想・信仰・学説など。」を意味するものである（甲１３）。したがって、原告会社が異端的教義を信奉しているとの表現は、一般通常人がこれを読めば、「異端」との字義自体から、原告会社が社会一般に認められている正統的な信仰とは異なる、異様な信仰を有しているとの印象を抱かせる。 また、原告会社は、キリスト教に関する情報の提供を業とし、報道活動を行う者である。その原告会社の信奉する教義がキリスト教において「異端的」であるという表現は、一般通常人に対して、原告会社が提供する情報の正確性や客観性（すなわち原告会社の業務の質）に対する疑いを生じさせる。 さらに、キリスト教社会において、その信仰が「異端」であるということは、「邪教」を信奉しているというに等しい、強烈な非難の語であり（甲２４）、原告会社が「異端的」教義を信奉しているとの表現は、キリスト教社会における一般通常人がこれを読めば、原告会社が「邪教」の信徒であるというに等しい、強烈な嫌悪感を抱かせる。 また、「何一つ反論することをしない。」との表現行為を，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨが，カルト異端嫌疑につき反論できないこと，すなわち，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨがカルト異端であるから反論できないこと，ひいては，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨがカルト異端であることを推知させるものであり，ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させる。	被告準備書面（５）第２の３に記載した経緯のとおり（乙８）、原告矢田と井手北斗が何ら後めたさもなく、平然と嘘を付いており、さらに、原告矢田、井手北斗は、準備書面（７）ｐ１５「２」、同ｐ２１第５において詳述したとおり、両名共にダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の信者であり、準備書面（９）において詳述したとおり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであるし、原告高柳自身が、統一協会は「異端カルト」であると認めている以上（乙６３・８頁）、ひいては、乙１の存在により、原告会社が異端カルトであるという疑惑が客観的に存在していたということは明らかである。原告会社についてカルトではないかという疑惑が存在することは真実であり、その疑惑の存在を前提として、２００７年３月１１日の時点では、原告会社が自社紙面において何らの反論をしていなかったという事実、原告会社の代表者である原告高柳が「日本キリスト教界における言論の自由と情報行為」の重要性を訴える社説を掲載し、「日本に暮す全てのクリスチャンの代弁者としてキリスト教言論がある。」と原告会社がキリスト教界における「公器」であることを前提とした主張をしていたにこと（乙９・２頁目）を踏まえた上での論評行為に過ぎず、前提事実について真実性ないし相当性が認められ、論評としての相当性の範囲内の表現であるから、被告は名誉毀損の責任を負わない。	乙１、同８、同９、同６３、準備書面（５）、準備書面（６）、準備書面（７）、準備書面（９）
23	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_16.html 【訴状別紙発言目録1(12)①】	「東京簡易裁判所提出の異見　異議の詳細 ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ及びその関連諸団体の設立者である大韓イエス教長老会合同福音前総会長、ダビデ張在亨氏は、（ア）文鮮明氏司式による合同結婚式に参加した統一教会信者であり、（イ）統一教会の学舎長及び巡回伝道団団長を歴任して統一教会の学生布教活動の最前線を指揮し、（ウ）文鮮明氏から抜擢されて統一教会のダミー団体である「国際基督学生連合会」を設立して事務長に就任し、（エ）メソジスト系聖化神学校を統一教会が買収して成和神学校（現鮮文大学）を設立した際の功労者であったことが、韓国キリスト教界の調査によって明らかとなっている。」	統一協会が反社会的団体であることは各種報道によって周知の事実となっている（統一教会が反社会的団体であることは、当事者間にも争いがない（第５回口頭弁論調書「弁論の要領（続）」））ところ，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨの設立者が統一教会信者であり，最前線で活動し，功労者とされているとの表現行為は，原告会社に対して被告のいうところの異端カルト疑惑を追及する被告ブログに記載され、「クリスチャントゥデイ」と原告会社の会社名を明示しているものであり、一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨが統一協会と同一またはその一団体あるいは統一協会新法団体であると認識させ，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨも反社会的団体であると認識させるものであり，ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させる。	一般通常人がこの表現を見た場合に、クリスチャントゥディが統一協会系団体であるという印象を受けることはない。訴状別紙発言目録１（１２）　（ア）ないし（エ）に記載している事実については、準備書面（７）第１において詳述したとおり、全て真実であり、しかも、原告会社の代表者である原告高柳自身がこれを否定することなく、全て認めている（乙６３・８頁、１５頁ないし１９頁）。また、被告準備書面（４）、準備書面（７）ｐ２１第６において詳述したとおり、原告会社は、クリスチャントゥディ日本版として位置づけられ（なお、乙１２７の原告のホームページを見ればその事実は一層明らかとなる）、後に法人格を取得しているに過ぎない以上、クリスチャントゥディの設立者であるダビデ張の意向を受けて設立された会社であり、また、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかである。特に、乙６８を見れば、ダビデ張が紙面の内容についてまで細かく命令をしていることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、ダビデ張が設立したと評価しうる企業体であるから、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、被告は名誉毀損の責任を負わない。	乙６３、同６８、同１２７、準備書面（４）、準備書面（６）、準備書面（７）、準備書面（９）
24	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_16.html 【訴状別紙発言目録1(12)②】	「このブログの記事に対して、申立人は、言論の公器を自称していながらも自紙の紙面上では何ら反駁記事を掲載せず、かえって、告訴の威嚇をもってするブログの記事削除の要求を合計六回、押しかけ行為を二回に渡って行い、かつ、匿名ブログ及び匿名掲示板において当方への誹謗中傷を繰り返して来た。このような反応は当方をして，申立人が通常のキリスト教メディアではなく、カルトであると推定させるのに必要十分なもの」	告訴による威嚇行為，それに基づく記事削除要求及び押しかけ行為，さらには誹謗中傷行為を行ったとの表現行為は，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらが，刑法上禁止された強要行為を行う犯罪者であると認識させるものであり，ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させる。 論評 カルトであると推定させる，との表現行為は，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨがカルトであると認識させるものであり，ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させる。 なお、一般通常人が「カルト」の文言を見たとき、通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であると認識することは、当事者間に争いがない（被告準備書面（９）１頁）。	本表現は、一般通常人が見た場合には、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらが，刑法上禁止された強要行為を行う犯罪者であるという印象を受けるものではない。原告高柳自身が、統一協会は「異端カルト」であると認めている以上、ひいては、乙１の存在により、原告会社が異端カルトであるという疑惑が客観的に存在していたということは明らかであるし、また、原告会社と一体であり、同一の場所に存在していた東京ソフィア教会についてカルト疑惑が持ち上がり、信徒が離れていったという事実を原告高柳自身が認めている。原告矢田と井手北斗が何ら後めたさもなく、平然と嘘を付いており、原告矢田、井手北斗は、両名共にダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の信者であり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであるから、原告会社を「カルト」と呼んだとしても、真実性、相当性は認められる。このように、原告会社についてカルトではないかという疑惑が存在していたことは真実であり、その疑惑の存在を前提として、２００７年５月１６日の時点では、原告会社が自社紙面において何らの反論をしていなかったという事実、原告会社の代表者である原告高柳が「日本キリスト教界における言論の自由と情報行為」の重要性を訴える社説を掲載し、「日本に暮す全てのクリスチャンの代弁者としてキリスト教言論がある。」と原告会社がキリスト教界における「公器」であることを前提とした主張をしていた事実（乙９・２頁）、原告らがブログ記事の削除の要求を電話あるいは面談の方法によりしてきたという事実、匿名ブログであるSola Gratiaは原告高柳泉が立ち上げたことになっているブログであるが、実際には、原告会社の意思決定者であるダビデ張の言葉を翻訳したものであるSola Gratiaにおいて被告が誹謗中朝されてきたという事実、２ちゃんねるにおいて原告側に立つ者達が被告のことを誹謗中傷してきたことを踏まえた上で、「カルト」と表現したものであり、論評に過ぎず、前提事実について真実性ないし相当性が認められ、 論評としての相当性の範囲内の表現である。	乙１、同９、同６３、同６９、準備書面（５）、準備書面（６）、準備書面（７）、準備書面（９）
25	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_16.html 【訴状別紙発言目録1(12)③】	「３．申立人は匿名ブログ及び匿名掲示板によって当方への誹謗中傷を繰り返しており、そもそも申立人が当方に対して損害賠償すべきである。 これまで申立人もしくは申立人の意を汲んだ人物複数が、当方のブログに対抗するかたちで、匿名ブログ及び匿名掲示板にて、当方を中傷する記事を書き込んで来た。その内容は、当方を黒魔術の擁護者としたり、女児性的虐待者と同一視したり、精神異常者扱いしたり、極左浸透組織に洗脳された工作員と断定するなど、いずれも事実無根の誹謗であり、これにより当方の名誉は著しく毀損された」	他人を黒魔術の擁護者としたり、女児性的虐待者と同一視したり、精神異常者扱いしたり、極左浸透組織に洗脳された工作員とすることは，誹謗中傷の域を超え，当該他人の社会的評価を著しく低下させる行為である。他人に対し，そのような事をする者につき，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，名誉棄損行為をする犯罪者であると認識する。ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させる。 「意を汲む」と多少表現をぼかした表現についても、原告会社の社会的評価が低下することは当然である。	匿名ブログであるSola Gratiaは原告高柳泉が立ち上げたことになっているブログであるが（乙１０２）、実際には、原告会社の意思決定者であるダビデ張の言葉を翻訳したものであり（乙６９）、かかるSola Gratiaにおいて被告のことが誹謗中傷されていたという事実（乙６９）、２ちゃんねるにおいて原告側に立つ者達が被告のことを誹謗中傷してきたこと、原告会社の関係者がダビデ張の指示により掲示板への書き込みをしてきたこと（乙７０・３頁）、２チャンネルにおいて、摘示されているような表現行為がなされていることを前提に表現行為を行ったものであり、論評行為に過ぎず、前提事実について真実性ないし相当性が認められ、論評としての相当性の範囲内の表現である。	乙６９、同７０．同１０２、準備書面（６）

26	http://majormak.blogspot.com/2007/06/blog-post_18.html【訴状別紙発言目録1(13)】	「当方のブログの記事によるカルト疑惑追求は、公益性の観点に照らして、名誉毀損にはあたらない。」	当該表現は，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，被告が，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨがカルトであることを真実であることを前提として，かかる被告によるｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨがカルトとの事実摘示が名誉棄損とはならないのは，公益目的に基づいて行われているからであると認識させる。 したがって，結局，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらがカルトであると認識させるものであり，カルトであることは，反社会的団体，キリスト教の蓑をかぶった者，として受け止められ，ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させる。 なお、一般通常人が「カルト」の文言を見たとき、通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であると認識することは、当事者間に争いがない（被告準備書面（９）１頁）。	原告高柳自身が、統一協会は「異端カルト」であると認めている以上（乙６３・８頁）、ひいては、乙１の存在により、原告会社が異端カルトであるという疑惑が客観的に存在していたということは明らかである。被告準備書面（５）第２の３に記載した経緯のとおり（乙８）、原告矢田と井手北斗が何ら後めたさもなく、平然と嘘を付いており、さらに、原告矢田、井手北斗は、準備書面（７）ｐ１５「２」、同ｐ２１第５において詳述したとおり、両名共にダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の信者であり、準備書面（９）において詳述したとおり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであるから、原告会社を「カルト」と呼んだとしても、真実性、相当性は認められる。	乙１、同８、同６３、準備書面（５）、準備書面（６）、準備書面（７）、準備書面（９）
27	http://majormark.blogspot.com/2007/05/blog-post6607.html【訴状別紙発言目録1(14)①】	「＜ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ異端カルト疑惑＞の追及であるが，」「先方の意見を表すとおぼしき人物が＜全面降伏を要求するものだから呑めない」との言葉が出たからである。」	当該表現行為は，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらが異端カルト疑惑を認めつつも，全面降伏はできない，すなわち，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨが異端カルトであることを自認したと認識させ，ひいては，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨが異端カルトであると認識させるものである。そして，一般的に，異端カルトとの評価は，反社会的団体であることを認識させるものであるから，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨが反社会的団体であると認識させるものである。ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させる。 なお、一般通常人が「カルト」の文言を見たとき、通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であると認識することは、当事者間に争いがない（被告準備書面（９）１頁）。	原告高柳自身が、統一協会は「異端カルト」であると認めている以上（乙６３・８頁）、ひいては、乙１の存在により、原告会社が異端カルトであるという疑惑が客観的に存在していたということは明らかである。被告準備書面（５）第２の３に記載した経緯のとおり（乙８）、原告矢田と井手北斗が何ら後めたさもなく、平然と嘘を付いており、さらに、原告矢田、井手北斗は、準備書面（７）ｐ１５「２」、同ｐ２１第５において詳述したとおり、両名共にダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の信者であり、準備書面（９）において詳述したとおり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであるから、原告会社を「カルト」と呼んだとしても、真実性、相当性は認められる。	乙１、同８、同６３、準備書面（５）、準備書面（６）、準備書面（７）、準備書面（９）
28	http://majormark.blogspot.com/2007/05/blog-post2093.html【訴状別紙発言目録1(15)②】	「被害者家族から疑惑の証拠となる資料の提供を受けた山谷が」，「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨから1000万円の損害賠償請求裁判を提訴するとの威嚇を受けています。また，巨大掲示板「２ちゃんねる」で山谷の所属教団である救世軍に対して誹謗中傷が執拗に繰返されています。」	威嚇や誹謗中傷行為は反社会的行為であるところ，当該行為を行う団体は，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，反社会的団体であると認識させるものである。すなわち，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨは反社会的団体であると認識させるものである。ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させるものである。	本表現を見た一般通常人が、原告会社について反社会的な団体であるという印象を受けることはなく、当該表現は原告会社の社会的な評価を低下させるものではない。被告が被害者の家族から資料の提供を受けていたこと（乙３、乙５ないし７）、２００７年４月９日、原告会社は被告を相手方として、表現の削除と１０００万円の支払いを求める調停を東京簡易裁判所に申し立てて来たこと（甲４）、明らかに原告会社に好意的な立場から２ちゃんねるにおいて救世軍関係者の不祥事に関する記述を繰り返すという出来事があり（乙２）、それだけではなく、これからも救世軍攻撃を行うとの書き込みが２ちゃんねる上においてなされるに至っているという事実（乙２）を前提とする表現であるから、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、被告は名誉毀損の責任を負わない。	甲４、乙２、同３、同５ないし同７、準備書面（６）
29	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html【訴状別紙発言目録1(16)①】	「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ問題インデックス ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ問題とは？ 統一教会（世界基督教統一神霊協会）核心メンバーであった張在亨氏（学舎長、巡回伝道団団長、ICSA事務局長、鮮文大学教授）が、自分自身を『来臨のキリスト』として若者たちに教え込み、張氏が設立した関連団体（ACM、イエス青年会、EAPC等）と関連企業（ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ、クリスチャンポスト、ジュビリーミッション等）に献身させて、無償労働をさせている上、そうした実態を糊塗しつつ、世界福音同盟（WEA）への浸透を企て、成功を収めつつある、という疑惑です。」	「クリスチャントゥデイ問題」、「張在亨氏…が、自分自身を『来臨のキリスト』として若者たちに教え込み」との表現は、原告会社が張在亨氏を「来臨のキリスト」とする異端の教義を信奉していることを意味する表現である。「異端」とされることによる原告会社の社会的評価の低下については、毀損表現No.22参照。 また、当該表現行為は，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらが反社会的団体である統一協会の一部であること，信者に対して無償労働等の搾取を行う非合法な団体であると認識させるものである。したがって，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨは，社会にとって害悪であると認識させるものであり，ゆえに，当該表現は，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらの社会的評価を低下させる。	訴状別紙発言目録１（１２）　（ア）ないし（エ）に記載している事実については、準備書面（７）第１において詳述したとおり、全て真実であり、しかも、原告会社の代表者である原告高柳自身がこれを否定することなく、全て認めている（乙６３・８頁、１５頁ないし１９頁）。 また、被告準備書面（４）、準備書面（７）ｐ２１第６において詳述したとおり、原告会社は、クリスチャントゥディ日本版として位置づけられ（なお、乙１２７の原告のホームページを見ればその事実は一層明らかとなる）、後に法人格を取得しているに過ぎない以上、クリスチャントゥディの設立者であるダビデ張の意向を受けて設立された会社であり、また、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかである。特に、乙６８を見れば、ダビデ張が紙面の内容についてまで細かく命令をしていることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、ダビデ張が設立したと評価しうる企業体である。 さらに、準備書面（９）ｐ４（６）において詳述したとおり、原告会社を初めとする宣教の共同体においては、若者が無償労働をさせられている。以上のとおり、表現内容は全て真実性、相当性を有するから、被告は名誉毀損の責任を負わない。	乙６３、同６８、同１２７、被告準備書面（４）、準備書面（６）、準備書面（７）、準備書面（９）
30	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面16～17頁ア①】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「吉本幸恵 ダビデアンの幹事。ウェスレアンホーリネス淀橋教会に客員として出席しながらクリスチャントゥデイの国際担当記者をしていた。2006年4月に山谷少佐に対し「法的措置を検討する」との最初の威嚇を行った。」「吉本幸恵は、途中でメディア学専攻に転じ、その頃からダビデアンに接触して、入信したとされる。脱会者証言によれば、吉本は毎日ダビデアンの拠点に通って「一対一の聖書講義」を受講するほどの熱心な求道者であった。」「『クリスチャントゥデイ社と統一協会との関係はまったくないことは公式にもすでに明らかになっております。一部で私どもをなおも統一協会に関係すると断固に主張し続ける団体に対しては、法的処置を行う考えております』と、最初の威嚇を行った。」	CTが、統一教会と繋がりのあるダビデアンに入信した者を幹事として抱え、かつ、その者が「威嚇」という違法行為をしているとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低下させる。	特定の企業の従業員に問題があると述べたことにより、当該企業の社会的な評価が低下することはなく、これらの表現についても、通常人がこの表現を読んだ場合に、原告会社の社会的な評価を低下させるものではない。吉本幸恵は、原告会社の記者であり（乙１０８）、ダビデアンの幹事であり（乙１３２）、被告に対し、法的措置を講じることを仄めかして威嚇している（乙１０８、７頁目）。ＯＵのジャーナリズム学科講師にも就任している（乙１１７の１）。同人は、札幌ＡＣＭの伝道を受けたことがきっかけとなり、ＯＵに留学した後に、原告会社の記者となっている（乙４・６頁）。以上のとおり、表現内容は全て真実性、相当性を有するから、被告は名誉毀損の責任を負わない。	乙４、同１０８、同１１７の１、同１３２、準備書面（７）
31	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面17～18頁ア②】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「引導者 ダビデアンの求道者に対して一対一の聖書講義や霊的指導を行うリーダーのこと。 ダビデアンの求道者は、」「『聖書の勉強をしませんか』との誘いを受けることから、コンタクトが始まる。連絡を入れると、大学近くの拠点（多くはアパートやマンションの一室であり、また、ベレコムやクリスチャントゥデイなど関連企業が入居している賃貸オフィスである場合もある）に案内され、一対一の聖書講義を受ける。講義において、ダビデ張在亨が来臨のキリストであると確信させる教え込みが行われる。」	「ダビデ張在亨氏が来臨のキリストであると確信させる教え込み」とは、キリスト教内部で異端の教義を教えることを意味し、原告会社の社会的評価を低下させることについては、毀損表現No.22参照。また、このことは統一教会内で文鮮明が来臨のキリストであるとの教義に相通じるものである。しかも「聖書の勉強をしませんか」と通常のキリスト教の勉強であるかのような呼びかけをしながらかかる異端の教義を教え込むという点で一種詐欺的言辞を用いており、かかる一連の行動が「ＣＴなど関連企業が入居しているオフィス内に案内され」という表現により、これらの勧誘、教え込みがＣＴの指図によって行われているとの印象を読者に与える。しかも「ダビデアン用語集」といブログの添付により、ＣＴが異端者集団であることが暗示され、読者の上述の印象はさらに強められる。かかる表現はＣＴの社会的名誉を低下ならしめる。	準備書面（７）第１０頁以下、第１４頁以下、準備書面（８）において詳述したとおり、原告会社の記者であり、編集長でもある訴外北村宗範は、東京ソフィア教会において、ダビデ張が来臨のキリストであるということを教え込まれているから、被告の表現行為についてはその主要部分について真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。なお、原告高柳は、東京ソフィア教会の場所は原告会社が賃借していた旨を述べており（乙６３・８頁）、真実性が認められないとしても、被告は、原告会社の代表者の言い分を信用して表現行為に及んでいる以上、相当性が認められる。	乙６３、準備書面（７）、準備書面（８）、準備書面（１０）

32	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面18～19頁ア③の1】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ ㋐「クリスチャントゥデイ関係者がCCK-J西日本地方会会長（総会長）に訪問攻勢、電話攻勢をしかけ、総会長に「あれは山谷の捏造で事実無根」との虚偽の情報を吹き込んで、事実の認識を意図的に誤まらせた。その結果、総会長はCCK-J東日本会に照会することもせず、独断で「CCK-J総会長名文書」を発行し、同年2月26日午前10時50分付にて教会連合機関（JEA、NCC、CCK-J）に回覧して、「あれは山谷の捏造で事実無根である」と通知した。」 ㋑「クリスチャントゥデイ関係者は、CCK-J東日本地方会にも訪問攻勢、電話攻勢をしかけ、威圧して、一時的に業務停止状態に追い込んだ。さらにクリスチャントゥデイ関係者は、「CCK-J総会長名文書」の全文を高柳泉社長の匿名ブログ「ソラ・グラティア」や「韓国クリスチャントゥデイ」「豪州クリスチャントゥデイ」などの紙上に掲載して、「山谷は根田と共謀してCCK-J実行委員会に許可なく乱入し、勝手な声明を喚き立て、事後に決議文を捏造して、配布した」と、完全に事実無根の誹謗中傷記事を報じて、山谷少佐の名誉を永久的に回復不可能なまでに毀損した。」 ㋒「２ちゃんねるでクリスチャントゥデイ工作員と目される「クトゥファン」が同記事を引用して、誹謗中傷と名誉毀損を繰り返した」	CTが、訪問攻勢や電話攻勢をして虚偽の情報を吹き込んだり、事実無根の誹謗中傷記事を掲載したりする非常識な関係者を抱えているとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低下させる。	問題とされている表現は、原告自身が２００７年４月１２日、池袋東武デパートにある韓国料理店「妻家房」において、ＣＣＫ－Ｊ（在日韓国基督教総連合会）の趙泳相（チョウ・ヨムサム）氏とクリスチャン新聞編集顧問兼「百万人の福音」編集長の根田祥一氏が同席していた際に聞いた話をそのまま書いたものであり（乙１０３）、その主要部分について真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	乙１０３、準備書面（１０）
33	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面18～19頁ア③の2】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「消息筋が」「次のように述べている」「クリスチャントゥデイ関係者による」「つきまとい行為は」「ずっと続いており」「アポイントメント無しで訪問して来て２時間以上も居座り続け」「特派員を取り囲み、一方的な主張を繰り返し」「実行委員会の席にも」「断り無く乱入し」「大阪の総会長のもとを訪問して、すっかり取り込んでしまった」	CTが、一日に何度も電話をかける、アポイントメントなしで訪問して２時間以上も居座り続ける、特派員を取り囲んで一方的な主張を繰り返す、実行委員会の席に断りなく乱入しFAXを配布したり「喋らせろ」と要求する、総会長を取り囲むなどの非常識な行動をとる関係者を抱えているとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低下させる。	問題とされている表現は、原告自身が２００７年４月１２日、池袋東武デパートにある韓国料理店「妻家房」において、ＣＣＫ－Ｊ（在日韓国基督教総連合会）の趙泳相（チョウ・ヨムサム）氏とクリスチャン新聞編集顧問兼「百万人の福音」編集長の根田祥一氏が同席していた際に聞いた話をそのまま書いたものであり（乙１０３）、その主要部分について真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（１０）
34	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面20～21頁ア④】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「ＣＭＣ ダビデアンのオンライン・メディア企業群を包括する呼称。Christian Media Corporationsの略。ダビデアンは、クリスチャンポスト（Christianpost）、クリスチャントゥデイ（Christiantoday）」「など、多数のオンライン・メディア企業、オフライン・メディア企業を擁しているが、それらメディア部門を包括して「CMC」と呼ぶ。」	CTが、統一教会と繋がりのあるダビデアンに擁されている企業であるとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低下させる。	準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団、すなわち、カルト集団であることは明らかであるから、被告の表現行為についてはその主要部分について真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（９）、準備書面（１０）
35	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面21頁ア⑤】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「ＥＡＰＣ EAPCは、北米では米国福音同盟（NAE）と世界福音同盟（WEA）に加盟し、ウェストミンスター信条に立つ改革長老教会である、というのが表向きであるが、実態はダビデアンの教会部門である。」 「書記の今弘幸はクリスチャントゥデイ記者。役員の鳥越保弘は牧師の安原力と共に株式会社ベレコム代表取締役。牧師の池田誠は音楽宣教サイト「ブリーズキャスト」スタッフ。牧師の高柳泉は株式会社クリスチャントゥデイ代表取締役である。」	CTの代表取締役と記者が、それぞれ、統一教会と繋がりのあるダビデアンの教会部門の牧師及び書記であり、CTが統一教会と繋がりのある会社であるとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低下させる。	ＥＡＰＣがダビデアン（ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉する宣教の共同体に属する者、組織を指す。）の教会部門であることは、事実であり（準備書面（７）４頁３参照。なお、Evangelical Assembly of Presbyterian Churchesを和訳すれば、「福音長老教会総会」となる。）、今弘幸は、原告会社取締役、ＥＡＰＣの日本組織である日本キリスト教長老会教団事務局書記であり（準備書面（７）８頁以下、同１７頁参照。）、原告高柳泉は、日本キリスト教長老会教団に属する東京ソフィア教会の牧師であるから（準備書面（７）１８頁以下参照。）、被告の表現行為についてはその主要部分について真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（７）、準備書面（１０）
36	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面21頁ア⑥】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「千葉信望協会 「千葉信望教会」では、「摂理」（JMS）メンバーを目標とした伝道活動も行われていたようであり、クリスチャントゥデイに矢田紊大記者が書いた「摂理脱会手記」は、自身の千葉信望教会での体験を綴ったものではないかとの観測が一部にある。」	CTが、反社会的団体である「摂理」に所属していた者を記者として抱えているとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低下させる。 なお、原告矢田が「摂理の伝道活動をしていた」とまでは思わなくとも、「摂理」を引き合いに出すことで、原告矢田自身がカルト教団に関わっていたかのような印象を抱かせる。また、主人公が信者になる前に離れたとしても、「カルト教団に関わった」だけで十分に社会的評価を低下させる。	当該表現は原告会社の社会的評価を低下させるものとは言えない。同表現を通常人が読んだ場合には、「原告矢田が千葉信望教会で『摂理』の伝道活動をしていた」という印象を与えることはないし、当該記事（乙１３７）の主人公は摂理の信者になる前に摂理を離れているから（乙１３７）、如何なる意味においても、原告矢田の社会的な評価を低下させるものではない。なお、千葉信望教会は、日本キリスト教長老教会に属する教会である。	乙１３７、準備書面（１０）
37	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面22頁ア⑦】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「高柳泉 留学中にダビデアンの伝道を受け、ダビデ張在亨を「来臨のキリスト」と確信。」	「ダビデ張在亨を『来臨のキリスト』と確信。」との表現は、原告代表者（当時）、ひいては原告会社が張在亨氏を「来臨のキリスト」とする異端の教義を信奉していることを意味する表現である。「異端」とされることによる原告会社の社会的評価の低下については、毀損表現No.22参照。 また、CTが、統一教会と繋がりのあるダビデアンに所属している者を取締役として擁しているとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低下させる。 高柳氏が、統一教会と繋がりのあるダビデアンに所属しているとの印象を与える表現であり、高柳氏の社会的評価を低下させる。	当該表現は原告会社の社会的評価を低下させるものとは言えない。また、一般人を基準として考えた場合、ダビデ張を来臨のキリストとして確信しているとしても、原告高柳の社会的な評価が低下するとは言えない。 仮に、原告会社、原告高柳の社会的な評価が低下するとしても、当該表現における重要事実は、原告高柳がダビデ張を来臨のキリストとして確信しているか否かであり、準備書面（７）第１０頁以下、同１８頁以下、同２１頁以下において詳述したとおり、被告の表現行為については真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（７）、準備書面（１０）
38	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面22～23頁ア⑧】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「アポなし訪問」 「ダビデアンの場合、何の予告もなく、かつ、時間帯を全くわきまえず突然押しかけて来て、二時間以上も居座り、恫喝的な言動を行うことがある。」	「アポなし訪問」は、セールス関係でも事前に予約をとることが常態化しつつある社会では、礼儀をわきまえない行動と評価される。そして、ダビデアン用語集とリンクされることにより宗教上の異端者は社会常識もわきまえない集団との印象を読者に基礎づける点で、ＣＴの社会的評価を低下させる。	当該表現には、「ダビデアン」としか書いておらず、通常人が読んだ場合に、原告会社の社会的評価を低下させるものとは言えない。仮に、原告会社の社会的な評価が低下するとしても、被告準備書面(10)で詳述したとおり、いずれも真実性ないしは相当性が認められる。	準備書面（１０）

39	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面23頁ア⑨】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「ソラグラディア ダビデアンの日本代表使役者で、クリスチャントゥデイ社長の高柳泉が匿名で開設したブログのこと。正式名称は「Sola Gratia　信仰と宣教の自由を守る者たちの集い」。Sola Gratiaとは、ラテン語で「ただ恵みのみ」の意。その内容は、ダビデアンの異端カルト性を追及する山谷少佐を悪質な誹謗中傷で攻撃し、山谷少佐のクレジットを落とすことだけに完全に特化している。」	CTが、統一教会と繋がりのあるダビデアンに所属している者を取締役として擁しているとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低下させる。 高柳氏が、統一教会と繋がりのあるダビデアンに所属しているとの印象を与える表現であり、高柳氏の社会的評価を低下させる。 高柳氏が匿名ブログで被告を誹謗中傷で攻撃しているとの印象を与える表現であり、高柳氏の社会的評価を低下させる。 ひいては、原告高柳が匿名ブログで被告を誹謗中傷しているとの表現は、一般通常人がこれを読めば、原告会社がそのような不当（かつ場合によっては違法な）行為を行う反社会的な団体であるとの印象を抱かせるから、原告会社の社会的評価を低下させる。	原告会社の社会的評価を低下させるものとは言えない。ソラグラディアは原告高柳が開設したブログであり（乙１０２）、原告高柳は、日本代表使役者に任命された後、ダビデ張が総会長を務める大韓国イエス教長老合同　福音総会において、ダビデ張自身から牧師の按手を受けており（準備書面（７）第１８頁以下参照）、原告高柳をダビデアンの日本代表使役者という表現の重要部分には真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。 また，ソラグラディアの内容に鑑みれば、被告を誹謗中傷して攻撃することを目的としたブログであることは明らかであり，当該表現の重要部分には真実性・相当性が認められ、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（１０）p６「１０」
40	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面23～24頁ア⑩の1】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「クリスチャントゥデイ ダビデ張在亨の傘下のキリスト教メディア企業。」	CTが、「異端的教義」を説く者であり、かつ統一教会と繋がりのあるダビデ張在亨が支配する企業であるとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低下させる。	原告会社がダビデ張の傘下にあるメディア企業であることは真実であり（準備書面（７）２１頁以下参照）、真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（７）、準備書面（１０）
41	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面24頁ア⑩の2】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「Christiantoday（英） 日本では、2003年5月に株式会社法人として設立されたが、登記された取締役と監査役は全員、ダビデ張在亨の傘下の「日本キリスト教長老教会」（日本基督教長老会信生総会）牧師である。設立当初より、役員と記者は牧師の身分を隠匿し、自分たちは平信徒であると教界各方面に嘘の説明をしていた。家賃の滞納のために、一年程度で次々に事務所を移転して来た。設立以来、決算が官報またはインターネット上で公告されたことが一度もなく、会社法違反の状態にある。	あたかもCTの役員が、「異端的教義」を説く者であり、かつ統一教会系の大学にいた張氏と密接な関係にあるような記載をすることで、読者にＣＴが統一教会と関係のある「異端的教義」を説く団体であるかのような印象を与えるものであり、ＣＴの社会的評価を低下せしめる。 また、嘘をついたり家賃を滞納するという社会的に不適切な行為を行う会社であることや、会社法違反の状態にある遵法精神のない社会的に不適切な団体であるかのような印象を読者にあたえるのであって、CTの社会的評価を低下せしめる。	原告会社の役員は、平成１９年２月２日に就任した萬代栄嗣を除けば（乙１６）、全員が、ダビデ張が設立したＡＣＭを母体とするＥＡＰＣの日本組織として設立された教会である（乙９１、同１０９、同１１０）日本キリスト教長老教会の聖職者であるから（準備書面（７）２１頁以下参照。）、当該表現の重要部分には真実性・相当性が認められ、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。 原告会社の記者である原告矢田、井手北斗が嘘をついていたことについては、争いがなく（原告第４準備書面・３２頁イ）、原告会社の代表者である原告高柳は、実際にはダビデ張から按手を受けた牧師であるにも関わらず、一介の信徒であると嘘をついている（準備書面（７）１８頁以下参照）。 また、原告会社は一年程度で事務所を移転してきたことは事実であり、原告会社と東京ソフィア教会は同一の場所（文京区本郷２－２６－８　ワカナビル）に存在し（乙６３・８頁）、ワカナビルを賃料滞納のために追い出されている（乙６・４頁）。被告の表現の重要部分には、真実性・相当性が認められることは明らかであるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。 原告会社は決算を公告していないから（被告自身が官報とインターネットで検索した結果確認済。なお、乙７１によれば、平成２０年９月１６日の時点において現金・預金出納帳すらない状態であった以上、決算を公告出来る筈もない。）、会社法に違反していることは明らかであり、被告の表現の重要部分には、真実性・相当性が認められることは明らかであるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	乙６、同１６、同６３、同９１、同１０９、同１１０、準備書面（７）、準備書面（１０）
42	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面24頁ア⑩の3】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「現在の代表取締役である高柳泉は、ダビデアンの「日本代表使役者」である。 クリスチャントゥデイ批判記事を掲載したブログを相手取って、1000万円の損害賠償事件の調停を東京簡易裁判所に申し立てた。また、この事件を報じた『クリスチャン新聞』に対して告訴の威嚇を行った。」	CTが「クリスチャン新聞」に告訴を手段として不当な威嚇行為を行っているとの印象を読者に与え、また、統一教会と関係があるとするダビデアンの日本代表使者と記載することで高柳氏があたかも異端カルトに所属しているかのような印象を読者に与え、その結果高柳氏が代表取締役を務めるCTがカルトに関連しているかのような印象を読者に与えるのであって、ＣＴの社会的評価を低下させる。	原告会社の社会的評価を低下させるものとは言えない 原告高柳は、日本代表使役者に任命された後、ダビデ張が総会長を務める大韓国イエス教長老合同福音総会において、ダビデ張自身から牧師の按手を受けており（準備書面（７）第１８頁以下参照）、原告高柳をダビデアンの日本代表使役者という表現の重要部分には真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。 また，原告高柳は、２００７年５月２７日付クリスチャン新聞（５月２０日発行）における記事に対し、同年５月２２日付ＦＡＸにおいて、「納得のいく回答が得られない場合は、本紙を通じて当社の見解を述べると共に、法的な処置をも検討します」と通告しており、表現の重要部分には真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（７）、準備書面（１０）
43	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面25頁ア⑪】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「ダビデアン ダビデ張在亨を「来臨のキリスト」と崇める異端カルト集団の総称。 Davidian（英）張大衛教派（中）ダビデ張在亨が統一教会幹部時代に設立した企業及び宣教団体を母体として発展してきた「共同体」のこと。」「「共同体」は、内部では、教会部門のWAPC（世界福音長老教会総会）とVERENET（インターネット・システム）で構成され、外部に対しては、EAPC（福音長老教会総会）、ACM（アポストロス・キャンパス・ミニストリー）、YD（イエス青年会）、クリスチャンポスト、クリスチャントゥデイ、ゴスペルヘラルド、グッドニュースライン、ジュビリーミッション、ブリーズキャスト、ベレコム、ベレリンク、デオグラフィック、AirTel、財経新聞（IBtimes）などの団体・企業のかたちを取っている。」	「異端」とされることによる原告会社の社会的評価の低下については、毀損表現No.22参照。 また、CTが実質は異端カルト集団であるにもかかわらずその実質を隠しており、ＣＴがカルトに関連しているとか、実質を偽るような社会的に不適切な行動をとっているかのような印象を読者に与えるのであって、CTの社会的評価を低下せしめる。 さらに、統一教会が反社会的な団体であることには当事者間に争いがない（第５回口頭弁論調書）ところ、「張在亨氏が統一教会幹部」である旨の表現に加え、張在亨氏が原告会社の設立者であるとか、原告会社が張在亨氏の支配する、又は関連する企業であるとの表現がなされ、一般通常人がこれを読めば、原告会社が反社会的団体である統一教会の幹部によって設立された、又はそれに関連する団体であるとの誤った印象を抱かせるものであるから、原告会社の社会的評価を低下させる。	準備書面（７）、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団、すなわち、カルト集団であることは明らかであるから、被告の表現行為についてはその主要部分について真実性・相当性が認められ、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（７）、準備書面（９）、準備書面（１０）
44	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面25頁イ①】	このブログにはインデックスとして「クリスチャントゥデイ疑惑を中途総括する」というブログの記事へのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「以前このブログに書いた「クリスチャントゥデイ疑惑」に関する記事が、当の株式会社クリスチャントゥデイからの告訴の威嚇により削除に追い込まれて、早くも二ヶ月以上が経過した。」	CTが被告に対し、不当な圧力かけて被告の正当な表現活動を押さえ込んだかのような印象や、不当な圧力をかけるということから疑惑が真実なのではないかといった印象を読者に与えるのであって、CTの社会的名誉を低下させる。	被告に対し、原告矢田から2006年10月3日から4日にかけて、ブログの削除要求の電話が三回あった。第一回は「ブログを削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は問題の記事を削除し、削除理由をブログに掲載した。第二回は「削除理由も削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は削除理由の一部を伏字にする措置を取った。第三回は「伏字でも問題があり、すべて削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり，被告は削除理由をも全部削除した。 当該表現は被告の体験事実をそのまま書いたものであるから、表現の重要部分には真実性・相当性が認められ、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（１０）
45	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面26頁カ①】	このブログにはインデックスとして「クリスチャントゥデイ問題を最終総括する」というブログの記事へのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「とりわけ匿名掲示板では、「根田陰謀論言説」を流布したり、「福音派左派謀略説」を流布するなど、明らかに異常な反応に終始した。」	論評；「明らかに異常な反応」は論評 「陰謀論」とか「謀略説」といった言葉から、読者は通常胡散臭いという印象を受ける。あたかもCTが匿名掲示板でそのような胡散臭い言葉を含んだ、「根田陰謀論言説」を流布したり、「福音派左派謀略説」を流布したとして、これを「異常な反応」と記述することで、ＣＴが胡散臭い異常な反応をする団体であるかのような印象を読者に与えるのであり、ＣＴの社会的評価を低下させる。	原告会社が根田陰謀論言説、福音派左派謀略説を信じていることは事実であり、それと同一の内容が匿名掲示板である２ちゃんねるにおいて投稿されていることも事実であり，根田陰謀論言説、福音派左派謀略説を説くものは原告会社関係者以外にはあり得ないから、表現の重要部分には真実性・相当性が認められ、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	乙１３２、同１３５、同１３６、準備書面（１０）

46	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面27～28頁ク①・②・③・④】	このブログにはインデックスとして「東京簡易裁判所提出の異見書」というブログの記事へのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「通常のキリスト教会やキリスト教メディアが、部外者から「宗教的批判」を受けた場合、それに対して「虚偽の説明」や「押しかけ」や「訴訟の威嚇」をもって応じることは皆無であるが、その一方でこれらは、カルト団体に典型的に見られる反応である。今回申立人は、そのいずれをも当方に対して行ったのであり、それをもって当方が申立人をカルト団体と推定したことには、一定の根拠があると考える。」 「カルト団体と関わる中で身の回りに不審事案が起きた場合は、「すべてを白日のもとに置く」ことによって、相手の出方を牽制し、不審事案のエスカレートの抑制を図ることが、防衛のための手段となる。」 「中国イエス青年会を告発した『房角石日記』と、中国ACMを告発した『讃美社区掲示板』と、それらのサイトの告発記事を転載した他のブログや掲示板が、中国本土や香港において、同時期に一斉に削除されたという事態は、クリスチャントゥデイの意向を汲む人物なり機関なりが、相当に強い意志と威嚇をもって各方面で削除要求をつきつけて、削除に至らせたことを、伺わせる。このような行動は、普通のキリスト教団体なら、まず取らない手段であり、その一方で、カルト団体が取る典型的な手段である。一斉削除という事態は、クリスチャントゥデイのカルト疑惑をより一層強めた、という印象を抱かせざるを得ない」 「クリスチャントゥデイ及び関連諸団体が、張在亨氏を「来臨のキリスト」と信じている」	「クリスチャントゥデイ…が、張在亨氏を「来臨のキリスト」と信じている」との表現は、原告会社が張在亨氏を「来臨のキリスト」とする異端の教義を信奉していることを意味する表現である。「異端」とされることによる原告会社の社会的評価の低下については、毀損表現No.22参照。 また、「虚偽の説明」や「押しかけ」や「威嚇」は社会的に不適切な行動とされる。CTがあたかもそのような行動を行う社会的に不適切な行動をとる団体であるかのような印象を読者に与えるものであり、CTの社会的評価を低下させる。また、張氏を「来臨のキリスト」と信じているという、キリスト教の教えに反するカルト集団であるとの印象を読者に与えるものであるから、CTの社会的評価を低下させる。 論評 行動をカルト団体の行動を結びつけ、あたかもCTがカルト団体との印象を与える。これは、CTの社会的評価を低下せしめる。	原告会社の記者である原告矢田、井手北斗が嘘をついていたことについては、争いがなく（原告第４準備書面・３２頁イ）、原告会社の代表者である原告高柳は、実際にはダビデ張から按手を受けた牧師であるにも関わらず、一介の信徒であると嘘をついている（準備書面（7）１８頁以下参照）。 ２００７年４月１０日、被告が不在のおり、救世軍杉並小隊を韓国クリスチャントゥデイ日本支局取材部記者キム・ギュウジン（金往眞）と通訳ソ・ジンハ（徐辰和）がアポなしで訪れ、約３時間近くも待っていた。ソ・ジンハ（徐辰和）は、準備書面（7）ｐ１８において詳述したとおり、韓国クリスチャントゥディの記者であり、原告会社の記者でもある人物であり（乙９９、同１０４）、東京ソフィア教会の宣教師であり（乙４０（徐ルディアと名乗っている）、同１１８）、日本キリスト教長老教会の天神愛多教会の担当宣教師であり（乙５０）、北村宗範が聖書講義を受けたときの通訳も務めている（乙１１８）人物である。翌１１日、両名がやはりアポなしで救世軍本営人事教育部長の太田晴久少佐のもとを訪れ、２時間に渡り被告からの謝罪を要求したことがあった。その際、キム・ギュウジン記者は、太田少佐に対し、最初から強い問答無用の調子で「山谷に謝罪させろ」と要求し、「山谷がブログに『張在亨の来臨キリスト疑惑は解消した』という一文を書きさえすれば、裁判提訴を取り下げさせる」という恫喝行為を行っており、原告が訴訟の威嚇を行ったことは事実である。被告に対し、原告矢田から2006年10月3日から4日にかけて、ブログの削除要求の電話が三回あった。第一回は「ブログを削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は問題の記事を削除し、削除理由をブログに掲載した。第二回は「削除理由も削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は削除理由の一部を伏字にする措置を取った。第三回は「伏字でも問題があり、すべて削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は削除理由をも全部削除した。 以上の通り、表現の重要部分には真実性・相当性が認められ、そして、これらの事実を元にした論評行為である論評部分は、論評としての相当性を逸脱するものとは言えないから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	乙４０、同５０、同９９、同１０４、同１１８、準備書面（7）、準備書面（１０）
47	http://majormak.blogspot.com/2007/11/blog-post_29.html 【訴状別紙発言目録1(18)①・③・⑤～⑦・⑨】	「2004年6月に『クリスチャン新聞』編集顧問の根田祥一氏（以下根田氏）が、救世軍少佐・山谷真（以下山谷）と共謀して、張在亨氏（以下張氏）統一教会前歴疑惑を捏造し、日本福音同盟（JEA）理事長名並びに総主事名を勝手に使用してファックスを教界に流布したという事実は、全く存在しない。これは、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルド側の『妄想』である。」 「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ元編集長k氏の御両親が、根田氏に面会してk氏のノートを譲り渡した事実は、全く存在しない。これもまた、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルド側の完全な『妄想』である。」 「山谷が、脱会者A氏に対して洗脳を施して張氏来臨キリスト疑惑を確信させたという事実は、全く存在しない。これもまた、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルド側の完全な『妄想』である。」 「山谷が、ハリーポッター論争を引き起こして、日本教界を混乱させたという事実は、全く存在しない。これもまた、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルド側の完全な『妄想』である。」 「山谷が、再建主義論争を引き起こして、日本教界を混乱させた、という事実は、全く存在しない。これもまた、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルド側の完全な『妄想』である。」 「山谷が、再建主義論争において、韓国の大教会を批判した、という事実は、全く存在しない。王国神学に親和的なメガチャーチを批判したに過ぎない。これもまた、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルド側の完全な『妄想』である。」	新聞社であるCTが、「妄想」を押し通したり、事実を捏造するといった異常な宗教団体と関係あるのではないかとの印象を読者に与えるものであり、CTの社会的評価を低下ならしめるものである。	４７番ないし５２番は一体の表現として理解されるべきである。 被告が「妄想」であると指摘している主張は、いずれも、韓国クリスチャントゥディ及びその記事を丸ごと転載しているゴスペルヘラルドにおいて実際に紹介されている主張であり（乙１３５、同１３６）、いずれも事実に反する。韓国クリスチャントゥディは、準備書面（7）ｐ６「６」以下において主張したとおり、原告会社と同じく宣教の共同体に属する企業であり、また、ゴスペルヘラルドも、イエス青年会（準備書面（7）ｐ７「７」以下において主張のとおり宣教の共同体に属する一団体である。）等と同一の集団に属する企業であり（乙１３５では、ゴスペルヘラルドとイエス青年会が同一の集団に属することを否定していない）、原告会社とゴスペルヘラルドは、「クリスチャントゥディならびにゴスペルヘラルド側」として一括りにすることは、真実性、相当性を有し、論評としても相当性を逸脱するものとは言えない。 また、準備書面（7）、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団、すなわち、カルト集団であることは明らかである。 したがって、被告の表現行為についてはその主要部分について真実性・相当性が認められ、論評としても相当性を逸脱するものとは言えないから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	乙１３５、同１３６、準備書面（7）、準備書面（９）
48	http://majormak.blogspot.com/2007/11/blog-post_29.html 【訴状別紙発言目録1(18)②】	「公文書の発行をもって『前歴』疑惑が解消したとするのは、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルド側の『妄想』である。」	新聞社であるCTが、「妄想」を押し通したり、事実を捏造するといった異常な宗教団体と関係あるのではないかとの印象を読者に与えるものであり、CTの社会的評価を低下ならしめるものである。また、前歴疑惑は真実であるとの印象を読者に与えるものであり、CTの社会的評価を低下ならしめるものである。		
49	http://majormak.blogspot.com/2007/11/blog-post_29.html 【訴状別紙発言目録1(18)④】	「山谷が、k氏のノートを切り貼りして『張氏来臨キリスト疑惑』を捏造したという事実は、全く存在しない。これもまた、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルド側の完全な『妄想』である。ノートは、異端カルト専門家の分析により、その異端性が確認済みである。」	「異端」とされることによる原告会社の社会的評価の低下については、毀損表現No.22参照。 また、あたかもCTがカルト教団であるかのような印象を読者に与えるものであり，キリスト教関連の新聞を発刊しているCTの社会的評価を低下ならしめる。		
50	http://majormak.blogspot.com/2007/11/blog-post_29.html 【訴状別紙発言目録1(18)⑧】	「再建主義論争における山谷の意図は、「旧約律法に根拠して現代に公開処刑制度を復活させ、かつ、公的福祉を全廃せよ等々」の暴論を論駁するという一点である。」	新聞社であり、その言論に節度と責任を持つべきCTが「暴論」を吐いているかのような印象を読者に与えるものであり、新聞社としてのCTの社会的評価を低下させる。		
51	http://majormak.blogspot.com/2007/11/blog-post_29.html 【訴状別紙発言目録1(18)⑩】	「山谷が王国神学（別名王国現在論）を批判した意図は、『現代において回復された使徒と預言者の身体においてキリストが再臨する』という異端的教義を論駁するという一点である。」	「異端」とされることによる原告会社の社会的評価の低下については、毀損表現No.22参照。 また、イエスキリストとは異なる人物が現代にキリストとして再臨するという主張はキリスト教義における異端であり、「王国神学」に対する批判という体裁をとっているものの、CTと被告間の争いを中心的命題とする被告のHPにアップされることにより、「王国神学」を主張しているのがCTであることは容易に判明する。したがって、本表現はCTが異端の主張をするものであるとの表現と何ら変わりはなく、CTの社会低評価を低下させる。		
52	http://majormak.blogspot.com/2007/11/blog-post_29.html 【訴状別紙発言目録1(18)⑪】	「かくのごとき『妄想』を書き連ねることで反駁を成し遂げたと錯覚しているｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルド記者に対し、小生は、そのジャーナリストとしての資質に深刻な疑念を抱くものである。」	「妄想」とは、誤った根拠のない主張を意味し、それを「『』」で括ることで「妄想」を強調し、かつ、強度の強調された「妄想」を「反駁を成し遂げたと錯覚し」という表現により、CTの甚だしい勘違いをさらに強調する効果をもたらしている。すなわち、CTは、根拠のない考えを盲信し、反駁にもなっていないのにこれで反駁されたと思い込む独りよがりの集団であるとの指摘であり、かかる表現がCTの社会的評価を低下させる。 論評；次に後半の「ジャーナリストとしての資質に深刻な疑念を抱く」との論評は、前半部分の指摘と相まって、CTのジャーナリストとしての適格性を欠くという印象を読者に印象付けるものであり、かかる評価がCTの社会的評価を低下させる。		

番号	URL	表現	主張	被告の反論	証拠
53	http://majormak.blogspot.com/2007/12/blog-post.html【訴状別紙発言目録1(19)】	「ダビデ張在亨氏設立企業ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ並びにゴスペルヘラルドより名誉毀損の損害賠償を提訴するとの威嚇を受けている者です。」	まず、「ダビデ」は被告のＨＰ上では異端者と位置付けられており、かつ、張在亨氏は、異端集団である統一教会の核心メンバーと主張している（№７参照）から、ＣＴを張在亨氏が設立したとの表現は、ＣＴが統一教会の影響下にあるとの印象を読者に与える点でＣＴの社会的評価を低下ならしめる。 また、訴訟の提起自体は正当な権利の行使であるが、それをもって「威嚇」するとの表現を一般通常人が読めば、原告会社が権利の行使を盾に不当かつ強迫的な反社会的行為を行う団体であるとの印象を受け、原告会社の社会的評価を低下させる。	訴状別紙発言目録１（１２）　（ア）ないし（エ）に記載している事実については、準備書面（７）第１において詳述したとおり、全て真実であり、しかも、原告会社の代表者である原告高柳自身がこれを否定することなく、全て認めている（乙６３・８頁、１５頁ないし１９頁）。また、被告準備書面（４）、準備書面（７）ｐ２１第６において詳述したとおり、原告会社は、クリスチャントゥディ日本版として位置づけられ（なお、乙１２７の原告のホームページを見ればその事実は一層明らかとなる）、後に法人格を取得しているに過ぎない以上、クリスチャントゥディの設立者であるダビデ張の意向を受けて設立された会社であり、また、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかである。特に、乙６８を見れば、ダビデ張が紙面の内容についてまで細かく命令をしていることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、ダビデ張が設立したと評価しうる企業体であるから、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、被告は名誉毀損の責任を負わない。	乙６３、同６８、同１２７、準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（９）
54	http://majormak.blogspot.com/2008/01/blog-post_18.html【訴状別紙発言目録1(20)】	「『香港經濟日報』がダビデ張異端カルト疑惑を報道 ダビデ張在亨の統一教会前歴や韓国・日本・米国でこれまで持ち上がった異端カルト疑惑を伝え、その中で、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨが小生に対して起こした『1000万円損害賠償請求申立事件』についても報じている。」	「ダビデ張在亨」が「統一教会」に関連し、その「異端カルト疑惑」を伝えていた渦中でＣＴが被告に損害賠償請求申立をする旨の記載は、ＣＴが「異端的教義」を説く者であり、かつ統一教会とつながりのある張在亨の指示に基づいて訴訟提起をする旨の表現と受け止められ、かかる表現がＣＴの社会的評価を低下ならしめる。	ダビデ張氏の統一協会歴として挙げられている訴状別紙発言目録１（１２）　（ア）ないし（エ）に記載している事実については、準備書面（７）第１において詳述したとおり、全て真実であり、しかも、原告会社の代表者である原告高柳自身がこれを否定することなく、全て認めている（乙６３・８頁、１５頁ないし１９頁）。また、被告準備書面（４）、準備書面（７）ｐ２１第６において詳述したとおり、原告会社は、クリスチャントゥディ日本版として位置づけられ（なお、乙１２７の原告のホームページを見ればその事実は一層明らかとなる）、後に法人格を取得しているに過ぎない以上、クリスチャントゥディの設立者であるダビデ張の意向を受けて設立された会社であり、また、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかである。特に、乙６８を見れば、ダビデ張が紙面の内容についてまで細かく命令をしていることは明らかであり、今回の訴訟の提起についてもダビデ張の指示命令によるものであり（乙６８ｐ２）、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、ダビデ張が設立したと評価しうる企業体であるから、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、被告は名誉毀損の責任を負わない。	乙６３、同６８、同１２７、準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（９）
55	http://majormak.blogspot.com/2008/01/blog-post_18.html【訴状別紙発言目録1(21)①】	「太田高柳会談 高柳氏は太田少佐に対して、泣きながら懇請し続けたとのこと。涙を流して語る姿に、太田少佐は尋常ならざるものを感じ、その背後に立って操るダビデ張在亨の意志を見る思いがして、心が痛んだそうである。」	ＣＴの代表取締役の地位にある者が、対立関係にある被告側の人間に対し、「泣きながら懇請し続けた」という表現は高柳氏の異常性を印象付けるものであり、その印象は「太田少佐は尋常ならざるものを感じ」という表現によりさらに強化されている。その高柳の異常性を支配しているのが張在亨であるとの記載により、ＣＴは統一教会の核心メンバーである張在亨のコントロール下にあるという印象を読者に与えており、かかる表現がＣＴの社会的名誉を低下させている。	５５番ないし５９番については、一体の表現として理解されるべきである。５５～５７番，５９番については、甲１の２０から明らかなとおり、「太田高柳会談」という記事は、あくまでも、原告高柳に関する記事であり、原告会社の社会的評価を低下させる表現ではない。５８番についても、国際的企業集団という表現をしていることからも明らかなように、韓国クリスチャントゥディ、ゴスペルヘラルド（香港）に関する表現であり、原告会社に関する表現ではないことは明らかであり、原告会社の社会的評価を低下させる表現ではない。 仮に原告会社の社会的な評価を低下させるとしても、韓国クリスチャントゥディ及びその記事を丸ごと転載しているゴスペルヘラルドは、被告に関する、『山谷異端捏造説』『山谷根田傀儡説』『k氏資料改竄説』を流布していることは真実であり（乙１３５、同１３６）、また、、匿名ブログであるSola Gratiaは原告高柳泉が立ち上げたことになっているブログであるが（乙１０２・２頁）、実際には、原告会社の記者達が原告会社の意思決定者であるダビデ張の言葉を翻訳したものであり（乙６９）、同ブログにおいて、『山谷異端捏造説』が主張されていることも真実である（乙１３２）。韓国クリスチャントゥディは、原告会社と同じく宣教の共同体に属する企業であり、また、ゴスペルヘラルドも、イエス青年会（宣教の共同体に属する一団体である。）等と同一の集団に属する企業である（乙１３５では、ゴスペルヘラルドとイエス青年会が同一の集団に属することを否定していない）。被告は「クリスチャントゥディ」と断定せずに、「クリスチャントゥディ側」という表現を敢えて用いており、広辞苑第５版には、「側」の意味として、「相対する２つの一方」、「当事者以外の、近くにいただけの人。はた。まわり。」が掲載されており、この表現を通常人が読んだ場合には、原告会社ではなく、原告会社の味方をする者、その周辺にいる者が表現内容のとおりの行為を行ったものと認識するから、原告会社、韓国クリスチャントゥディ及びゴスペルヘラルドを、「クリスチャントゥディ側」として一括りにすることは、真実性、相当性を有し、論評としても相当性を逸脱するものとは言えない。 原告高柳、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告高柳、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、原告高柳をはじめとする構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団、すなわち、カルト集団であることは明らかである。 そして、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、教団の教えと同様の思考をするようなマインドコントロールが行われていることは真実である。 このように、原告高柳がダビデ張の強い影響下にあることは事実であり、また、太田高柳会談における原告高柳の言動も全て事実であるから、表現内容は全て真実性、相当性を有し、あるいは、論評としての相当性を有するから、被告は名誉毀損の責任を負わない。	乙６９、同１０２、同１３５、同１３６、準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（９）
56	http://majormak.blogspot.com/2008/01/blog-post_18.html【訴状別紙発言目録1(21)②】	「香港で設立された『独立調査委員会』が着手した調査が、ダビデ張にとって思わしくない方向に推移しつつあり、張が日本代表使役者の高柳氏に『なんとかしろ』と無理難題を命じているのではあるまいか、と小生は想像する。気の毒なのは、ダビデ張と現実との間に立たされて苦悶する高柳氏の姿である。」	「ダビデ張にとって思わしくない方向に推移しつつあり」との表現は、張在亨氏と統一教会の関係の深いことが張氏の意思に反して明らかになりつつあるとの印象を読者に与えるものであり、「ダビデ張と現実との間に立たされて苦悶する高柳氏」という表現は、あたかもＣＴの代表取締役である高柳氏の背後にダビデ張在亨氏がおり、ＣＴの代表取締役である高柳氏が張氏から無理難題を命ぜられ操られているかのような印象を読者に与えるもので，CTの社会的評価を低下ならしめる。		
57	http://majormak.blogspot.com/2008/01/blog-post_18.html【訴状別紙発言目録1(21)③】	「この完全破綻は、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ側が、『山谷異端捏造説』『山谷根田傀儡説』『k氏資料改竄説』等々を、匿名ブログや各国関連メディアを通じて世界中に流布して、小生の名誉を永久的に修復不可能なまでに毀損したことが、すべて原因である。」	あたかもCTが匿名ブログや各国関連メディアを使い世界中で山谷氏の名誉を修復不可能なまでに毀損したという表現により、犯罪行為をしてまで相手方を徹底的にやっつけるかのような印象を読者に与えるもので，CTの社会的評価を低下ならしめる。 「クリスチャントゥデイ側」と多少表現をぼかした表現についても、原告会社の社会的評価が低下することは当然である。		
58	http://majormak.blogspot.com/2008/01/blog-post_18.html【訴状別紙発言目録1(21)④】	「一個人が告訴の威嚇を受けてブログを削除せよと迫られる一方で、国際的企業集団が各国語メディアでその一個人に対する根拠無き誹謗中傷を一日24時間一年365日ずっと自由に何の制約もなく続けている」	「告訴」は正当な行為であるところ、そこに「威嚇」を付け加えることにより、告訴の不当性を読者に印象付け、かつ、国際的企業集団が「根拠なき誹謗中傷」を「一日２４時間一年３６５日」続けているという表現により、原告側の異常性を印象付け、かつ、被告「一個人」対「国際的企業集団」と対比することにより、読者をして、たとえ一個人であっても自分たちの主張と相容れない者は徹底的に潰す集団であることを印象付ける体裁となっており、かかる表現がＣＴの社会的評価を低下ならしめる。		
59	http://majormak.blogspot.com/2008/01/blog-post_18.html【訴状別紙発言目録1(21)⑤】	「説教調で、喋り始めたとのこと。このあたりから、高柳氏の様子が尋常ではなくなり、涙を流し、延々と語り続けた」	あたかも高柳氏が、取り乱し尋常でなく延々と語り続ける人物であるかのような記述であって、従前の高柳氏が張在亨によってマインドコントロールを受けているとの主張（№５５参照）と相まって、高柳氏の異常性を基礎づけるエピソードとなっており、そのような高柳氏が代表取締役を務めるCTの社会的評価を低下ならしめる。		
60	http://newcollegiate.blogspot.com/【第3準備書面32頁①、35頁⑧】	「一学生を狙うカルト スタイリッシュなウェブサイトでキリスト教情報を提供する「クリスチャントゥデイ」 新しいキリスト教メディアを装うその裏で、社員を不眠不休で働かせるためにマインドコントロールを行うカルトであることが明らかになってきました。 大学生をたくみに誘ってマインドコントロールをかけ、団体のために働かせ、消費者金融に手を出させて多額の献金を強いているのです。」 「ダビデ張の団体の信者獲得方法は、これまでのカルトと似ている面と異なる面があります。似ているのは、数多くの講義を重ねていく中でマインドコントロールをかけていく方法です。学生をターゲットにし、極めて貧しい共同生活下で「学生インターン」と称して関連企業で無償に近い労働をさせる点、深夜の飲食店でのアルバイトや消費者金融から多額の借金をさせて上部団体に納めさせる点は、これまでのカルトにも見られた手法です。」	本表現は、CTは新しいキリスト教メディアを装いながら社員に対しマインドコントロールを施し、しかも不眠不休で働かせるカルト集団であって、大学生に対してもマインドコントロールを施し、借金をさせてまで献金を強いたり、貧しい共同生活下で無償労働をさせている反社会集団との印象を読者に与えるものであって、CTの社会的評価を著しく低下させる。	準備書面（９）において詳述したとおり、被告の表現行為についてはその主要部分について真実性・相当性が認められ、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（９）、準備書面（１０）ｐ１１「２１」

<table>
<tr><td>61</td><td>http://newcollegiate.blogspot.com/【第3準備書面33～34頁②・③・④】</td><td>「この団体は統一教会（世界基督教統一神霊協会）と類似点を持つばかりか、創始者は統一教会で幹部クラスだった経歴を持っています。 今後、「統一教会」「摂理」と同様の反社会的団体となることも十分考えられ、危険性はかなり高いものと思われます。」
「創始者はダビデ張在亨。統一教会で幹部クラスまで上り詰めて、その後、自らを「来臨のキリスト」と称し、大韓イエス教長老会合同福音の総会長を名乗る一方で、自分が実質的に支配するさまざまな事業体で信徒を働かせています。そのカルト団体は、アポストロス・キャンパス・ミニストリー（以下ACM）やイエス青年会（同YD）など、さまざまな顔を使い分けています。そのダビデ張の事業体のひとつがキリスト教メディアである「クリスチャントゥデイ」。」
「クリスチャントゥデイは2004年に新聞を創刊し、第3号まで刊行しましたが、その後、インターネット上での活動に転換し、今日に至っています。 しかし、創刊当時から「クリスチャントゥデイ」に対しては、その母体となる団体についての情報が乏しく、当初は統一教会の関連企業ではないかとも推測され、多くのキリスト教団体や教会は「クリスチャントゥデイ」を怪しんでいました。現在に至るまで新聞・ウェブでの広告出稿もほとんどなく、取材すら拒否している団体や教会も多くあります。」</td><td>統一教会は、キリスト教界において、キリスト教の教派の一つとは認められておらず、異端の団体であるとされている。当該事実を前提とすれば、被告の左記表現行為は、読む者をして、CTが、統一教会の中核メンバーであった張在亨氏によって設立された、統一教会の関連団体であるかのような印象を与えるものであって、CTの社会的評価を低下ならしめる。
また、「推測」や「疑い」などという表現により、名誉毀損の責を免れることはない。</td><td rowspan="2">６１番，６２番について。
一般人がこの表現を見た場合に、原告会社が統一協会の関連会社であるという印象を受けることはない。仮に、そのような印象を受けるとしても、準備書面（８）において詳述したとおり、原告会社の所属する宣教の共同体においては統一協会類似の教義が信じられている。ダビデ張氏の統一協会歴として挙げられている訴状別紙発言目録１（１２）　（ア）ないし（エ）に記載している事実については、準備書面（７）第1において詳述したとおり、全て真実であり、しかも、原告会社の代表者である原告高柳自身がこれを否定することなく、全て認めている（乙６３・８頁、１５頁ないし１９頁）。また、被告準備書面（４）、準備書面（７）ｐ２１第6において詳述したとおり、原告会社は、クリスチャントゥディ日本版として位置づけられ（なお、乙１２７の原告のホームページを見ればその事実は一層明らかとなる）、後に法人格を取得しているに過ぎない以上、クリスチャントゥディの設立者であるダビデ張の意向を受けて設立された会社であり、また、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかである。特に、乙６８を見れば、ダビデ張が紙面の内容についてまで細かく命令をしていることは明らかであり、今回の訴訟の提起についてもダビデ張の指示命令によるものであり（乙６８ｐ２）、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、ダビデ張が設立したと評価しうる企業体であるから、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、被告は名誉毀損の責任を負わない。</td><td rowspan="2">乙６３、被告準備書面（４）、準備書面（７）準備書面（８）、</td></tr>
<tr><td>62</td><td>http://newcollegiate.blogspot.com/【第3準備書面34頁⑤】</td><td>「現在は、ダビデ張を第二のキリストとする独特の教義から、統一教会そのものではなく統一教会から派生したカルトと見られていますが、統一教会のダミー団体の疑いも払拭しきれていません。」</td><td>論評：左記の表現行為は、読む者をして、CTが、統一教会から派生したカルト、ないしは統一教会のダミー団体であるかのような印象を与えるのであって、CTの社会的評価を低下せしめる。
また、「推測」や「疑い」などという表現により、名誉毀損の責を免れることはない。</td></tr>
<tr><td>63</td><td>http://newcollegiate.blogspot.com/【第3準備書面34頁⑥】</td><td>「匿名のブログや匿名巨大掲示板「2ちゃんねる」で個人情報を晒されたり、不審者にまとわりつかれたりするなどの被害が起きています。」</td><td>表現行為を行う者に対し、不審者をまとわりつかせたり、当該表現者の個人情報をインターネット上で公開したりして、圧力をかけたとなれば、社会的評価は低下する。左記の表現行為は、CTが、ＣＴのカルト疑惑を訴えた者の個人情報をインターネット上にさらしたり、不審者を付きまとわせたりして、圧力をかけているとの印象を、読者に与えるものであって、CTの社会的評価を低下させる。</td><td>被告自身の体験した事実、ないしは、直接に見聞した体験に基づく表現行為であり、その主要部分について真実性・相当性が認められ、論評としての相当性が認められるため、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。</td><td></td></tr>
<tr><td>64</td><td>http://dqa.blogspot.com/【訴状別紙発言目録1(23)①】</td><td>「高柳泉氏は、2003年2月にダビデ張在亨氏に伴われて帰日。間もなく安マルダ氏、李錫珍氏、中植至唯氏らと渡韓して、5月17日にダビデ張在亨氏から牧師按手を受けていた」</td><td>ＣＴの代表取締役である高柳氏が、「異端的教義」を説く者であり、かつ統一教会の幹部であったとする張在亨氏から、牧師按手を受けたとの事実を摘示することにより、あたかもＣＴが統一教会に関連する「異端的教義」を説く団体であるかのような印象を、読者に与えるものであって，CTの社会的評価を低下ならしめる。</td><td>準備書面（７）において詳述したとおり、原告高柳がダビデ張から牧師按手を受けたことは事実であり，当該表現については、真実性・相当性が認められ、論評としての相当性が認められるため、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。</td><td>準備書面（7）</td></tr>
<tr><td>65</td><td>http://dqa.blogspot.com/【訴状別紙発言目録1(23)②】</td><td>「高柳泉牧師について
高柳泉氏は、これまで日本教界に対して、ロサンゼルス・ピルグリム教会幹事であったこと、自分が『日本代表使役者』の立場であること、日本キリスト教長老教会牧師であること等々を隠し、『自分たちに組織的背景は無い』と、嘘の説明をして来た。自分たちの教団と教会を持ちながら、しかも、牧師であることを隠しながら、日本基督教団聖ヶ丘教会やウェスレアンホーリネス淀橋教会といった『教界重要人士』（重鎮）が牧会する教会に入り込み、対外的には『自分は聖ヶ丘教会の客員です』『淀橋教会の客員です』と説明して来た高柳氏の行為は、実に不審であり不適切と言うほかない。」</td><td>論評：高柳氏が、牧師であり、自身の教団と教会を有しているにも拘わらず、当該事実を隠して、日本のキリスト教界の重鎮がいる教会に入り込むという不審かつ不適切な行動をとったとの印象を、読者に与えるものであり、当時高柳氏はＣＴの代表取締役を務めていたのであるから、左記の表現行為は、CTの社会的評価を低下させる。</td><td>当該表現行為は、原告会社の社会的な評価を低下させるものではない。仮に、社会的な評価を低下させるとしても、準備書面（７）第４において詳述したとおり，当該表現については，真実性・相当性が認められ，論評としての相当性が認められるため，名誉毀損に基づく責任を負うことはない。</td><td>準備書面（7）</td></tr>
<tr><td>66</td><td>http://dqa.blogspot.com/【訴状別紙発言目録1(23)③】</td><td>「高柳泉牧師について
ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｲ、ベレコム、財経新聞社が、ダビデ張在亨氏を『按手礼の執行者』と位置づける日本キリスト教長老教会（EAPC）の牧師たちによって経営されている企業群であって、一体であると推定する根拠となる。」</td><td>左記の表現行為は、ＣＴが、「異端的教義」を説く者であり、かつ統一教会の元幹部である張在亨氏を按手礼の執行者と位置付ける牧師達によって、経営されているとの事実を摘示することにより、読む者をして、ＣＴが統一教会に関連する「異端的教義」を説く団体であるかのような印象を与えるものであって、ＣＴの社会的評価を低下ならしめるものである。</td><td>一般人がこの表現を見た場合に、原告会社が統一協会の関連会社であるという印象を受けることはない。仮に、そのような印象を受けるとしても、準備書面（７）ｐ２３「２」において詳述したとおり、原告会社の役員の多くはダビデ張から牧師の按手礼を受けている。また、原告会社の所属する宣教の共同体においては、準備書面（８）において詳述したとおり。統一協会類似の教義が信じられている。ダビデ張氏の統一協会歴として挙げられている訴状別紙発言目録１（１２）　（ア）ないし（エ）に記載している事実については、準備書面（７）第１において詳述したとおり、全て真実であり、しかも、原告会社の代表者である原告高柳自身がこれを否定することなく、全て認めている（乙６３・８頁、１５頁ないし１９頁）。また、被告準備書面（４）、準備書面（７）ｐ２１第6において詳述したとおり、原告会社は、クリスチャントゥディ日本版として位置づけられ（なお、乙１２７の原告のホームページを見ればその事実は一層明らかとなる）、後に法人格を取得しているに過ぎない以上、クリスチャントゥディの設立者であるダビデ張の意向を受けて設立された会社であり、また、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、準備書面（９）において詳述したとおり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかである。特に、乙６８を見れば、ダビデ張が紙面の内容についてまで細かく命令をしていることは明らかであり、今回の訴訟の提起についてもダビデ張の指示命令によるものであり（乙６８ｐ２）、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、ダビデ張が設立したと評価しうる企業体であるから、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、被告は名誉毀損の責任を負わない。</td><td>乙６３、同６８、同１２７、準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（８）、準備書面（9）</td></tr>
<tr><td>67</td><td>http://dqa.blogspot.com/【訴状別紙発言目録1(23)④】</td><td>「統一教会前歴不正から悔い改めの覚書まで
張牧師が設立したという『ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｲ』の記者の態度にも、理解しにくい部分が多かった。法廷への告訴を示唆して、記事化自体を阻もうとする姿は、真実を明らかにするのが使命である新聞記者の本来の姿から、距離があるように見えた。張在亨牧師は単なる一個人ではない。『ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｲ』を設立したし、近年キャンパスで急速に成長している『イエス青年会』『韓国大学福音化宣教会』(CEF)を作って、今日まで大きな影響力を及ぼしている人物だ。」</td><td>前提として、訴状別紙発言目録④から⑧については、いずれも「韓国」CTとなっておらず、また、韓国CTと原告CTが無関係である記載も一切なく、一般の読者は、④から⑧の表現行為の中の「クリスチャントゥデイ」を、原告CTないし原告CTを含む企業体のこととして認識する。
したがって、
法廷への告訴を示唆して、表現行為を阻もうとするとの行為は、一般人の基準からすれば、読む者をして違法行為であることを推知させる。左記の記事は、ＣＴが告訴を盾に圧力をかけ、自己に都合の悪い記事が公表されることを阻んでいるとの印象を与えるものであって、ＣＴの社会的評価を低下させる。また、「異端的教義」を説く者であり、統一教会と関連性のあった張在亨氏が、ＣＴの常任理事であるとの事実を摘示することにより、読む者をして、ＣＴが統一教会と関連性がある「異端的教義」を説く団体であるとの印象を抱かせるものであり、ＣＴの社会的評価を低下せしめる。</td><td>日本の株式会社である原告会社に「常任理事」という役職はなく、かつ、ダビデ張が原告会社の役員として登記されている事実がないことから、原告会社に関する表現ではないことは明らかであり、通常人がこれを見た場合に原告会社に関する表現であると解することは有りえないし、一般人がこの表現を見た場合に、原告会社が統一協会の関連会社であるという印象を受けることはないから、そもそも原告会社の社会的な評価を低下させる表現とは言えない。仮に社会的な評価を低下させるとしても、２００７年4月１０日、被告が不在のおり、救世軍杉並小隊を韓国クリスチャントゥデイ日本支局取材部記者キム・ギュウジン（金往眞）と通訳ソ・ジンハ（徐辰和）がアポなしで訪れ、約３時間近くも待っていた。ソ・ジンハ（徐辰和）は、韓国クリスチャントゥディの記者であり、原告会社の記者でもある人物であり（乙９９、同１０４）、東京ソフィア教会の宣教師であり（乙４０（徐ルディアと名乗っている）、同１１８）、日本キリスト教長老教会の天神愛多教会の担当宣教師であり（乙５０）、北村宗範が聖書講義を受けたときの通訳も務めている（乙１１８）人物である。翌１１日、両名がやはりアポなしで救世軍本営人事教育部長の太田晴久少佐のもとを訪れ、２時間に渡り被告からの謝罪を要求したことがあった。その際、キム・ギュウジン記者は、太田少佐に対し、最初から強い問答無用の調子で「山谷に謝罪させろ」と要求し、「山谷がブログに『張在亨の来臨キリスト疑惑は解消した』という一文を書きさえすれば、裁判提訴を取り下げさせる」という恫喝行為を行っており、原告が訴訟の威嚇を行ったことは事実である。
また、被告に対し、原告矢田から2006年10月3日から4日にかけて、ブログの削除要求の電話が三回あった。第一回は「ブログを削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は問題の記事を削除し、削除理由をブログに掲載した。第二回は「削除理由も削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は削除理由の一部を伏字にする措置を取った。第三回は「伏字でも問題があり、すべて削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は削除理由をも全部削除したという経緯がある。
さらに，原告会社の役員の多くはダビデ張から牧師の按手礼を受けている。また、原告会社の所属する宣教の共同体においては、準備書面（８）において詳述したとおり。統一協会類似の教義が信じられている。ダビデ張氏の統一協会歴として挙げられている訴状別紙発言目録１（１２）　（ア）ないし（エ）に
記載している事実については、全て真実であり、しかも、原告会社の代表者である原告高柳自身が
これを否定することなく、全て認めている（乙６３・８頁、１５頁ないし１９頁）。また、原告会社は、
クリスチャントゥディ日本版として位置づけられ（乙１２７）、後に法人格を取得しているに過ぎない以上、
クリスチャントゥディの設立者であるダビデ張の意向を受けて設立された会社であり、また、
ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の
一構成組織でしかないことは明らかであり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、
原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた
熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、
人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、
原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは
異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的に
ダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかである。
ダビデ張が紙面の内容についてまで細かく命令をしていることは明らかであり、
今回の訴訟の提起についてもダビデ張の指示命令によるものであり（乙６８ｐ２）、
原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、ダビデ張が設立したと評価しうる企業体である。
以上のとおり、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、被告は名誉毀損の責任を負わない。</td><td>乙４０、同５０、同６３、同６８、同９９、同１０４、同１１８、準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（9）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>68</td><td>http://dqa.blogspot.com/
【訴状別紙発言目録1(23)⑤・⑥・⑦・⑧】</td><td>「張在亨牧師が結局、統一教会前歴を自認する
韓国基督教総連合会が、張牧師が提出した『悔い改めの自筆覚書』の内容を突然公開
韓国基督教総連合会異端委員会は、この日の会議で、張牧師が、△統一教会の異端性。△統一教会からの離脱の経緯。△統一教会への対策活動の宣明。などを含んだ具体的な内容の『悔い改めの広告』を、自分が常任理事である『ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ』に載せるなら、彼の真正性を認めることができる、と決議した」
「韓国基督教総連合会異端えせ対策委員会、張牧師に『悔い改めの広告』を要求」
「（３）統一教会への反対活動を行う宣言、などを含んだ具体的内容の『悔い改めの広告』を、本人が常任理事を務める『ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ』に掲載するなら」
「異端専門家 崔三更氏、張牧師に「悔い改めの広告」を再度要求」
「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨの設立者、張在亨牧師」
「自分の新聞であるｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨの紙上に」</td><td>統一教会が反社会的な団体であることは、当事者間に争いがない（第５回口頭弁論調書「弁論の要領（続）」）。
そして、統一教会と関係のある張牧師が、CTを設立し、かつ、ＣＴの常任理事を務めているとの事実を摘示することにより、読む者をして、ＣＴが統一教会の関連団体であり、ひいてはＣＴがカルトないしは異端集団であるとの印象を与えるもので，CTの社会的評価を低下せしめるものである。
また、一般通常人は、原告会社に「常任理事」の役職が有るかどうかなど、株式会社の構成に正確に立ち返って判断することなど考えられないから、「常任理事」の記載があっても、原告会社を意味しないなどと解されはしない。</td><td>日本の株式会社である原告会社に「常任理事」という役職はなく、かつ、ダビデ張が原告会社の役員として登記されている事実がないことから、原告会社に関する表現ではないことは明らかであり、通常人がこれを見た場合に原告会社に関する表現であると解することは有りえない。また、準備書面（7）ｐ２３「2」において詳述したとおり、原告会社の役員の多くはダビデ張から牧師の按手礼を受けている。
また、原告会社の所属する宣教の共同体においては、統一協会類似の教義が信じられている。ダビデ張氏の統一協会歴として挙げられている訴状別紙発言目録１（１２）（ア）ないし（エ）に記載している事実については、全て真実であり、しかも、原告会社の代表者である原告高柳自身がこれを否定することなく、全て認めている（乙６３・８頁、１５頁ないし１９頁）。また、原告会社は、クリスチャントゥディ日本版として位置づけられ（なお、乙１２７の原告のホームページを見ればその事実は一層明らかとなる）、後に法人格を取得しているに過ぎない以上、クリスチャントゥディの設立者であるダビデ張の意向を受けて設立された会社であり、また、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかである。特に、乙６８を見れば、ダビデ張が紙面の内容についてまで細かく命令をしていることは明らかであり、今回の訴訟の提起についてもダビデ張の指示命令によるものであり（乙６８ｐ２）、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、ダビデ張が設立したと評価しうる企業体である。
以上のとおり、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、被告は名誉毀損の責任を負わない。</td><td>乙６３、同６８、準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（８）、準備書面（９）</td></tr>
<tr><td>69</td><td>http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog-post_07.html
【訴状別紙発言目録2(1)】</td><td>「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ疑惑を中途総括する
１５．『たいへんなことになると』と言われ，大変なことに
この二つの記事をブログに掲載したら、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ代表の高柳泉氏から電話がかかって来た。」
「この心理的因果関係は、科学的因果関係とは別の次元で、ひとつの否定し得ない事実であったのは、確かなことである。」</td><td>「この二つの記事」には、不審車両の件とサーバーアタックの件が書かれている。ところで，この二つの記事は，いずれも，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらが，被告に対して，つきまとい，業務の妨害，その他違法な行為をしたとの虚偽の事実を摘示するものである。したがって，本件表現行為を，一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨが違法行為を平然と行う非合法な反社会的団体であると認識することとなる。ましてや，被告があえて，原告高柳からの削除要求を載せていることは，一般の読者の通常の注意からすれば，ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨらが，事実を記載されて不利益だから削除要求をしてきた，被告にはやましいところがないから本件表現行為をしている，したがって，より，「この二つの記事」は確からしい，と認識させるものである。ゆえに，当該表現は，原告らの社会的評価を低下させる。
また、原告高柳が「ブログの記事を削除しなさい。さもなければ、大変なことになる」と述べたとの記載の直後に、「その翌日」の出来事として不審車両や不審者の表現がなされており、一般通常人がこれを読めば、「科学的証拠は一切存在しない」との表現があっても、不審車両や不審者が原告らによるものという印象を抱くことは明らかである。</td><td>被告は、表現の中において、「それらをクリスチャントゥディやACMと結び付ける『科学的証拠』は一切存在しない。」と明言しているから（甲１の６・５枚目）、したがって、通常人がこの表現を読んだ場合に、原告会社、原告高柳が主体となって問題となっている行動を行っていると認識することはあり得ないから、原告高柳の社会的な評価を低下させるものではない。
また、仮に、原告高柳の社会的な評価を低下させるとしても、原告高柳がブログについて削除請求をしたことは事実であるから、表現内容は全て真実性、あるいは、相当性を有し、若しくは、論評としての相当性の範囲内であるから、被告は名誉毀損の責任を負わない。</td><td>甲１の６・５枚目</td></tr>
<tr><td>70</td><td>http://majormak.blogspot.com/2007/02/blog-post_9962.html
【訴状別紙発言目録2(1)①】</td><td>「高柳山谷会談への評価
高柳氏は当初救世軍側から御茶ノ水OCCビルでの会談の提案がなされていたのだが、不明の理由によって病的なほどにそこを避けた。彼の過剰防衛の姿勢の現れの一つであるが、完全にパラノイドの心理状態にあると判断される。」</td><td>論評
一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，原告高柳が精神疾患をり患していることを認識させる。そして，現在の一般的な市民感覚からすれば，精神疾患を抱えているという事実は，精神疾患を抱えている者の社会的評価を低下させるものである。特に，原告高柳は代表取締役であるところ，当該精神疾患は，その適格性に疑義が出されかねないところである。ゆえに，当該表現は，原告らの社会的評価を低下させる。
なお，仮に社会的評価を低下させないとしても，一般に人は精神疾患の有無を公表されたいとは考えておらず，ゆえに，精神疾患の有無はきわめてプライバシー性の高い事項であるといえるから，誰もが閲覧できるwebサイト上で公表することは，プライバシー侵害であり，当然に不法行為を構成する。</td><td rowspan="2">７０，７１番は一体の表現として理解されるべきである。被告は、２００６年１０月２２日に原告高柳と黛藤夫との間で行われた会談において、原告高柳が東京ソフィア教会を開拓したと述べているが（乙６３、７頁、１０頁、１４頁）、東京ソフィア教会週報である乙３５、乙３９を見れば、原告高柳が虚偽を黛に述べていることは明らかであることを踏まえて、２００７年１月２５日に行われた「高柳山谷会談」に同席していた精神病理学の専門家であり、医学博士号を有する訴外唐沢治の言葉を信用してそのまま転載したものであるし（乙１２ないし同１３）、また、準備書面（7）ｐ２０「8」にあるとおり、原告高柳は少なくとも３回は確信犯的に嘘をついているから、表現内容については真実性あるいは相当性が認められ、あるいは、論評としての相当性を逸脱するものでもない。なお、プライバシー権侵害の主張については、時期に遅れた攻撃防御であり、却下されるべきであるが、仮に、時期に遅れた攻撃防御に該当しないとしても、単なる論評行為の一環として、「パラノイド」ではないかと感想を述べているだけであるから、プライバシー侵害には該当しないというべきであるし、仮に、プライバシー侵害が問題になるとしても、原告高柳は新聞社の社長であり、その精神状態は、少なくともキリスト教関係者の正当な関心事と言えるから、プライバシー侵害とはならない。</td><td rowspan="2">乙１２、同１３、同３５、同３９、同６３、準備書面（７）</td></tr>
<tr><td>71</td><td>http://majormak.blogspot.com/2007/02/blog-post_9962.html
【訴状別紙発言目録2(1)②】</td><td>「パラノイド傾向と虚言性向は実はひとつの病理＝現実との乖離・遊＝によって生じるものであり、すでに会談に参加した3人についてはこの兆候が見られている。」</td><td>論評
一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，原告高柳が精神疾患をり患していることを認識させる。そして，現在の一般的な市民感覚からすれば，精神疾患を抱えているという事実は，精神疾患を抱えている者の社会的評価を低下させるものである。特に，原告高柳は代表取締役であるところ，当該精神疾患は，その適格性に疑義が出されかねないところである。ゆえに，当該表現は，原告らの社会的評価を低下させる。
なお，仮に社会的評価を低下させないとしても，一般に人は精神疾患の有無を公表されたいとは考えておらず，ゆえに，精神疾患の有無はきわめてプライバシー性の高い事項であるといえるから，誰もが閲覧できるwebサイト上で公表することは，プライバシー侵害であり，当然に不法行為を構成する。</td></tr>
<tr><td>72</td><td>http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog-post_09.html
【訴状別紙発言目録2(2)】</td><td>「高柳山谷会談の延期について
上記（４）について、太田少佐が「２ちゃんねるのログが開示された場合でも、本当にｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ側がやったのではないと言えますか？」と問うと、「絶対にやっていません」と高柳氏は答えたとのことである。」
「『絶対にやっていません』という言葉とは裏腹に、彼らは、救世軍を攻撃し続けることを決して諦めるつもりはないのであろう。その目的は明白であって、救世軍を攻撃し続けることによって、救世軍士官たる小生に有形無形の圧力をかけ、ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨのカルト疑惑を追求している小生の口を、永久に塞ごうとすることにある。」</td><td>一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，２ちゃんねるにおける誹謗中傷行為が，原告らによって行われていること，そして，原告らは以後も継続して行うつもりであること，その目的が，被告による原告らのカルト疑惑の追及をやめさせることにあるということを認識させるものである。それはつまり，原告らが，他人の人格をおとしめ，名誉を棄損する行為を平然と行う非合法な集団であること，また，原告らがカルトであり，反社会的団体であると認識させるものでもある。ゆえに，当該表現行為は，原告らの社会的評価を低下させる。
なお、「クリスチャントゥデイ側」と多少表現をぼかした表現についても、原告らの社会的評価が低下することは当然である。</td><td>この表現内容とともに、「昨年12月22日（土）を境に、ハンドルネーム「２３」と「情報省」は、２ちゃんねるから姿を消している。これに対して、救世軍の過去の不祥事を攻撃する書き込みは、12月22日（土）以降も引き続き行われ、年末に向って、救世軍攻撃の掲示板が２ちゃんねる内外に次々に「新設」されるなど、むしろ事態は激化して行った。」という表現が存在している（甲１の９・１頁）。
この点、被告準備書面（５）第２の１１ないし１３において記載したとおりの事実の経過があったにもかかわらず、明らかに原告会社に好意的な立場から２ちゃんねるにおいて救世軍関係者の不祥事に関する記述を繰り返すという出来事があり、それだけではなく、これからも救世軍攻撃を行うとの書き込みが２ちゃんねる上においてなされるに至っているという事実があり（乙２）、これを記載したものであるから、本表現については真実性・相当性が認められ、被告はこの事実を前提として、事実に対する自らの解釈、感想を述べているに過ぎず、論評としての相当性の範囲を逸脱するものではない。</td><td>甲１の９、乙２、準備書面（５）</td></tr>
</table>

73	http://majormak.blogspot.com/2008/01/blog-post_18.html 【訴状別紙発言目録2(5)①】	「太田高柳会談 高柳氏は太田少佐に対して、泣きながら懇請し続けたとのこと。涙を流して語る姿に、太田少佐は尋常ならざるものを感じ、その背後に立って操るダビデ張在亨の意志を見る思いがして、心が痛んだそうである。」	一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，原告高柳は，ダビデ張在亨によってその人格を操られており，原告高柳自身の人格はないと認識させるものである。このことは，自律的に判断・行動している者の人格を否定するものである。ゆえに，当該表現行為は，原告らの社会的評価を低下させる。	７３番ないし７５番は一体として評価されるべきである。準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（９）において詳述したとおり、原告高柳、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告高柳、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、原告高柳をはじめとする構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団、すなわち、カルト集団であることは明らかである。そして、準備書面（９）において詳述したとおり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、教団の教えと同様の思考をするようなマインドコントロールが行われていることは真実である。このように、原告高柳がダビデ張の強い影響下にあることは事実であり、また、太田高柳会談における原告高柳の言動も全て事実であるから、表現内容は全て真実性、相当性を有し、あるいは、論評としての相当性を有するから。被告は名誉毀損の責任を負わない。	準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（９）
74	http://majormak.blogspot.com/2008/01/blog-post_18.html 【訴状別紙発言目録2(5)②】	「香港で設立された『独立調査委員会』が着手した調査が、ダビデ張にとって思わしくない方向に推移しつつあり、張が日本代表使役者の高柳氏に『なんとかしろ』と無理難題を命じているのではあるまいか、と小生は想像する。気の毒なのは、ダビデ張と現実との間に立たされて苦悶する高柳氏の姿である。」	一般の読者が通常の注意で当該表現行為を読めば，「思わしくない方向に推移」とは，従前被告がﾌﾞﾛｸﾞにて主張していたとおりに，ダビデ張が統一教会の信者であり，原告ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨもまた統一協会の一部または統一協会を信奉する者，であるとの判断が，香港の独立調査委員会によってなされる，したがって，原告らは統一協会の一部ないしは信奉者である，と認識する。ところで，統一協会は反社会的団体であるから，一般の読者は，原告らも反社会的な存在として認識する。ゆえに，当該表現行為は，原告らの社会的評価を低下させる。		
75	http://majormak.blogspot.com/2008/01/blog-post_18.html 【訴状別紙発言目録2(5)③】	「説教調で、喋り始めたとのこと。このあたりから、高柳氏の様子が尋常ではなくなり、涙を流し、延々と語り続けた、ということです。」	一般の読者が通常の注意で当該表現行為及び前後関係を含めて読むと，原告高柳が，ダビデ張による人格のコントロールを受けており，説教調の口調と，涙ながらの会話も全て，ダビデ張によるマインドコントロールによって行われているものであり，原告高柳自身の人格はないと認識させるものである。このことは，自律的に判断・行動している者の人格を否定するものである。ゆえに，当該表現行為は，原告らの社会的評価を低下させる。		
76	http://dqa.blogspot.com/ 【訴状別紙発言目録2(6)①】	「高柳泉牧師について 高柳泉氏は、2003年2月にダビデ張在亨氏に伴われて帰日。間もなく安マルダ氏、李錫珍氏、中植至唯氏らと渡韓して、5月17日にダビデ張在亨氏から牧師按手を受けていたことが、東京ソフィア教会週報から判明している。」	CTが、「異端的教義」を説く者であり、統一教会と繋がりのあるダビデ張在亨の思想に同調する者を役員として擁しており、CTが統一教会に同調する企業であるとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低価させる。 高柳氏が、統一教会と繋がりのある、「異端的教義」を説くダビデ張在亨の思想に同調する者であるとの印象を与える表現であり、高柳氏の社会的評価を低価させる。	準備書面（７）において詳述したとおり、原告高柳がダビデ張から牧師按手を受けたことは事実であり、当該表現については、真実性・相当性が認められ、論評としての相当性が認められるため、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（７）
77	http://dqa.blogspot.com/ 【訴状別紙発言目録2(6)②】	「高柳泉氏は、これまで日本教界に対して、ロサンゼルス・ピルグリム教会幹事であったこと、自分が「日本代表使役者」の立場であること、日本キリスト教長老教会牧師であること等々を隠し、「自分たちに組織的背景は無い」と、嘘の説明をして来た。自分たちの教団と教会を持ちながら、しかも、牧師であることを隠しながら、日本基督教団聖ヶ丘教会やウェスレアンホーリネス淀橋教会といった「教界重要人士」（重鎮）が牧会する教会に入り込み、対外的には「自分は聖ヶ丘教会の客員です」「淀橋教会の客員です」と説明して来た高柳氏の行為は、実に不審であり不適切と言うほかない。」	CTが、自らの経歴を隠し嘘の説明をする人物を役員として擁しているとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低価させる。 高柳氏が、自らの経歴を隠し嘘の説明をする人物であるとの印象を与える表現であり、高柳氏の社会的評価を低価させる。	準備書面（７）第４において詳述したとおり、当該表現については、真実性・相当性が認められ、論評としての相当性が認められるため、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（７）
78	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面22頁ア⑦】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「高柳泉 留学中にダビデアンの伝道を受け、ダビデ張在亨を「来臨のキリスト」と確信。」	「ダビデ張在亨を『来臨のキリスト』と確信。」との表現は、原告高柳が張在亨氏を「来臨のキリスト」とする異端の教義を信奉していることを意味する表現である。「異端」とされることによる社会的評価の低下については、毀損表現No.22参照。 また、CTが、統一教会と繋がりのあるダビデアン及びダビデ張在亨の思想に同調する者を役員として擁しており、CTが統一教会に同調する企業であるとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低価させる。 高柳氏が、統一教会と繋がりのあるダビデアン及びダビデ張在亨の思想に同調する者であるとの印象を与える表現であり、高柳氏の社会的評価を低価させる。	準備書面（７）において詳述したとおり、原告高柳がダビデ張から牧師按手を受けたことは事実である。準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（９）において詳述したとおり、原告高柳、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告高柳、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、原告高柳をはじめとする構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団、すなわち、カルト集団であることは明らかである。そして、準備書面（９）において詳述したとおり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、教団の教えと同様の思考をするようなマインドコントロールが行われていることは真実である。 このように、原告高柳がダビデ張の強い影響下にあることは事実であり、また、太田高柳会談における原告高柳の言動も全て事実であるから、表現内容は全て真実性、相当性を有し、あるいは、論評としての相当性を有するから，被告は名誉毀損の責任を負わない。原告高柳、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告高柳、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、原告高柳をはじめとする構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団、すなわち、カルト集団であることは明らかである。そして、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、教団の教えと同様の思考をするようなマインドコントロールが行われていることは真実である。 このように、原告高柳がダビデ張の強い影響下にあることは事実であり、また、太田高柳会談における原告高柳の言動も全て事実であるから、表現内容は全て真実性、相当性を有し、あるいは、論評としての相当性を有するから、被告は名誉毀損の責任を負わない。	準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（９）
79	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html 【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面23頁ア⑨】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「ソラグラディア ダビデアンの日本代表使役者で、クリスチャントゥデイ社長の高柳泉が匿名で開設したブログのこと。正式名称は「Sola Gratia　信仰と宣教の自由を守る者たちの集い」。Sola Gratiaとは、ラテン語で「ただ恵みのみ」の意。その内容は、ダビデアンの異端カルト性を追及する山谷少佐を悪質な誹謗中傷で攻撃し、山谷少佐のクレジットを落とすことだけに完全に特化している。」	CTが、統一教会と繋がりのあるダビデアンに同調し被告をブログで誹謗中傷で攻撃する者を役員として擁しており、CTが統一教会に同調する企業であるとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低価させる。 高柳氏が、統一教会と繋がりのあるダビデアンに同調し被告をブログで誹謗中傷で攻撃する者であるとの印象を与える表現であり、高柳氏の社会的評価を低価させる。	一般人がこの表現を見た場合に、原告会社が統一協会の関連会社であるという印象を受けることはない。仮に、そのような印象を受けるとしても、準備書面（７）ｐ２３「２」において詳述したとおり、原告会社の役員の多くはダビデ張から牧師の按手礼を受けている。また、原告会社の所属する宣教の共同体においては、統一協会類似の教義が信じられている。ダビデ張氏の統一協会歴として挙げられている訴状別紙発言目録１（１２）　（ア）ないし（エ）に記載している事実については、全て真実であり、しかも、原告会社の代表者である原告高柳自身がこれを否定することなく、全て認めている（乙６３・８頁、１５頁ないし１９頁）。また、原告会社は、クリスチャントゥディ日本版として位置づけられ（なお、乙１２７の原告のホームページを見ればその事実は一層明らかとなる）、後に法人格を取得しているに過ぎない以上、クリスチャントゥディの設立者であるダビデ張の意向を受けて設立された会社であり、また、ダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の一構成組織でしかないことは明らかであり、原告会社が所属する宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、その信仰心に基づき、構成員達が自由、人権を非常に制約される非常に統制度の高い生活を受け入れていることに鑑みれば、原告会社は、ダビデ張を再臨のキリストとして、絶対的な指導者として信奉するという通常とは異なる「狂信的な崇拝」をしている集団であることは明らかであり、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、両者の間には密接な関係性が存在することは明らかである。特に、乙６８を見れば、ダビデ張が紙面の内容についてまで細かく命令をしていることは明らかであり、今回の訴訟の提起についてもダビデ張の指示命令によるものであり（乙６８ｐ２）、原告会社は実質的にダビデ張の支配下にあり、ダビデ張が設立したと評価しうる企業体である。 また、ソラグラディアは原告高柳が開設したブログであり（乙１０２）、原告高柳は日本代表使役者に任命された後、ダビデ張が総会長を務める大韓国イエス教長老合同福音総会において、ダビデ張自身から牧師の按手を受けており，ソラグラティアの内容に鑑みれば、被告を誹謗中傷して攻撃することを目的としたブログであることは明らかである。 以上のとおり、表現の重要部分には真実性・相当性が認められるから、 名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	乙６３、同６８、同１０２．同１２７、準備書面（４）、準備書面（７）、準備書面（８）、準備書面（９）

80	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面24頁ア⑩の3】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「現在の代表取締役である高柳泉は、ダビデアンの「日本代表使役者」である。」	CTが、「異端的教義」を説き、統一教会と繋がりのあるダビデアンに同調する者を役員として擁しており、CTが統一教会に同調する企業であるとの印象を与える表現であり、CTの社会的評価を低価させる。 高柳氏が、「異端的教義」を説き、統一教会と繋がりのあるダビデアンに同調する者であるとの印象を与える表現であり、高柳氏の社会的評価を低価させる。	準備書面（7）第4において詳述したとおり、当該表現については、真実性・相当性が認められ、論評としての相当性が認められるため、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（7）
81	http://majormak.blogspot.com/2007/01/blog-post_07.html【訴状別紙発言目録3(1)①】	「ｸﾘｽﾁｬﾝﾄｩﾃﾞｨ疑惑を中途総括する １３．矢田記者と井手記者との面談 この三つの質問に対する矢田氏と井手氏の返答が、小生が手にしている資料や脱会者証言と一致しないのは、明らかであった。なぜ彼らは嘘をつくのか？しかし、矢田氏も井手氏も、小生の眼をまっすぐみつめながら、しかも、その眼をきらきらと輝かせながら、「まったく一致しないこと」を言ってのけたのである。資料と脱会者証言が正しいと仮定し、矢田氏と井手氏が嘘をついていると考えた場合、そこから導き出される推論は、小生にはひとつしかなかった。二人は何らかのマインドコントロールを受けて、平気で嘘を言えるよう、人工的な人格を被せられてしまっている、ということである。」	「マインドコントロール」と言う言葉は、反社会的な行動をするカルト的な宗教が信者管理のために駆使する心理的手法として一般的に認識されている。矢田氏がマインドコントロールを受けているとの摘示は、矢田氏があたかも反社会的なカルトに関わりがあるという印象や、その結果平気で嘘を言える社会的に不適切な人間であるかのような印象を読者に与えるもので、矢田氏の社会的評価を低下ならしめる。	原告準備書面（4）ｐ３２イにあるとおり、原告矢田は嘘をついたことを自認している。被告準備書面（5）第2の3に記載したとおり、原告矢田と井手北斗に対し、脱会者から聞いていた情報に基づき、「あなたがたは現役の大学生ではありませんか？」、「あなたがたは東京ソフィア教会にいたことがありませんか？」、「原告会社はベレコムと関係があるのではないですか」と問いただしたところ、「大学生ではなく社会人です」「東京ソフィア教会にいたことはありません」「当社とベレコムの関係はありません」との返事があり、それが明らかに虚偽の回答であったという事実があった（乙8）。さらに、原告矢田、井手北斗は、準備書面（7）ｐ１５「2」、同ｐ２１第5において詳述したとおり、両名共にダビデ張を再臨のキリストとして信奉し、その指示するままに活動する教団（宣教の共同体）の信者である。そして、準備書面（9）において詳述したとおり、宣教の共同体においては、原告会社も含めて、信者の自己決定権を侵害するような教え込みを通じて植え込まれた熱狂的としか言いようがない信仰が共有されており、教団の教えと同様の思考をするようなマインドコントロールが行われていることは真実であり、その事実を踏まえた上で、「資料と脱会者証言が正しいと仮定し、矢田氏と井手氏が嘘をついていると考えた場合、」と仮定的な議論を展開した上で論評しているに過ぎないから、ことを明示した上での論評行為に過ぎず、論評の前提となる事実は真実性・相当性を有し、かつ、論評としての相当性の範囲を逸脱するものではない。	乙8、準備書面（5）、準備書面（6）、準備書面（7）、準備書面（9）、
82	http://majormak.blogspot.com/2007/02/blog-post_9962.html【訴状別紙発言目録3(2)①】	「高柳山谷会談への評価」 「パラノイド傾向と虚言性向は実はひとつの病理＝現実との乖離・遊＝によって生じるものであり、すでに会談に参加した3人についてはこの兆候が見られている。」	「会談に参加した３人」のうち２人が高柳氏及び矢田氏であったことは、本ブログ内に記載があり読者には一目瞭然であった。そのような中では、あたかも矢田氏が現実との乖離という精神的な病理があるような印象を「パラノイド傾向」「虚言性向」の兆候が見られるという摘示と相俟って読者に与えるものである。「パラノイド傾向」「虚言性向」という言葉から、不適切な言動や行動を行う反社会的人格の持ち主なのではないか、しかもそれが病理に基づくとなれば著しいものではないか、という印象を読者に与えるものであり、矢田氏の社会的評価を低下ならしめる。	原告準備書面（4）ｐ３２イにあるとおり、原告矢田は嘘をついたことを自認している。被告準備書面（5）第2の3に記載したとおり、原告矢田と井手北斗に対し、脱会者から聞いていた情報に基づき、「あなたがたは現役の大学生ではありませんか？」、「あなたがたは東京ソフィア教会にいたことがありませんか？」、「原告会社はベレコムと関係があるのではないですか」と問いただしたところ、「大学生ではなく社会人です」「東京ソフィア教会にいたことはありません」「当社とベレコムの関係はありません」との返事があり、それが明らかに虚偽の回答であったという事実があった（乙8）。その上で、精神病理学の専門家であり、医学博士号を有する訴外唐沢治の言葉を信用してそのまま転載したものであるから（乙１２ないし同１３）、、表現内容については真実性あるいは相当性が認められ、あるいは、論評としての相当性を逸脱するものでもない。	乙8、同１２、同１３、原告準備書面（4）
83	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面16～17頁ア①】	このブログには「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「クリスチャントゥデイの矢田喬大記者が山谷少佐に電話で「告訴する」と威嚇した」	「威嚇」という表現は、何かの目的達成のために採られる行動のうち、不適切で反社会的な手法のひとつとして用いられる。あたかも矢田氏が「威嚇」という不適切で反社会的な行動を行う人物であるかのような印象を読者に与えるもので、矢田氏の社会的評価を低下ならしめる。	被告に対し、原告矢田から2006年10月3日から4日にかけて、ブログの削除要求の電話が三回あった。第一回は「ブログを削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は問題の記事を削除し、削除理由をブログに掲載した。第二回は「削除理由も削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は削除理由の一部を伏字にする措置を取った。第三回は「伏字でも問題があり、すべて削除しなければ裁判に訴える」との威嚇であり、被告は削除理由をも全部削除した。表現の重要部分には真実性・相当性が認められるから、名誉毀損に基づく責任を負うことはない。	準備書面（１０）
84	http://majormak.blogspot.com/2007/05/blog-post_2093.html【訴状別紙発言目録1(16)②、第3準備書面21頁ア⑥】	このブログにはインデックスとして「ダビデアン用語集」というブログへのリンクが貼付されているところ，同ブログ中の次の表現。 ↓ 「千葉信望協会 「千葉信望教会」では、「摂理」（JMS）メンバーを目標とした伝道活動も行われていたようであり、クリスチャントゥデイに矢田喬大記者が書いた「摂理脱会手記」は、自身の千葉信望教会での体験を綴ったものではないかとの観測が一部にある。」	論評 この推論は、第一に、あたかも矢田氏がダビデアンの本拠地である千葉信望教会で活動していたカルトに関わる人間であるかのような印象を与え、第2に、反社会的団体である「摂理」（教祖が教義の名の下に数多くの婦女暴行を繰り返し、国際手配された団体）の伝道活動をしていたとの印象を読者にあたえるのであって、矢田氏の社会的評価を低下させる。 また、原告矢田が「摂理の伝道活動をしていた」とまでは思わなくとも、「摂理」を引き合いに出すことで、原告矢田自身がカルト教団に関わっていたかのような印象を抱かせる。また、主人公が信者になる前に離れたとしても、「カルト教団に関わった」だけで十分に社会的評価を低下させる。	当該表現を通常人が読んだ場合には、「原告矢田が千葉信望教会で『摂理』の伝道活動をしていた」という印象を与えることはないし、当該記事（乙１３７）の主人公は摂理の信者になる前に摂理を離れているから（乙１３７）、如何なる意味においても、原告矢田の社会的な評価を低下させるものではない。	乙１３７

別紙

謝　罪　文

当ブログにおいて、株式会社クリスチャントゥデイ・高柳泉氏・矢田喬大氏に関し、事実に反する書き込みを行い、同人らの名誉を傷つけ、多大なご迷惑をおかけしました。同人らに対し、深くお詫びし、謝罪いたします。

字の大きさ　表題の「謝罪文」については16ポイント、本文については12ポイントとする

掲載場所　ヘッター部分の下2センチメートルに表題「謝罪文」がくるようにする。

これは正本である。

平成２５年１１月１３日

東京地方裁判所民事第１７部

裁判所書記官　尼　子　まゆみ

東京 11-068014